

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014)年 6 月
国際医療福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学修と教授	15
基準 3 経営・管理と財務	61
基準 4 自己点検・評価	81
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A 国際性	89
基準 B 社会貢献と地域連携	96
V. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

国際医療福祉大学（以下、「本学」という。）は、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を建学の精神とし、その精神のもと、多彩な医療福祉専門職の育成とその地位向上を目指し、平成7(1995)年4月に「日本初の医療福祉の総合大学」として開学した。

この建学の精神「共に生きる社会」の実現は、生涯をとおして人権擁護に尽力した初代学長の大谷藤郎により提唱され、本学の医療福祉教育における各専門職の隔壁を外し、医療や福祉の専門職を目指す学生が同じキャンパスで共に学び、自らの専門に加え、常に自分の専門以外の幅広い知識や他人に対する優しい心を養うことが重要との考えのもと、開学から一貫して掲げてきたものである。

2. 基本理念・教育理念

建学の精神である「共に生きる社会」を実現するという目標を達成するために、3つの基本理念と7つの教育理念を掲げ、各分野の専門職を養成する医療福祉の総合大学として、特色ある教育を実践している。

3つの基本理念

(1) 人間中心の大学

プロフェッショナルとしての専門的な知識や技能の修得にとどまらず、幅広くバランスの取れた良識ある人間を育成すること。

(2) 社会に開かれた大学

学問を創造的に追究するとともに、地域社会と一体となり、地域の医療福祉のニーズに応え、地域社会や医療福祉に関わる各界の人々の生涯教育の拠点としても機能できる大学となること。

(3) 国際性を目指した大学

国際的センスを備え、いかなる国の人々とも伸び伸びと協働できる真の国際人を育成すること。

7つの教育理念

(1) 人格形成

知識・技術のみに偏しない知・情・意を兼ね備えた人材を育み、「共に生きる社会」を目指していく。自ら考え、自ら行動する幅広くバランスの取れた人格の形成を図る。

(2) 専門性

日進月歩する医療福祉の高度化・専門分化に対応した、学問の確立と研究の推進を行う。医療福祉のプロフェッショナルとしてふさわしい能力を学生生活で身につけていく。

(3) 学際性

医療福祉分野の大学の特性を生かして、他学科の専門科目も教養として修得し、授

業外活動も重視する。総合的教養を併せ持つ医療福祉専門職を目指す。

(4) 情報科学技術

情報化社会の進展に対応できるよう、すべての学科において最新の知識・技術を修得させ、情報科学技術に強い医療・福祉専門職を育成する。

(5) 国際性

語学教育など一般教育だけでなく、専門教育や学生生活を通じて、人間（私人）としても専門家（公人）としても国際的視野を持った人材を育てる。

(6) 自由な発想

人間としての品位や、社会のルール・マナーの遵守を前提におきながら、学生個人の自由な発想や行動を歓迎し、特に宗教・思想・社会運動への関心や探究を尊重する。

(7) 新しい大学運営

時代の変化に即応して、大学の運営も年功序列を廃し、学生の立場から教員の評価もできるシステムを導入するなど、適時見直しを進め、自由闊達な校風の中で学生の自主性を育む努力をする。大学院教育については、特に生涯学習の視点に立って専門職育成のための教育、研究の充実を図る。

3. 使命・目的

学部は、国際医療福祉大学学則（以下、「学則」という。）第1章第1節第1条に「目的」を次のように規定している。

第1条 国際医療福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

大学院は、国際医療福祉大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第1章第1条に「目的」を次のように規定している。

第1条 国際医療福祉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

本学の掲げる「3つの基本理念」及び「7つの教育理念」のもと、病める人も、障害を持つ人も健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を目指し、広い視野を持つ医療福祉専門職の育成に、全学を挙げて取り組んでいる。

4. 個性・特色等

本学は「医療福祉の総合大学」として、医師以外の医療福祉の専門職の育成とその地位

向上を志し、栃木県及び大田原市の協力・支援のもと「公私協力方式」として、平成7(1995)年に栃木県大田原市に開学し、平成27(2015)年には開学20周年を迎える。

本学の特色の主なものは、以下のとおりである。

■関連職種連携教育（IPE：Interprofessional Education）

現在、医療福祉の現場では、一人の患者様や利用者の方に対して複数の医療福祉専門職が連携・協力して治療やケアにあたる「チーム医療・チームケア」の必要性が求められている。これは、より質の高い治療やサービスを患者様や利用者へ提供するために不可欠といわれている仕組みである。本学では、さまざまな医療福祉専門職を育成すると同時に、「チーム医療・チームケア」の考え方や必要なスキルを在学中から身に付られるように「関連職種連携教育」というカリキュラムを導入している。この教育は、「関連職種連携論（講義）」「関連職種連携ワーク（問題解決型体験学習）」「関連職種連携実習（臨地実習）」の3段階からなるプログラムである。

■豊富な実習施設

本学は4つの附属病院・関連施設をはじめ、臨床医学研究センターという位置づけの病院や施設を各地に保有し、学生の臨地実習教育として活用している。豊富な施設での臨地実習教育により、学生は低学年次から病院や施設を身近に感じ、将来の医療福祉専門職としての自覚を強めるとともに、利用者との人間関係を通じて、「共に生きる社会」を実感できる。

■国際交流

本学の基本理念のひとつである「国際性を目指した大学」をもとに、国際的センスを備えた真の国際人を育成するため、学内組織に国際交流センター及び国際部国際交流室、国際協力室を設置し、学生・教員の国際交流の推進やアジア諸国を中心とした海外協力の推進を図っている。主に、留学生の受け入れ促進や生活支援、「海外保健福祉事情」の実施、海外大学との協定締結などを行い、世界を視野に入れた教育やアジア各国において指導者となる医療専門職の育成などを行っている。

■社会貢献と地域連携

本学の基本理念のひとつである「社会に開かれた大学」をもとに、地域社会と一体となり、地域の医療福祉のニーズに応え、生涯教育の拠点として機能できる大学であるとともに、学則第60条に則り、社会人の教養を高め文化の向上に資するため公開講座や各種講習会を開催している。また、ボランティア委員会や地域交流委員会が中心となり、学生及び教職員によるボランティア活動の支援体制を構築している。

■（大学院）社会人が学びやすい環境

本学大学院は、医療福祉専門職の方々のニーズに応えるため、栃木県・東京都・神奈川県・静岡県・福岡県に6つのキャンパスを開設し、各キャンパスを同時双方向遠隔授業システムで結び、同じ授業をリアルタイムで受講できる環境を整えている。また、多くの授業を平日の夕方以降と土曜日の昼間に行うなど、社会人が学びやすい環境を整備している。

また、生殖補助医療胚培養分野や医療福祉ジャーナリズム分野など、社会のニーズをいち早く察知した新しい専攻や分野を開設している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 7 年 4 月	国際医療福祉大学を栃木県大田原市に開学（保健学部：看護学科・理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚障害学科・放射線・情報科学科開設）
平成 9 年 4 月	医療福祉学部（医療経営管理学科、医療福祉学科）開設
平成 11 年 4 月	大学院医療福祉学研究科保健医療学専攻（修士課程）開設
平成 13 年 4 月	大学院医療福祉学研究科に保健医療学専攻（博士課程）及び医療福祉経営専攻（修士課程）開設 大学院サテライトキャンパス（東京都、福岡市、柳川市）開設 IUHW アジア学生奨学金制度による留学生受け入れ開始
平成 14 年 4 月	保健学部視機能療法学科、医療福祉学部医療福祉学科に介護福祉士コース開設
平成 14 年 7 月	国際医療福祉大学附属熱海病院開設
平成 15 年 4 月	保健学部言語聴覚障害学科を保健学部言語聴覚学科に改称
平成 17 年 3 月	国際医療福祉大学附属三田病院開設
平成 17 年 4 月	大田原キャンパスに薬学部（薬学科）開設 福岡県大川市にリハビリテーション学部（理学療法学科、作業療法学科）開設
平成 18 年 4 月	神奈川県小田原市に小田原保健医療学部（看護学科、理学療法学科、作業療法学科）開設
平成 19 年 2 月	医療法人社団平成記念会国際医療福祉病院を学校法人が継承し、国際医療福祉大学病院として開設 国際医療福祉大学附属熱海病院を国際医療福祉大学熱海病院に改称 国際医療福祉大学附属三田病院を国際医療福祉大学三田病院に改称
平成 19 年 4 月	保健学部を保健医療学部に改称 リハビリテーション学部を福岡リハビリテーション学部で改称 福岡リハビリテーション学部言語聴覚学科開設 福岡リハビリテーション学部理学療法学科入学定員 40 人を 80 人に変更 大学院医療福祉学研究科に臨床心理学専攻（修士課程）開設
平成 20 年 4 月	大学院 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成プラン」に基づく 3 コース開設（がん治療放射線技師コース、がん薬物療法認定薬剤師コース、がん登録専門コース）
平成 21 年 4 月	福岡県福岡市に福岡看護学部開設 医療福祉学部の医療経営管理学科及び医療福祉学科を統合し、医療福祉・マネジメント学科を開設 大学院薬科学研究科 医療・生命薬科学専攻（修士課程）開設 国際医療福祉大学塩谷病院開設 国際医療福祉大学塩谷看護専門学校開設
9 月	先端漢方医薬学教育研究センター設立
平成 22 年 4 月	大学院薬科学研究科 生命薬科学専攻（修士課程）開設
10 月	那須セミナーハウス（研修・福利厚生施設）開設
平成 24 年 2 月	国際医療福祉大学放射線防災研究センター開設
4 月	大学院薬学研究科 医療・生命薬学専攻（博士課程）開設 大学院薬科学研究科 医療・生命薬科学専攻（修士課程）廃止
平成 25 年 4 月	福岡リハビリテーション学部を福岡保健医療学部に改称 福岡保健医療学部に医学検査学科開設 福岡看護学部を福岡市早良区百道浜地区に移転 大学院 文部科学省の「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に基づく「がん先端医療に対する多職種連携重点コース（看護師、診療放射線技師、薬剤師）」開設

2. 本学の現況

・ 大学名 国際医療福祉大学

・ 所在地

(学部)

キャンパス名	所在地
大田原キャンパス 保健医療学部・医療福祉学部・薬学部	栃木県大田原市北金丸 2600-1
小田原キャンパス 小田原保健医療学部	神奈川県小田原市城山 1-2-25
福岡キャンパス 福岡看護学部	福岡県福岡市早良区百道浜 1-7-4
大川キャンパス 福岡保健医療学部	福岡県大川市榎津 137-1

(大学院)

キャンパス名	所在地
大田原キャンパス	栃木県大田原市北金丸 2600-1
東京青山キャンパス	東京都港区南青山 1-3-3 青山一丁目タワー4・5F
小田原キャンパス	神奈川県小田原市城山 1-2-25
熱海キャンパス	静岡県熱海市東海岸町 13-1 国際医療福祉大学熱海病院内
福岡キャンパス	福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-16
大川キャンパス	福岡県大川市榎津 137-1

・ 学部の構成

(学部)

学部名	学科名
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 視機能療法学科 放射線・情報科学科
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科
薬学部	薬学科
小田原保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科
福岡看護学部	看護学科
福岡保健医療学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 医学検査学科

(大学院)

研究科名	専攻名	分野名
医療福祉学研究科 (修士課程)	保健医療学専攻	看護学分野 ナースプラクティショナー養成分野 助産学分野 理学療法学分野 作業療法学分野 言語聴覚分野 視機能療法学分野 福祉支援工学分野 リハビリテーション学分野 放射線・情報科学分野 生殖補助医療胚培養分野
	医療福祉経営専攻	医療経営管理分野 診療情報アナリスト養成分野 医療福祉国際協力学分野 先進的ケア・ネットワーク開発研究分野 医療福祉学分野 医療福祉ジャーナリズム分野
	臨床心理学専攻	
医療福祉学研究科 (博士課程)	保健医療学専攻	看護学分野 助産学分野 理学療法学分野 作業療法学分野 言語聴覚分野 視機能療法学分野 福祉支援工学分野 リハビリテーション学分野 放射線・情報科学分野 生殖補助医療胚培養分野 医療福祉経営学分野 診療情報管理・分析学分野 医療福祉国際協力学分野 先進的ケア・ネットワーク開発研究分野 医療福祉学分野 医療福祉ジャーナリズム分野 医療福祉心理学分野
薬科学研究科 (修士課程)	生命薬科学専攻	生命薬学分野 医療薬学分野
薬学研究科 (博士課程)	医療・生命薬学専攻	

・ 学生数、教員数、職員数

・ 学部 of 学生数 (平成 26(2014)年 5 月 1 日現在)

※()内の数値は完成年次の収容定員

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数						合計
				1年	2年	3年	4年	5年	6年	
保健医療学部	看護学科	100	400	125	133	117	131			506
	理学療法学科	80	320	100	106	105	100			411
	作業療法学科	80	320	98	105	103	100			406
	言語聴覚学科	80	320	97	107	101	100			405
	視機能療法学科	40	160	53	54	50	44			201
	放射線・情報科学科	100	400	134	136	131	131			532
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	160	640	182	189	174	181			726
	3年次編入学	5	10							
薬学部	薬学科	180	1080	200	212	201	189	163	120	1,085
小田原	看護学科	50	200	59	64	60	52			235
保健医療学部	理学療法学科	40	160	47	49	52	56			204
	作業療法学科	40	160	53	50	50	45			198
福岡看護学部	看護学科	80	320	103	107	99	96			405
福岡 保健医療学部	理学療法学科	80	320	94	105	102	82			383
	作業療法学科	40	160	48	56	46	45			195
	言語聴覚学科	40	160	48	50	45	36			179
	医学検査学科※	80	160 (320)	88	117					205
計		1,275	5,290 (5,450)	1,529	1,640	1,436	1,388	163	120	6,276

国際医療福祉大学

・大学院の学生数（平成26(2014)年5月1日現在） ※（ ）内の数値は完成年次の収容定員

研究科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数			
				1年次	2年次	3年次	合計
医療福祉学研究科（修士課程）	保健医療学専攻	100	200	137	113		250
	医療福祉経営専攻	50	100	57	43		100
	臨床心理学専攻	25	50	24	23		47
医療福祉学研究科（博士課程）	保健医療学専攻	50	150	73	55	64	192
薬科学研究科（修士課程）	生命薬科学専攻	5	10	2	0		2
薬学研究科（博士課程）	医療・生命薬学専攻 ※	5	15 (20)	2	6	7	15
合 計		235	525 (530)	295	240	71	606

・教員数（平成26(2014)年5月1日現在）

学部・研究科	学科	専任教員数				助手	合計
		教授	准教授	講師	助教		
保健医療学部	看護学科	6	4	12	8	4	34
	理学療法学科	4	3	1	7	2	17
	作業療法学科	4	3	1	6	0	14
	言語聴覚学科	7	4	2	5	1	19
	視機能療法学科	4	2	1	3	1	11
	放射線・情報科学科	9	4	5	2	0	20
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	9	12	6	5	3	35
薬学部	薬学科	17	4	7	12	5	45
小田原保健医療学部	看護学科	7	6	10	3	0	26
	理学療法学科	4	1	4	4	0	13
	作業療法学科	5	0	5	4	0	14
福岡看護学部	看護学科	11	8	8	8	0	35
福岡保健医療学部	理学療法学科	6	5	4	5	0	20
	作業療法学科	6	3	3	1	0	13
	言語聴覚学科	6	1	3	4	0	14
	医学検査学科	8	2	1	2	1	14
センター等		14	8	6	3	0	31
大学院		165	70	32	9	0	276
国際医療福祉総合研究所		9	6	0	0	0	15
附属病院		122	42	33	0	0	197
その他（臨床医学研究センター他）		7	2	0	0	0	9
合 計		430	190	144	91	17	872

・職員数（平成26(2014)年5月1日現在）

	正職員	嘱託	パート	合計
人数	2,119	502	322	2,943

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

[事実の説明]

・学部は、建学の精神である「共に生きる社会」の実現のため、3つの基本理念と7つの教育理念を掲げている。本学の使命・目的は、その建学の精神、基本理念及び教育理念を踏まえ、学則第1条に明記している。

また、学則第2条では、学部ごとに教育研究上の目的を明確に定め、基準2で述べるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに反映している。

・これらにより本学は、医療福祉の高度化・複雑化に対応できる高い技術・判断力・柔軟性、更には人間としての教養を身につけ、それぞれの専門分野において指導者となり得る人材の育成を目指している。特に、学則に掲げている「保健医療福祉に貢献する有能な人材の育成」を達成するために、臨地教育に力を入れている。すなわち、開学以来、附属病院・関連施設を整備・拡充し、教育と臨地活動の一体化を図っている。結果として、学生は1年次から病気や障害を持つ人と直接触れ合う機会が得られ、医療福祉専門職を目指す動機付けの一助となっている。

・大学院は、学部同様、使命・目的を大学院学則第1条に明記している。

更に、「国際医療福祉大学大学院教育研究上の目的を定める規程」において、各研究科及び専攻の教育研究上の目的を明確に定め、基準2で述べるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに反映している。

[自己評価]

使命・目的及び教育目的は大学ホームページ等に公表しており、その意味・内容には具体性と明確性があると判断する。

1-1-② 簡潔な文章化

[事実の説明]

使命・目的及び教育目的は、学則、大学院学則、大学ホームページ、大学ガイドブック等に簡潔な文章で明示している。

[自己評価]

各媒体に明示している使命・目的及び教育目的は明確であり、その表現も簡潔明瞭に説明している。

[エビデンス集]

【資料 1-1-1】学則、大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-2】大学院教育研究上の目的を定める規程

【資料 1-1-3】履修の手引き、学生生活の手引き【資料 F-5】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は開学時から一貫しており、ホームページなどで具体的かつ明確に公開しているが、今後とも様々な媒体を活用し、継続して広報活動を充実していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

[事実の説明]

・本学は、建学の精神と基本理念・教育理念のもと、「医療福祉の総合大学」として多彩な医療福祉専門職の育成とその地位向上を志し、開学以来、医療福祉の高度化・専門化に対応できる高い技術と知識、優れた判断力と教養を併せ持つとともに、それぞれの専門分野において指導者となりうる人材を育成している。

・本学の個性・特色は、①関連職種連携教育、②豊富な実習施設、③国際交流、④社会貢献と地域連携、⑤社会人が学びやすい環境を有する大学院であり、ホームページやガイドブックにおいて、これらについて詳しい解説を加えて、明示している。

[自己評価]

本学の個性や特色は、使命・目的及び教育目的に明確に反映されている。

[エビデンス集]

【資料 1-2-1】大学ガイドブック 2015【資料 F-2】と同じ

【資料 1-2-2】ホームページ（個性・特色）

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学は、学則、大学院学則において使命・目的を定めているが、これは学校教育法の大学の設置目的を遵守しているものであり、また、大学設置基準第2条に基づき学則第2条に学部・学科ごとに教育研究上の目的を定めている。

更に、大学設置基準第40条の4の規定に基づく学部・学科の名称は、理解しやすい呼称となっており、本学の教育研究上の目的に合致したふさわしいものとなっている。

【自己評価】

法令等を遵守して、教育研究を行っているものと判断する。

【エビデンス集】

【表 3-2】大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

【資料 1-2-3】学則、大学院学則【資料 F-3】と同じ

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

本学は法令の改正や医療制度改革に伴う社会情勢等、大学を取り巻く状況の変化を考慮に入れ、必要に応じ自己点検・評価委員会において適切性を検証し、学部長・学科長会議、教授会(専任教員代表者会議)、大学院研究科会議及び大学院代表者会議、管理運営委員会、経営会議、理事会において審議し、必要な改正を行う体制を整えている。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、社会情勢等を見据えながら、自己点検評価を実施し検証することにより、必要に応じて見直しなどを継続していく体制を整えていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 1-2-4】2002年度自己点検・評価報告書

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的の適切性については、本学の自己点検・評価委員会において定期的に点検・評価を行うものとし、引き続き法令を遵守するとともに、地域社会における医療福祉のニーズに迅速かつ適切に応えられる体制を整えていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

[事実の説明]

使命・目的及び教育目的は、学則に明示しているほか、大学ガイドブック 2015、ホームページ、履修の手引き等にも掲載している。また、全教職員が出席対象となる「辞令交付式」、「教職員総会」では、理事長及び学長挨拶の中でも言及しており、教職員が一丸となって取り組む使命・目的として理解と支持を得ている。なお、基本理念・教育理念、使命・目的等を改定する際は、自己点検・評価委員会、学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）、大学院研究科会議及び大学院代表者会議、管理運営委員会、経営会議、理事会の議を経て決定し、教職員の理解を図る体制となっている。

[自己評価]

本学の基本理念・教育理念、使命・目的等は、教職員総会等で周知徹底するとともに、学生に配付する「履修の手引き」や「学生生活の手引き」等を役員、教職員にも配付していることから、役員や教職員に理解・支持されていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 1-3-1】 大学ガイドブック 2015 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-3-2】 ホームページ（使命・目的、教育目的）

【資料 1-3-3】 履修の手引き、学生生活の手引き 【資料 F-5】 と同じ

1-3-② 学内外への周知

[事実の説明]

使命・目的は、ホームページに掲載するとともに、学生や大学院生に配布する履修の手引き、学生生活の手引き、大学ガイドブックなどに明記している。また、入学式や学位記授与式における学長や大学院長が述べる式辞の中で、また、オリエンテーションにおける担当者の説明の中でも述べている。その他にも、学部では1年生を対象とした大学入門講座や、オープンキャンパスにおける総合ガイダンスにおいても、学長挨拶の中に説明の機会を設けるなど、学内外に周知している。

【自己評価】

様々な媒体や機会を通じて学内外に周知する努力を重ねており、使命・目的及び教育目的は、学内外に広く周知されていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 1-3-4】 大学ガイドブック 2015 【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-3-5】 ホームページ（使命・目的、教育目的） 【資料 1-3-2】 と同じ

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

・建学の精神の実現に向け、また、使命・目的を達成するために、本学では平成 25(2013)年 4 月に「国際医療福祉大学中期目標・中期計画」(以下、「中期目標・中期計画」という。)を策定した。この中期目標・中期計画は、平成 25(2013)年 4 月から概ね 5 年間の中期目標・中期計画・具体的方策（アクションプラン）を定めており、現在、この計画に基づき、各学部・学科、大学院、各種委員会において、積極的な取組みを行っている。

・また、使命・目的及び教育目的は、3 つの方針であるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーにも、具体的に反映されている。

【自己評価】

中期目標・中期計画及び3つの方針等に、本学の使命・目的及び教育目的が反映されていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 1-3-6】 中期目標・中期計画

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

・使命・目的及び教育目的を達成するため、学部では、4つのキャンパスに 6 学部 16 学科を持つ。また、大学院では 6 つのキャンパスに、医療福祉学研究科、薬科学研究科、薬学研究科の 3 つの研究科を持つ。医療福祉学研究科の修士課程には保健医療学専攻、医療福祉経営学専攻、臨床心理学専攻の 3 つの専攻からなる 17 分野、博士課程には保健医療学専攻があり 17 分野を設けている。薬科学研究科には修士課程の生命薬科学専攻があり、2 分野を設けている。更に、薬学研究科には博士課程の医療・生命薬学専攻があるなど、多様な分野を配して構成されている。

・本学には、図書館及び多数のセンターを有し、学部教育及び研究を支えている。附属医療施設として、国際医療福祉大学病院、同塩谷病院、同三田病院、同熱海病院、同クリニック等がある。また、臨床医学研究センターとして、関連施設の医療福祉施設が栃木、東京、千葉、福岡に多数存在している。これらの関連施設は、緊密に連携しつつ、特に本学の特色である豊かな臨地教育の展開という視点において、多様かつ充実した臨地教育を実現できる体制となっており、医学教育調整会議において、附属病院や関連施設での

臨地実習及び教育研究活動等に関する検討及び調整を行っている。

・各キャンパスに専任教員で構成される教授会（専任教員代表者会議）が置かれ、教育研究上の実質的内容に関わる種々の重要事項の審議を行っている。各キャンパスには学長、副学長、学部長・学科長で構成される学部長・学科長会議と、各学部・学科、センターの代表教員で構成される各種委員会を置いている。

・管理運営委員会は、理事長、学長、副学長、大学院長、学部長、附属病院長等で構成され、主に学則等重要な規則の制定改廃・組織編成等に関わる重要事項の審議を行っている。また、人事委員会では、理事長の諮問に応じ、教育研究組織の構成員である教員の地位とそれに関わる事項についての審議がなされる。

・本学大学院は、働きながら学び研究する社会人学生を積極的に受け入れることを特色としており、大田原、東京青山、小田原、熱海、福岡、大川の6か所のキャンパスを有しているが、各キャンパスを、テレビ会議システムでつなぎ多彩な教授陣による同時双方向遠隔授業を行っている。

・大学院研究科の運営は、大学院長が召集する大学院研究科会議（大学院研究科指導教員が構成員）及び大学院代表者会議（各分野代表の教員が構成員）と大学院の代表教員で構成される各種委員会によってなされている。

・上記で述べてきたように、本学の教育研究組織は、学部・学科、大学院研究科、教育・研究センター、附属病院・関連施設等のそれぞれが緊密な連携関係を持ち、効果的かつ効率的に維持運営し、使命・目的及び教育目的の達成のため活動している。

【自己評価】

教育研究組織は使命・目的及び教育目的と整合するよう構成され、運営されていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 1-3-7】教育研究組織図

【資料 1-3-8】事務組織図

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

・キャンパスの新設及び拡充に向け、既存の6学部16学科及び大学院のみならず、附属病院・関連施設との更なる連携強化を図り、使命・目的及び教育目的の達成に向けた強固な教育研究組織を作り上げる。また、中期目標・中期計画のもと、教職員が協働して教育の質の向上を図るべく、今後も継続的に教職員などの理解を深められるように、使命・目的及び教育目的を周知し、情報共有を図る。

・大学院においては、地域貢献、生涯学習支援、国際医療保健福祉の教育研究の充実を軸にした分野の拡充・再編成及び教育課程の見直しを行うとともに、災害保健医療に関する教育研究、専門職や一般市民を対象とした生涯教育、国際的に活躍する医療福祉専門職の教育を推進する。

・学部では現在、小田原保健医療学部の新校舎の建築を進め、平成27(2015)年度には看護学科入学定員の拡充、その翌年には理学療法学科入学定員の拡充を計画している。

・平成 28(2016)年度に千葉県成田市に成田看護学部（仮称）、成田保健医療学部（仮称）の開設、平成 29(2017)年度に東京都港区の旧赤坂小学校跡地に赤坂キャンパスを開設し、新学部の開設及び大学院の移転を計画している。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的は明確であり、具体的で簡潔な文章で示され、3 つの方針に反映されている。

使命・目的は、法令に適合しており、変化への対応が可能な体制が構築されている。

使命・目的及び教育目的は、様々な媒体を通して学内外に周知している。

「中期目標・中期計画」を策定し、学長をはじめ教職員が一丸となって具体的方策（アクションプラン）に対する取組みを行っているとともに、教育研究組織は教育目的と整合するよう構成されている。

以上のことから、基準は満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

[事実の説明]

本学は建学の精神や基本理念・教育理念に則り、「国際医療福祉大学アドミッションポリシー」「国際医療福祉大学大学院アドミッションポリシー」を明確に定め、本学ホームページ、大学ガイドブック 2015、入試ガイド、学生募集要項などに掲載するとともに、オープンキャンパス、進学ガイダンス、進学相談会などの広報活動のなかで、常に周知を図っている。

表 2-1-1 国際医療福祉大学アドミッションポリシー

本学は、日々進化する保健医療福祉分野の需要に対応できる指導的な人材の育成を実現すべく、学生、社会人、留学生、帰国生徒に対して学習の機会を提供し、このような社会的な需要に応える教育を展開するものである。

本学が入学者に求める要件は、以下のとおりである。

- 1) 本学の基本理念及び教育理念を十分に理解し、専門職業人として「共に生きる社会」の実現に貢献する強い意志を有していること
- 2) これからの時代の保健、医療、福祉分野を担っていこうとする情熱を持ち、自ら積極的に学ぶ意欲と能力を有していること
- 3) 保健、医療、福祉分野における情報科学技術の高度化、専門化及び国際化に対応するための努力を継続できる者であること
- 4) 幅広い教養と視野を備えた豊かな人間性を養うため、積極的に自らを磨いていける者であること
- 5) あらゆる人に対して自らの心を開き、コミュニケーションをとれる者であること
- 6) 学業・社会貢献・技術・文化・芸術・スポーツの分野で優れた活動実績を有し、本学で修得した技術をもとに、将来それぞれの分野で活躍したいという意欲をもつ者であること
- 7) 本学での学びを生かし、将来、母国あるいは国際社会において、保健、医療、福祉分野の発展に貢献したいという強い意志を持つ者であること

表 2-1-2 国際医療福祉大学大学院アドミッションポリシー

<p>本大学院が入学者に求める要件は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際医療福祉大学の基本理念と教育理念とを十分に理解し、専門職業人として「共に生きる社会」の実現に貢献する強い意志を有していること 2. 大学院で自分が何をしたいかを明確に自覚していること 3. 実践家又は教育・研究者としての自立性を志向する者である 4. 志望分野が特定の要件を要求する場合、それを満たしていること

【自己評価】

本学は入学受入れの方針を明確に定めているとともに、それらの周知についても広く適切にわかりやすく行っている。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 2-1-1】各学科、各研究科で定めるアドミッションポリシー

【資料 2-1-2】ホームページ（アドミッションポリシー）

2-1-② 入学受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

・本学は、アドミッションポリシーに沿って入学受入れを実施している。毎年入試方法や入試制度について「入学試験システム委員会」や「学生募集委員会」を中心に、前年度の実績の分析結果を基に、次年度の入試選抜方法や学生募集活動について、検討を重ねている。そして検討結果を基に、学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）、管理運営委員会、経営会議で承認を得て実施している。

・学部の入試については、出身高等学校長の推薦を受ける高校推薦入試、自己推薦型で医療福祉専門職への志望が明確な者に適した AO 入試、学力試験を中心に判定する一般入試、特待奨学生特別選抜入試、大学入試センター試験利用入試などを実施している。更に留学生特別選抜入試、社会人特別選抜入試、帰国生徒特別選抜入試も実施、多様な入試区分を用意し、アドミッションポリシーに沿った質の高い学生を、幅広く求めるように努めている。

・これらの入試については、厳正かつ公正に運営できるよう大田原キャンパス入試広報課を中心に各キャンパスの入試広報担当部署と連携を図りながら実施している。

以下に入試区分ごとの特色をまとめる。

表 2-1-3 本学の入試制度（学部）

入試区分	特色等
一般入試	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力試験の結果と出願書類を総合判定して選抜している。 ・ 一般入試では前期及び後期の二期実施しており、一般入試前期は本学の中でも志願者数の最も多い入試である。 ・ 前期では、「国際化に対応」する能力を備えた人物評価のため、全学部において英語を必須科目としている。また、それぞれの学部への適性をはかるために、選択科目群の内容や小論文試験の有無といった違い

	<p>を設け、「幅広い教養と視野」を備えた人間教育に沿った人材の選抜に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期合格者の中から成績上位の者を対象に特待奨学生 B を選抜する。 ・ 後期では、全学部において個人面接を実施し、「コミュニケーション能力」など、医療福祉分野を志す受験生の人物・適性の評価にも重点を置いている。
<p>大学入試 センター試験 利用入試 (I期/II期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学独自試験は実施せず、大学入試センター試験の成績と出願書類を総合判定して選抜を行っている。 ・ 保健医療学部、医療福祉学部、薬学部、小田原保健医療学部では I 期のみ、福岡看護学部、福岡保健医療学部では I 期及び II 期を実施している。 ・ 一般入試前期同様、「国際化に対応」する能力を備えた人物評価のため、全学部において英語を必須科目とし、英語以外に 1~2 科目の選択科目を課している。 ・ I 期合格者の中から成績上位の者を対象に特待奨学生 B を選抜する。
<p>高校推薦入試 (公募制/ 指定校制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校推薦入試では公募制と指定校制を実施している。 ・ 本学を専願し、かつ高等学校長より推薦された者を対象としている。 ・ 高等学校の評定平均値の基準を出願条件に設定することで、受験者の基礎学力を担保している。 ・ 公募制の選抜方法は学科により異なるが、主に面接、小論文、一般常識試験等の結果と出願書類を総合判定して選抜を行っている。また、一部の学部では本学が指定する資格（簿記、情報処理など主に専門高校で取得可能）を有する者に対して一般常識試験を免除しており、「情報科学技術の高度化、専門化」に対応可能な学生の選抜に配慮している。 ・ 指定校制は高等学校との信頼関係のもとに、特に優れた生徒を推薦してもらおう制度となっている。選抜方法は、面接と出願書類（一部学部では小論文や適性試験も）を課し、総合判定により選抜している。
<p>AO 入試</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志願者自らの意思で出願できる公募制としている。 ・ 基礎学力のみならず、適性試験（筆記）、面接、集団討論、小論文など学科ごとに工夫を凝らした選抜を行い、能力、適性、意欲、関心等を多面的に判断して選抜している。 ・ 出願書類に活動実績報告書を課しており、高等学校における部活動や課外活動、ボランティアなども評価の観点に加えることで「社会貢献・技術・文化・芸術・スポーツ」など、さまざまな分野における実績も評価に加えている。
<p>特別選抜入試 (社会人、 留学生、 帰国生徒)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に本学を専願する、社会人経験者、留学生、海外生活経験者（帰国生徒）を対象としている入試である。 ・ 面接、小論文等の結果と出願書類を総合判定して選抜を行っている。 ・ 「社会に開かれた大学」「国際性を目指した大学」といった本学の基本理念を反映するとともに、「将来、母国あるいは国際社会において、保健、医療、福祉分野の発展に貢献したい」という人物を広く求めている。
<p>特待奨学生 特別選抜入試</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合格者の中から成績上位の者を対象に、特待奨学生 S または A を選抜する入試である。 ・ 医療福祉分野への強い進学意思と適性を持っており、また「自ら積極的に学ぶ」意欲があるにもかかわらず、経済的理由から進学をあきらめる状況とならざるを得ない受験生にも配慮した、経済的支援制度を兼ね備えた入試である。

表 2-1-4 入学試験で選抜する特待奨学生の種別

特待奨学生 S	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特待奨学生特別選抜入試の成績上位合格者を対象に選抜する。 ・ 特待奨学生 S に選抜された者には在学期間中の授業料 100%相当額の奨学金を給付している。
特待奨学生 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特待奨学生特別選抜入試の成績上位合格者を対象に選抜する。 ・ 特待奨学生 A に選抜された者には在学期間中の授業料の 50%相当額の奨学金を給付している。
特待奨学生 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般入試前期・大学入試センター試験利用入試 I 期の成績上位合格者を対象に選抜する。 ・ 特待奨学生 B に選抜された者には在学期間中の授業料の 30%相当額の奨学金を給付している。 ・ 特待奨学生 B の選抜は、保健医療学部、医療福祉学部、薬学部、福岡保健医療学部のみ実施している。

・ 大学院の入試については、専攻・分野により状況は異なるが、基本的には仕事を持った社会人も就業したまま大学院で修学できることを念頭に、社会人にも配慮した入試を実施している。

・ 大学院入試では、出願資格として、法律に定められた大学院入学資格を有する者や、また、4 年制大学の卒業（見込）者でなくとも、指定する国家資格等を有する者で、各分野に定められた条件を満たし、本学大学院研究科による出願資格審査において出願を認められた者などを対象とすることが定められている。出願資格は分野により異なり、指定の国家資格等の保持が出願条件になっている分野もある。

・ 大学院入試には主な入試区分として、「一般入試」や 3 年以上の社会人経験者を対象とした「社会人入試」、「留学生入試」、本学卒業生若しくは修了生を対象とした「学内推薦入試」が設定されている。

・ 大学院入試の選抜方法は分野・受験する入試区分により異なるが、主に小論文、面接、出願書類等を総合して選抜を行っている。学部同様、厳正かつ公正に運営できるよう大田原キャンパス入試広報課を中心に実施している。

【自己評価】

本学はアドミッションポリシーを明示しており、このポリシーに沿って、入試制度や選抜方法等を設定している。

入試制度は入学試験システム委員会を中心に検討しており、蓄積された志願者データを分析の上、公正かつ厳正及び適正な入学者が確保できる入学者選抜方法を取り入れている。

なお、東日本大震災発生後、翌年度の入試より、被災者の状況を配慮した「被災者支援特別入試」等を実施している。

以上のことより、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 2-1-3】 入学者選考規程

【資料 2-1-4】 学生募集委員会規程

【資料 2-1-5】 学生募集要項（学部、大学院）【資料 F-4】 と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[事実の説明]

過去4年間における入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移を次の表に示す。

表 2-1-5 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移（学部）

学部名	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保健医療学部	入学定員	480	480	480	480
	入学者数	613	615	614	601
	入学定員超過率	1.28	1.28	1.28	1.25
	収容定員	1,920	1,920	1,920	1,920
	在籍者数	2,440	2,450	2,451	2,461
医療福祉学部	入学定員	160	160	160	160
	入学者数	189	185	186	183
	入学定員超過率	1.18	1.16	1.16	1.14
	収容定員	650	650	650	650
	在籍者数	718	711	725	726
薬学部	入学定員	180	180	180	180
	入学者数	198	197	197	197
	入学定員超過率	1.10	1.09	1.09	1.09
	収容定員	1,080	1,080	1,080	1,080
	在籍者数	1,012	1,040	1,060	1,085
小田原保健医療学部	入学定員	130	130	130	130
	入学者数	159	162	166	160
	入学定員超過率	1.22	1.25	1.28	1.23
	収容定員	520	520	520	520
	在籍者数	637	634	643	637
福岡看護学部	入学定員	80	80	80	80
	入学者数	103	102	103	103
	入学定員超過率	1.29	1.28	1.29	1.29
	収容定員	320	320	320	320
	在籍者数	300	392	402	405
福岡保健医療学部	入学定員	160	160	240	240
	入学者数	177	191	326	277
	入学定員超過率	1.11	1.19	1.36	1.15
	収容定員	640	640	720	800
	在籍者数	709	705	850	962
合計	入学定員	1,190	1,190	1,270	1,270
	入学者数	1,439	1,452	1,592	1,521
	入学定員超過率	1.21	1.22	1.25	1.20
	収容定員	5,130	5,130	5,210	5,290
	在籍者数	5,816	5,932	6,131	6,276

本学学部における過去4年間の入学定員に対する入学者の比率は、1.20倍～1.25倍となっている。近年志願者の傾向として資格志向が見受けられることから、年度により入学辞退者の減少が見受けられる。本学としては、定員超過を起こさないよう、志願者の動向などを調査しながら入学者確保を行っている。

国際医療福祉大学

表 2-1-6 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移（大学院研究科）

研究科	課程・専攻名	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医療福祉学研究科	修士課程 保健医療学専攻	入学定員	100	100	100	100
		入学者数	125	125	113	130
		入学定員超過率	1.25	1.25	1.13	1.30
		収容定員	200	200	200	200
		在籍者数	255	257	240	250
	修士課程 医療福祉経営専攻	入学定員	50	50	50	50
		入学者数	58	45	42	57
		入学定員超過率	1.16	0.90	0.84	1.14
		収容定員	100	100	100	100
		在籍者数	134	104	85	100
	修士課程 臨床心理学専攻	入学定員	25	25	25	25
		入学者数	25	25	25	23
		入学定員超過率	1.00	1.00	1.00	0.92
		収容定員	50	50	50	50
		在籍者数	50	50	49	47
	博士課程 保健医療学専攻	入学定員	50	50	50	50
		入学者数	61	68	57	71
		入学定員超過率	1.22	1.36	1.14	1.42
		収容定員	150	150	150	150
		在籍者数	190	195	192	192
合計	入学定員	225	225	225	225	
	入学者数	269	263	237	281	
	入学定員超過率	1.20	1.17	1.05	1.25	
	収容定員	500	500	500	500	
	在籍者数	629	606	566	589	
薬科学研究科	修士課程 生命薬科学専攻	入学定員	15	5	5	5
		入学者数	1	1	0	2
		入学定員超過率	0.07	0.20	0.00	0.40
		収容定員	30	10	10	10
		在籍者数	10	2	1	2
薬学研究科	博士課程 医療・生命薬学専攻	入学定員	—	5	5	5
		入学者数	—	6	6	2
		入学定員超過率	—	1.20	1.20	0.40
		収容定員	—	5	10	15
		在籍者数	—	7	13	15
合計	入学定員	240	235	235	235	
	入学者数	270	270	243	285	
	入学定員超過率	1.13	1.15	1.03	1.21	
	収容定員	530	515	520	525	
	在籍者数	639	615	580	606	

大学院については年度、専攻によりバラつきはあるものの大学院全体として入学定員に対する入学者の比率が著しく超過している状況はなく、適切な受け入れ学生数を維持している。

【自己評価】

学部について、全学では適正な人数の学生を受け入れているが、年度により入学定員を超過する状況が見受けられた。この状況は単年度のみの状況であり、原因は前年度までに比べ、歩留率が上がったためである。その後は適正な入学者数が維持されており、問題ないと判断している。大学院についても、学部同様、研究科ごとに適正な受け入れ学生数を維持している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

学部においては、本学の入学受入れの方針に沿って多様な選抜方法を検討・実施するとともに、今後も適切な学生受入れ数の維持を目指す。

大学院においては、従来から専攻・分野別の説明会を開催しているが、平成 25(2013)年度には大学院全体の進学説明会を開催した。今後もこのような取り組みのほか、講演会やシンポジウム等を積極的に開催し、本学の学部卒業生や社会人を中心に広く入学受入れを行っていくように努める。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

[事実の説明]

学部

・本学の使命・目的は、学則第 1 条に「国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材の育成」と明示されている。建学の精神や基本理念・教育理念、使命・目的は、学則第 2 条第 1 項に定められている各学部の教育研究上の目的に反映しており、各学部とも理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた人材を育成することを明示している。

そして、建学の精神、基本理念・教育理念、教育研究上の目的を踏まえ、各学部・学科でカリキュラムポリシーを設定し、教育課程を編成している。

表2-2-1 大学の建学の精神、基本理念・教育理念、各学部の教育研究上の目的

<p><保健医療学部></p> <p>看護学、理学療法学、作業療法学、言語聴覚学、視機能療法学、放射線・情報科学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師等の人材を育成する。</p> <p><医療福祉学部></p> <p>医療福祉経営、診療情報管理、医療情報・医事、社会福祉、精神保健福祉、介護福祉の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、医療福祉の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療福祉施設経営者・管理者、診療情報管理士、医療情報・医事の専門職業人、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等の人材を育成する。</p> <p><薬学部></p> <p>薬学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、十分な知識と技能を有し、薬</p>

<p>学の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた医療人としての薬剤師等の人材を育成する。</p> <p><小田原保健医療学部></p> <p>看護学、理学療法学、作業療法学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等の人材を育成する。</p> <p><福岡看護学部></p> <p>看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。</p> <p><福岡保健医療学部></p> <p>理学療法学、作業療法学、言語聴覚学及び医学検査学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師等の人材を育成する。</p>

表 2-2-2 カリキュラムポリシー (学部)

<p>本学は、建学の精神、基本理念・教育理念のもと、幅広い教養科目を基礎におき、また専門分野に関する科目については体系的に構成するカリキュラムとなっている。</p> <p>以下に本学のカリキュラム体系を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 幅広い教養や視野、国際センスを備えた豊かな人間性を養うための総合教育科目 2) 有益なコミュニケーション能力、関連職種との連携能力及び課題解決能力を身につけた専門職業人を育成するための専門基礎教育科目 3) 保健医療福祉のプロフェッショナルになるための専門知識及び技術を身につけ、専門職業人として社会に貢献できる人材を育成するための専門教育科目

- ・ 本学の教育課程は総合教育科目と専門教育科目で構成されている。
- ・ 総合教育科目は人間系、社会系、自然・情報系、総合系、外国語系、保健体育系に区分しており、4年間（薬学部は6年間）にわたり学ぶ機会を設けている。
- ・ 専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目から成り、専門基礎科目では専門科目を学ぶ上で基礎となる知識や技術を学ぶ科目群となっており、学部共通で開講している科目となっている。また、専門科目は高度な専門知識や技術を修得するため、学科独自に開講している科目となっている。

表 2-2-3 授業科目の区分

授業科目の区分		教育目的・内容
総合教育科目	人間系	幅広い視野と豊かな人間性を育むとともに、専門教育を受ける上での基本的な知識を習得するための科目
	社会系	
	自然・情報系	
	総合系	
	外国語系	
	保健体育系	
専門教育科目	学部共通専門基礎科目	医療関連専門職として共通した知識・技術を習得するための科目
	専門基礎科目	高度な専門知識・技術を学ぶための前提となる知識・技術を修得するための科目
	専門科目	高度な専門的知識・技術を修得するための科目

・本学は全ての学部学科において国家試験受験資格取得や公的資格の在学中取得を目指している。このため、保健医療学部、小田原保健医療学部、福岡看護学部、福岡保健医療学部の教育課程は文部科学省及び厚生労働省令の基準に則り、かつ本学の教育課程の編成方針に従って定められている。

・本学の教育課程は、国家資格や公的資格を取得するための要件を満たす兼ね合いから専門科目が重視されており、教育課程全体の中でも専門科目となる講義の開講が多い傾向にある。更に、専門的な知識や技術だけでなく、幅広い教養を身につけられるように、各学科ともに総合教育科目や専門基礎科目の履修が可能となる教育課程を編成している。

・これらの編成方針に基づいた授業科目はすべて「シラバス」によって具体化されている。シラバス作成にあたっては、教務委員会で共通事項を審議・決定し、シラバス作成に含めるべき事項と詳細については「シラバス作成上の留意事項」に定め、各教員に周知・徹底している。各教員はその留意事項に沿って作成し、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価方法、準備学修や学修へのアドバイス、オフィスアワーなど授業内容に応じて必要事項を記入している。

・各教員が作成した「シラバス」は、各学科の教務委員及び事務職員が点検し、不備がある場合は作成者である科目担当責任者に加筆・修正を要求している。すべての「シラバス」の点検が終了次第、大学ホームページで公開しており、外部からの閲覧も可能となっている。

・各学部・学科の履修条件は、教育課程編成方針に則り履修科目の順序性を保つよう適切に定められているほか、定期的なカリキュラム改編を通して、年次別の履修科目の適正化を図っている。

・本学では学修の質及び学修時間の確保のため、履修登録単位の上限単位数を定めるキャップ制を設定している。本学はこの「キャップ制」により、原則年間履修登録単位数の上限を50単位未満としている。これらは全学生へ配付する「履修の手引き」に明示しているほか、各学部・学科で行われている学生向けオリエンテーションでも周知・徹底している。なお、一部の学科では、複数の資格取得を可能にするために、履修登録単位数の上限を超過した履修を学科教員の指導のもとに許可している。

大学院

・本大学院の目的は、「保健医療福祉の分野において指導的役割を果たすことのできる人材を育成すること」にあり、その内容は「教育研究上の目的」として大学院ホームページ等で公表している。

・各研究科及び各専攻は教育研究上の目的を明らかにし、この目的に沿って研究科ごとにカリキュラムポリシーを設定して教育課程を編成している。各研究科の教育研究上の目的及びカリキュラムポリシーは、大学院ホームページに公表している。

表 2-2-4 カリキュラムポリシー（大学院）

<p>国際医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、基本理念と教育理念を踏まえながら、学校教育法が大学院の目的として「高度の専門性が求められる職業についてそれを担うための深い学識と卓越した能力を培うこと」及び「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめること」の 2 つを掲げていることを念頭に置いて、保健医療福祉分野において、特に国際性を身につけた指導的な専門人を養成することを目指している。</p> <p>近年、わが国の保健医療福祉は、内容的にも社会制度的にも大きな変革を重ねてきており、この変革をよりよく担う実践家や教育・研究者を育てることへの需要が増してきている。</p> <p>本大学院は、国際的な視野に立って、多様化する保健医療福祉需要に対応できる指導的な人材の養成を実現すべく、年齢を問わず、また学生であるか社会人であるかを問わず、生涯にわたって学習の機会を提供し、このような社会的な需要に応える教育を展開するものである。</p>

・本大学院の特色のひとつは、現代社会が求める新しい医療福祉の分野で活躍する高度専門職業人の育成に先駆的に取り組んでいることであり、ナースプラクティショナー養成分野、生殖補助医療胚培養分野、医療経営戦略コース、診療情報アナリスト養成分野、医療福祉ジャーナリズム分野、医療福祉国際協力学分野、がんプロフェッショナル養成プラン、がんプロフェッショナル養成基盤推進プランなどにその例をみることができる。

・本大学院は専門職及び一般市民の生涯教育の拠点としての役割を担っており、また、看護生涯学習センターと九州地区生涯教育センターと協力して、看護師等の生涯学習や学び直しの支援に取り組んでいる。看護生涯学習センターでは公益社団法人日本看護協会「認定看護管理者」教育（ファーストレベル、セカンドレベル、サードレベル研修）を実施し、看護師の知識・技術の充実を支援している。また、乃木坂スクールを開設し、医療福祉に関心がある市民が最新の医療・福祉・政策の動向について学べるよう、多彩な講義を開講している。更に国際医療福祉総合研究所では分野横断的に研究を行い、その成果を広く国内外に発信している。

【自己評価】

本学の教育課程は、学則及び大学院学則に定められた教育研究上の目的に則り、各学部・学科、大学院の教育課程の編成方針は明確に定められており、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

- 【資料 2-2-1】 各学科、各研究科で定めるカリキュラムポリシー
- 【資料 2-2-2】 取得可能な資格等
- 【資料 2-2-3】 各学部・学科における教育課程の編成状況（履修可能な授業科目数）
- 【資料 2-2-4】 授業評価・シラバス作成上の留意事項
- 【資料 2-2-5】 履修の手引き「キャップ制」
- 【資料 2-2-6】 認定看護管理者教育課程開講案内
- 【資料 2-2-7】 乃木坂スクールリーフレット
- 【資料 2-2-8】 国際医療福祉総合研究所ホームページ

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

学部

・本学の教育課程における学部共通科目の設定は、本学の教育理念の一つである「学際性」の涵養を目指すものであり、ケースワーク、職種間連携、臨床心理、リハビリテーション概論、ケアマネジメント等の科目を通じて、他の専門職を目指す学生と共に学生時代から学ぶ機会をできるだけ多く設けるよう努めている。また、学部共通科目の一部は4キャンパスで同時双方向遠隔授業システムを活用してつなぐICT（情報通信技術）授業や、インターネット上で講義を視聴し単位が取得できるVOD（ビデオ・オン・デマンド）配信授業を開講している。更に、教材配付システム「デヂエ」を活用し、各授業資料をイントラネット経由で学生に配付し自発的な学習を促す工夫をしている。

・講義、演習、実験・実習、臨地実習及びゼミの授業形態はそれぞれバランスよく組み込まれている。各学部・学科とも初年次より職業専門につながる付加価値が構造的に積み上がる教育課程を編成しており、それぞれの学部の備える教育機能も十分に活かし、教育目標を達成できるように工夫している。併せて、すべての学部学科で「履修系統図」を作成し、履修の手引き等に掲載している。これは学生に対し、卒業までに身に付けるべき知識や技術を得るための授業科目がどのように配置されているか、各授業科目の関連性などを可視化することで、カリキュラム体系をよりわかりやすく理解してもらう工夫となっている。

・本学では実践的な能力を培うべく、社会のニーズを捉えた実践的な教育課程やアクティブラーニングを取り入れた授業方法の実施などを行っている。これにより本学の建学の精神や基本理念・教育理念に沿った、より専門性の高い人材の育成を実現している。

・本学の教育課程における取組みは、実施方針・実施方法などは、「履修の手引き」、「授業時間割」、「シラバス」上に明示するとともに、Webサービス学生支援システム

(UNIVERSAL PASSPORT) を利用した周知や各新学期のオリエンテーションにて書面及び口頭説明を行うことで学生及び教職員に周知している。

・本学にはFD (Faculty Development) 委員会が組織されており、教員の教育・教授方法の改善のため、全キャンパス合同で教員研修会を実施しているほか、学生、教員間の双方向的なシステムとして、毎期学生による授業評価アンケートを組織的に行い、その結果を、①各教員が授業を通して授業評価結果を学生にフィードバックする、②各学科・センターにおいて各教員の結果を比較検討しお互いの授業に生かす、との方針を定め、授業内容・方法の向上に努めている。また、学生の成績評価をより厳格に客観的な評価をするGPA(Grade Point Average)の導入により、学生の実力を把握し、全般的な教育方法の改善に役立てている。

・学生に対しては、年度の始めにオリエンテーションを実施し、各学科教務委員によるカリキュラムポリシーに沿った履修指導を行っているほか、アドバイザー制度等を用い、オリエンテーション内容を踏まえた教員と学生の個別面談を実施し、学生の履修登録内容等についてもチェックを実施している。

・シラバスには「準備学修・学修へのアドバイス」の欄を設け担当教員からのアドバイスを記載し、教室外学習を促している。また、学修調査アンケートを行い、適切な学修時間

が確保されているかを検証している。

次に本学の特徴的な教育内容を示す。

■入学前教育

・本学では、全学部・学科において、主にAO入試や高校推薦入試入学手続者を対象に、入学前課題を実施している。本学の入学前課題は、テキストやDVD教材を使用し、大学入学時に最低限修得しておくべき基礎的な科目を補完すること、また、学習意欲の向上を目的として行っている。なお、入学前教育は入学予定者が任意で受講している。

■初年次教育

・本学では大学の理念に基づいた専門職を育成するため初年次教育において、「大学入門講座」を全学部・学科必修科目として開講している。ここでは高校までの「受け身の勉強」から大学での「自主的な学び」へと学習スタイルを転換する重要性について理解させ、大学で学ぶことの意義、学習スキル、学生生活の自己管理の方法などを学び、新しい学生生活に円滑に適応していく能力を高められるよう工夫している。

Learning Portfolioによる自己の修学記録の作成指導を通して、省察を繰り返すことやPDCAサイクルの重要性を理解させることにより、学生一人ひとりが卒業後の社会人生活において不可欠な「主体的学びに必要な基礎的知識」と「積極的な学びの姿勢」を初年次から身につけられるように工夫している。

■IPE (Interprofessional Education)

・本学の教育理念の実現に貢献する科目の一つとしてIPE（専門職種連携教育、関連職種連携教育）がある。

在学期間中、全学部・学科の学生には、人を中心とした保健医療福祉の連携と協働に基づく総合的なサービス提供の担い手としての存在意義を明確にしたうえで、専門職優位の考え方から患者・利用者中心の考え方へ、そして目標達成を重要視した問題解決型への転換を図り、地域社会への貢献などを実現するための方法を学ばせる。また、患者・利用者が暮らしや人生の中で持っている価値観や規範を尊重し、専門領域に関する基礎知識・技術の修得を基盤とした多領域に関する理解、総合的で幅広い知識と技術を身につけそれらを応用して連携・協働する力、トータルなサービスを提供できる力を涵養する。併せてコミュニケーション、チームワーク、演習や実践を通して連携技法等を修得する。これらの教育は他の多くの科目と同様、知識や理論を修得するための講義と、知識及び技術とその実践方法を修得するための演習・実習(実践)から構成されている。

・本学では教育の質の向上と効果を高めるために、オリジナル教材として「医療福祉をつなぐ関連職種連携—講義と実習にもとづく学修のすべて」を刊行した。全学部・学科でこの教材を用いて講義・問題解決型体験学習・臨地実習を展開し、教育の質を担保している。

・講義となる「関連職種連携論」では学内専任教員と臨床系教員が一体となって教育にあたる。

・問題解決型体験学習に相当する「関連職種連携ワーク」では、学内専任教員が専門領域を問わず指導する体制を構築し、学修を支援する。同一キャンパス内（福岡看護学部・福岡保健医療学部は合同）で各学部・学科学生の混合チームを編成し、PBLチュートリアルによる学修を展開しており、大学全体に活力を与える機会となっている。授業期間中に学修成果発表会を実施し、優秀な成果を上げたチームには学長賞の授与など、学習意欲を刺

激する工夫をしている。なお、小田原保健医療学部では「関連職種連携論」の中で「関連職種連携ワーク」を取り入れている。

・「関連職種連携実習」は本学の附属病院・関連施設を中心に、他学科の学生とチームを組み臨地実習にあたる実践的な教育内容になっており、本学の教育理念の実現に貢献する科目の一つとなっている。実践の場で学内専任教員と臨床系教員及び事務職員が一体となって「チーム医療・チームケア」の教育にあたる。省察を繰り返しながら目標を達成できるよう、学修成果を実習施設及び国際医療福祉大学学会で報告させ、更に報告書作成等の指導を通して教育の質を向上させる工夫をしている。

・上記関連職種連携教育の教育方法は教務委員会、臨床教育委員会、FD委員会の委員により構成されている「関連職種連携ワーキンググループ」で検討され、学部長・学科長会議や教授会（専任教員代表者会議）で決定している。

■早期体験学習と臨地教育

・医療福祉専門職を育成するための両輪となるのは、知識・理論を修得するための講義と、知識・技術とその実践方法を修得するための臨地実習である。教育課程では、早期体験学習(Early exposure)をはじめ、臨地実習の充実を図ることが重要である。本学では、各学部・学科の臨地実習施設として、各キャンパスに隣接する大学の附属病院・関連施設を積極的に利用している。

学科によって1年次から4年次あるいは6年次までの臨地実習カリキュラム内容に違いはあるが、各学科とも、1・2年次に基礎的な実習を実施し、3・4年次または5年次の評価実習・総合実習に移行するという段階を踏む。1・2年次の基礎的な実習は、附属病院・関連施設を活用し、現場の実習指導者と連携を取りながらそれぞれの施設の機能と専門職の役割等について、丁寧に指導することを目標としている。更に各学科それぞれに臨地実習ガイドラインの作成や臨地実習指導者会議の開催を通して、実習指導者に大学での教育内容を的確に伝え、講義と臨地実習の内容に密接な関連性を保つように努めている。また、3・4年次または5年次の比較的長期にわたる評価実習・総合実習においても、大学の附属病院・関連施設を活用することで、教員による評価・治療のモデル提示等を通じて、学外施設では実現が難しい知識・理論・技能の関係をより具体的に捉えさせることができる。なお、4年次または5年次には、各学科の学生が同一の附属病院・関連施設において、「チーム医療・チームケア」の実習を通じて、関連職種の連携の実際を学ばせる。

■国際性

・「国際性」を培う教育方法として、「海外保健福祉事情」、語学教育、国際性を養う総合教育科目などがある。「海外保健福祉事情」はベトナム・オーストラリア・中国・タイ・シンガポール・台湾・韓国の7カ国の中から1か国を選び、その国の保健福祉事情を学びながら実践力を高める工夫を行っている。研修終了後、全学部・学科の学生を対象に報告会を開催し、その成果を伝え、参加者、聴取者双方の学習意欲を向上させる工夫をしている。

・全学的に語学力の向上を目指す学生が自主的に取り組めるよう、各種の選択科目を置く方針を取っている。必修科目では専門職に必要な講読能力の向上を目指し、選択科目では作文・会話の向上を目指し、学生の修学状況に合わせ、段階的にレベル向上を図ることができるように科目を設定している。なお、外国語は中国語・韓国語（コリア語）などの科

目も置き、英語だけでなく語学教育の充実を図っている。また、順次各キャンパスに英語学習教材「CALL (Computer Assisted Language Learning) システム」を導入し、学生の自主学習を促す環境を整えている。

■情報教育

・「情報科学技術」においては一人一台ずつのパソコンが整備されたコンピュータールームを活用し、「コンピューターの基礎」、「情報処理」、「電子カルテによるチーム医療概論」等の演習を含む科目を置き、学生時代から医療情報への関心を喚起している。「情報科学技術」に関する教育方法においては統計ソフトの演習やバーチャルホスピタルの構築と電子カルテの応用など、実際に役立つ知識・技術の教育に力を注いでいる。

■ボランティア

・学生の自主的な発想や活動を促すため、ボランティアに関する科目「ボランティア論」を設定するとともに、実際のボランティア活動を奨励している。本学学生のボランティア活動の実績は高く、学生たちはこれらの活動を通して調和のとれた人格や、自由な発想の大切さを学んでいる。

大学院

・大学院研究科は、教育課程の編成方針に則り修士課程、博士課程各々に共通科目と各分野各領域の専門科目及び論文作成または課題研究を置き体系的に組み立てている。

修了年限は、医療福祉学研究科と薬科学研究科の修士課程は2年、医療福祉学研究科の博士課程は3年、薬学研究科の博士課程は4年である。修士課程では共通科目と専門科目を合わせて30単位以上の修得と修士論文ないし課題研究を課している。ただし、資格試験の受験資格を取得する助産学分野や臨床心理学分野等では所要単位を履修するようにしている。博士課程では共通科目と専門科目を合わせて12単位以上とし、博士論文を課している。なお4年以上在学する医療・生命薬学専攻は32単位以上とし、医療福祉ジャーナリストのプロフェッショナルを育成する医療福祉ジャーナリズム分野では論文作成に変えて、書籍執筆やメディア・コンテンツの作成を課題研究としている。

・授業の方法については、全国6か所（東京青山、大田原、熱海、小田原、福岡、大川）に大学院キャンパスを置き、同時双方向遠隔授業システムを利用して授業を行っている。院生の約80%が職業を持つ社会人であることに配慮し、夜間に多くの授業を配置し、社会人が学びやすい時間割を構成している。また全国各地に在住する社会人院生が学びやすいよう、インターネットを利用したeラーニングシステムの充実を図り、一部の授業は自宅において都合の良い時間に受講できる体制にしている。このような内容は、「履修の手引き・学生生活の手引き（平成26年度版）」や大学院ホームページに明記するとともに、学年初めに新生及び在校生を対象としたオリエンテーションを実施して周知を図り、自分に適した履修方法を選択し、効果的な学修ができるよう支援している。

研究指導については、院生一人につき研究指導教員と副研究指導教員の二人を配置するなど、学力に応じた手厚い指導を行っている。

・教育課程では専攻・分野の枠を超えて学べる共通科目と、専門分野の学問の深奥を極める専門科目を設けている。共通科目では、保健医療福祉の動向を見据え、幅広い視野に立って他職種と連携して医療福祉の複雑な問題を解決できる能力を効果的に涵養するため多

彩な科目を設けている。

- ・保健医療福祉の最新のトピックスを多彩な講師が解説する「乃木坂スクール」を開講し、全分野の院生が一般市民と共に幅広い知識を修得できるようにしている。
- ・授業の改善については、FD部を組織しており、毎年、大多数の教員及び事務職員が参加し授業や研究指導の改善を目指した活動を展開している。FD活動の成果はFD活動報告書にまとめ、事後の教育に活かしている。また、全分野の教員からなる大学院教務委員会においてカリキュラムの見直し、教育方法の改善、教育環境の整備、eラーニングシステムの運用等について討議し、改善を具体的に進めている。
- ・留学生に対しては、共通科目において「日本語（アカデミックライティング）」を開講して日本語力の向上を支援するとともに、論文作成において必要な日本語力の個別指導を行い、異文化の中で実質的かつ効果的な学修や研究ができるようにしている。
- ・教育課程の構成は、「履修の手引き・学生生活の手引き」に明記し、毎年実施するオリエンテーションにおいて大学院生に説明している。各科目の到達目標、授業概要授業計画、成績評価の方法等は「シラバス」に記載し、大学ホームページで公表している。

【自己評価】

学部では、他の専門職を目指す学生と共に学べる教育課程の編成、大学院では専攻・分野の枠を超えて学べる教育課程の編成を行っている。また、同時双方向遠隔授業システムによるICT授業やVOD配信授業、教材配付システム、eラーニングシステムの充実等を活用し、学生の自発的な学習を促す工夫をしている。講義、演習、実験・実習、臨地実習及びゼミの授業形態はバランスよく組み込まれるよう、各学部・学科で履修系統図を作成している。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

- 【資料 2-2-9】履修系統図
- 【資料 2-2-10】関連職種連携教育リーフレット
- 【資料 2-2-11】履修の手引き・学生生活の手引き（学部、大学院）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-12】UNIVERSAL PASSPORT マニュアル
- 【資料 2-2-13】授業評価アンケート実施要項
- 【資料 2-2-14】授業計画（シラバス）集（学部、大学院）
- 【資料 2-2-15】学修調査アンケート
- 【資料 2-2-16】入学前教育一覧
- 【資料 2-2-17】大学入門講座
- 【資料 2-2-18】Learning Portfolio
- 【資料 2-2-19】臨地実習ガイドライン
- 【資料 2-2-20】「海外保健福祉事情」報告書
- 【資料 2-2-21】FD活動報告書（学部、大学院）
- 【資料 2-2-22】履修の手引き（大学院）（eラーニングシステム抜粋）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部

- ・本学は医療福祉専門職の育成を目指すことから、その教育課程、教育内容については、整合性をとりつつ体系的に組み立て、カリキュラムポリシーを達成するための工夫を施し、定期的なカリキュラム改編を実施しながら改善に努めていく。とくに4キャンパスにおける教育課程の平準化を進めるとともに、グローバル人材教育として、語学教育の充実化を図るだけでなく、総合教育科目や専門教育科目の中でも英語を取り入れた教育を推進する。
- ・高等教育機関である大学は、志を持って入学した学生をいかに育成するかが重要であり、教員の「教育力の質」の改善も重要と考える。教育方法（内容）改善のために毎期学生による授業評価アンケートを組織的に行い、その結果を、①各教員が授業を通して授業評価結果を学生にフィードバックする、②各学科・センターにおいて各教員の結果を比較検討しお互いの授業に生かせるよう継続実施し、更なる授業内容・方法の向上に努めていく。
- ・また、学生の成績評価をより厳格に客観的な評価をする GPA を活用することで学生の実力を把握し、全般的な教育方法の改善に役立てる。また、GPA から「f-GPA(functional-GPA)」へと発展させることで成績評価の更なる厳正化を図り、教授方法や学生指導等にも役立てる。
- ・教員の「教育力の質」の改善については、平成 24(2012)年度には学長のリーダーシップのもと、「グッドティーチング賞制度」を設け、受賞教員の教授方法を共有情報として公開し、それを参考に各自が教育方法を工夫するという試みが始まった。このグッドティーチング賞は前述の学生による授業評価アンケートを用いて最も評価の高い教員を表彰する制度である。今後このグッドティーチング賞の取り組みを全キャンパスに広げるなど、FD 活動をとおして、教員間の授業形態・運営方法の工夫を共有し改善につなげていく。また、特色ある教育方法の取り組みについても FD 活動をとおして教員が互いに研鑽を積み、教育研究活動の活性化に結び付けていくとともに、キャンパス間の教育カリキュラムを調整しつつ、教育の質の向上に努める。
- ・本学の特色である実践教育を更に充実させるため、学部と附属病院・関連施設との連携のあり方を相互に検討し合い発展させ、相互に実践的な教育体系の構築に努める。

大学院

- ・専門分野のカリキュラムを見直すと共に、医療福祉の複雑な問題を広い視野で解決できるリーダーの育成を目指し、分野・領域の拡充・再編成及び分野横断的カリキュラムの構築を推し進める。職業を持つ社会人大学院生が効率的、効果的に学修できるよう、e ラーニングや遠隔教育システムの充実に取り組む。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

学部

・医療福祉専門職の育成を目指す本学は、国家試験受験資格取得のため、文部科学省及び厚生労働省令等の基準に則って教育課程を定めている。総合教育科目と専門科目数のバランス等に留意しながら順次性のある学修、体系的な学修が図れるよう、教務委員会が中心となって教育課程の見直しや学修支援体制の充実化を図っている。

・各学部・学科においては、個々の学生を指導する体制を整えている。呼称は各学科により異なるが、学年を1クラスとしたクラス担任制やアドバイザー制、チューター制、ゼミナールなどを導入し、少人数単位で個々の状況に合わせた学修支援体制を構築している。

・学修支援を担当する教員は、学生のさまざまな学習ニーズを理解して、可能性を最大限に引き出すように努めている。また、教務委員を中心に学生の履修登録状況や成績状況を絶えず把握し、学生一人ひとりとの履修相談等を実施しているほか、必要に応じて学生の保護者や保証人を交えた三者面談を取り入れ、学生を中心とした、家庭及び大学による学修支援体制を構築している。学生の個性を尊重した適切性や基礎的能力、実践的問題解決能力、学際的な視野などの育成状況などを、卒業要件等を踏まえて把握し、学生に助言や指導を行っている。

各学科とも教育目標に根ざした教育方法に取り組んでおり、教育内容・方法についても工夫を施している。各学部・学科とも教育目標を考慮し、アクティブラーニングを取り入れた教育方法を導入している。

・本学では、学生に対する学修支援体制を構築するにあたり、教務委員会、臨床教育委員会、FD委員会、国家試験対策委員会、VOD委員会など各種委員会で計画・立案・検討し、学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）で審議している。各種委員会及び会議は、教員及び職員で運営されており、教職員協同による学修支援体制を構築している。

なお、本学におけるその他の学修支援体制は以下のとおりである。

■オフィスアワー制度

各授業においてシラバスにオフィスアワーを明記し、学生が直接科目担当教員に質問・相談する体制を整えている。非常勤講師については、授業時間の前後にオフィスアワーを設定するほか、教務課職員が学生の質問・相談を非常勤講師に伝えるなど、学生の学習に支障をきたさないよう配慮している。

■Web サービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）

本学学生は履修登録やシラバス参照についてWebサービス学生支援システム（UNIVERSAL PASSPORT）を利用している。本システムは学生の履修登録に利用するだけでなく、教務課や学生課など事務局から学生に対し連絡する際に利用しているほか、授業担当教員は、履修状況の確認や成績登録なども本システム上で行っている。

■TA 制度 (Teaching Assistant)

本学では「国際医療福祉大学ティーチング・アシスタント規程」に則り、大学院生による TA 制度を設けている。TA 制度は、将来が期待される優秀な院生に対し、教育・研究者としての訓練の機会を提供するとともに教育の質の充実に努めている。その情報は大学院ホームページ上の掲示板等で周知している。TA である大学院生は、既に専門分野の国家資格を有している者が多く、学部学生の将来のモデルとして積極的な役割を果たしている。

■授業アンケートによる学生の意見の汲み上げ

年間 2 回 (前期・後期)、各授業にて学生に対し授業評価アンケートを実施している。

この授業評価アンケートは FD 委員会でアンケート項目を検討し、全キャンパス共通アンケートとして実施している。授業評価アンケートの結果は、科目担当教員、学長、副学長、学部長、学科長にフィードバックし、教育方法 (内容) の改善につなげている。

■図書館における学修支援

図書館では、学修力の基礎となる基本的な図書館利用の方法だけでなく応用としての情報調査能力及び情報発信能力を身につけられるよう、新入生からオリエンテーションなどを通して図書館の利用方法などを説明する機会を設けるなど、学修支援に取り組んでいる。

■退学、休学、留年等の実態及び原因分析、改善方策

・大学全体の退学者数 (退学率) は、平成23(2011)年度が144人(2.5%)、平成24(2012)年度が144人(2.4%)、平成25(2013)年度が134人(2.2%)となっており、近年減少傾向となっている。なお、主な中途退学理由は「進路変更 (他の教育機関への入学・転学・編入学)」が最も多く、次に「進路変更 (就職)」「学力不足」と続いている。

・大学全体の休学者数は、平成23(2011)年度が62人、平成24(2012)年度が60人、平成25(2013)年度が58人となっており、近年減少傾向となっている。主な休学理由は「単位修得済み」が最も多い。これは留年生が前期もしくは後期科目を修得済みのため、半期の休学を申請しているためである。次いで「進路変更検討」、健康上の理由となる「病気療養」が続いている。

・大学全体の留年者数は、平成 23(2011)年度が 225 人 (4.0%)、平成 24(2012)年度が 272 人(4.6%)、平成 25(2013)年度が 228 人(3.8%)となっている。なお、留年理由としては、進級条件を満たすことができず留年になった者が多く、休学を理由に留年した者は一部であった。

・退学 (除籍) ・休学 ・留年の要因分析は各学科及び教務委員会や学生委員会が中心となり、具体的な改善策を検討し、学部長 ・学科長会議や教授会 (専任教員代表者会議) などで審議し、対応策を打ち出す体制を整備している。

・また、「経済的困窮」を理由とする退学 (除籍) 等の発生など、個々の問題については、アドバイザーや担任、チューターなどが学生指導を行うとともに、教員だけでなく、事務局も同席の上、個別に学生及び保護者面談などを行い、奨学金制度の活用など個々に応じた相談対応を行うなど、就学支援体制を組み、対応している。

大学院

■学修支援／授業支援

大学院では、学年初めに全院生を対象としたオリエンテーションを教員と事務職員が協

働して実施し、各院生が年間の学習目標とスケジュールを自律的に設定し、充実した学修生活を送れるよう支援している。

全教員がオフィスアワーを設け、その時間帯をシラバスに明記し、個別的な学修相談等に応じている。平成 25(2013)年度からは、院生が気軽にさまざまな質問や相談を持ち込めるように「院生なんでも相談室」を設け、経験豊富な教員及び心理専門職の資格を有する教員等が対応して問題の解決に向けて支援している。留学生に対しては、留学生担当の教員及び事務職員を配置し、個別の相談に手厚く応じ、安心して留学生活を送れるようにしている。

■中途退学等

中途退学、停学及び留年については、研究指導教員や分野責任者、職員が相談に応じ、そのような事態を回避するための方策を相談者と共に検討し支援している。やむを得ず退学、停学、留年に至る場合は、大学院代表者会議を通して研究科会議の承認を経て決定している。

■院生からの意見を組み上げる仕組み

毎年、全学年の院生に「授業及び研究指導の評価アンケート」を実施して学修及び授業支援に対する院生からの意見を汲み上げている。その結果は全分野の教員及び職員にフィードバックすると同時に報告書にまとめて配付し、事後の学修支援及び授業支援の改善に役立てている。

[自己評価]

学科ごとにチューター制やアドバイザー制等を導入し、少人数単位で学修支援体制を構築していること、また、学修支援体制は種々の委員会において計画・立案・検討を経て審議され、教職員協働による学習支援体制を構築していることは評価できる。

各授業においてオフィスアワーも実施されており、また、授業アンケートを活用し、教育方法の改善につなげていることは評価できる。

要支援学生に対する対応についても、個別に相談できる体制を整えており、きめ細かな対応を取っていることは評価できる。

[エビデンス集]

【表 2-4】学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）

【資料 2-3-1】各学科における教育目標に根ざした教育方法の取り組み

【資料 2-3-2】各学部・学科の教育内容・方法の特色ある工夫

【資料 2-3-3】授業計画（シラバス）集【資料 2-2-14】と同じ

【資料 2-3-4】UNIVERSAL PASSPORT マニュアル【資料 2-2-12】と同じ

【資料 2-3-5】ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-3-6】中途退学理由

【資料 2-3-7】休学者数推移

【資料 2-3-8】休学理由

【資料 2-3-9】最低在学年超過年数別留年者数

【資料 2-3-10】院生なんでも相談室

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学部

・アドバイザー制など各学科に配置されている学生支援体制の活用とともに、GPA 制度を活用した学生の履修登録状況と成績状況の把握を行うことで、順次性のある学習、体系的な学習が実現できるように努めていく。学生の潜在的な能力や可能性を最大限に引き出し、学習意欲を喚起するよう努める。教育企画部に加え、平成 26(2014)年度より IR（教育情報）推進室が発足したことから、学生の成績状況など幅広い教育情報の分析を行い、学生支援にも分析結果を反映していく。

■中途退学者や留年者の軽減対策として、以下のような手段を講じる。

・卒業に向けた計画的な学習指導の実施

留年理由の多くは「修得単位数不足」等の「卒業要件未充足」であるため、オリエンテーションでの履修説明やアドバイザー及び各学科教務委員による「卒業要件チェック」「修学・成績状況チェック」を行い、卒業に向けた計画的な学習指導を行う。

・退学の前兆が見られる学生への早めのケア

欠席が長期化する学生は学業についていけなくなることから、退学につながる可能性が高くなる。また、成績の急落者については何らかの事情で就学意欲が低下している可能性があり、成績悪化により、更にモチベーションが下がり退学するケースが考えられる。専門科目での出席状況の確認を徹底し、欠席者に対するフォローアップを実施する。

■休学者の支援については以下のような手段を講じる。

・大学、アドバイザー、友人と疎遠にならないよう、休学期間中も定期的に接触を保つ機会を設け、適切に指導や相談を行うことで対応していく。

・精神的な問題及び経済的困窮状況を抱えた学生が増加していることについての対応は、引続きアドバイザー及び各事務窓口での早期発見、学生相談室での適切な相談を行い、就学の継続が困難にならないよう配慮していく。

大学院

院生が学修に専念できるよう、院生からの多様な相談に応じ、かつ情報提供ができる体制の充実を図る。またキャンパス間で支援に差が出ないように、必要な情報をよりスムーズに提供できるインフラ、体制の構築を進める。院生からの意見を教育改善につなげるシステムを強化し、効果的に教育改善が行える環境を整える。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

[事実の説明]

学部

・医療福祉専門職の育成を目指す本学は、国家試験受験資格取得のため、学士課程は文部科学省及び厚生労働省令等の基準に則って定め、厳格な成績評価を実施している。

・成績は、シラバスの中で明記されている評価基準や方法によって、各学生の達成度、習熟度を把握し評価している。特に、レポート、発表、試験等の具体的な学習活動ごとの評価の方法や総合評価に対する割合等も明記しており、学生が明確な学習計画を立てられるようにしている。学則第29条では、成績を秀、優、良、可、不可の5種とし秀、優、良、可を合格、不可を不合格として規定している。本学では厳正な成績評価を行うべく、平成24(2012)年度には大田原キャンパスにてGPA制度を試験導入した。平成25(2013)年度より全学に本格導入し、登録単位数の上限についての意義を明確に示した。

・この成績評価については、教員研修会において全学の課題として取り上げており、平成22(2010)年度に「客観的教育評価を目指してGPAなどを含めた本学の対応」、平成23(2011)年度に「大学全入時代における教育力と学び力 成績評価と機能するGPA」として教員研修会を実施した。これを受け、教育のシステム化という考え方を基本に、講義（演習）科目ごとの学習目標のあり方、試験の適切性、学習指導の改善等を検証し、シラバスのフォーマットを改訂した。

・また、本学では、教育課程の充実を図るとともに、学生の幅広い視野の育成と学習意欲の向上を目的として、「単位認定制度」を導入し、入学前に大学、短期大学等で修得した単位は60単位を超えない範囲で、また、入学後に他大学、短期大学で修得した単位、放送大学と「大学コンソーシアムとちぎ」で修得した単位は合わせて30単位を超えない範囲で、単位を認定することを学則並びに授業科目履修規程で定めている。語学力の向上を視野に入れ、TOEICの得点や英検の等級による英語科目単位の認定も行っている。なお、他大学等で修得した単位等の認定は試験、論文、研究レポート等の資料と履修科目の成績等を総合的に判断し、教務委員会で審議するとともに、教授会（専任教員代表者会議）の承認を経ている。なお、単位が認定された科目の成績は「認定」とし、GPA値の算出においては算定外となる。

・学士課程の修了要件については、当該学生の履修状況、単位修得状況、卒業要件の充足状況等を確認し、審議される。本学では各学部・学科でディプロマポリシーを設定しており、このポリシー及び履修状況、単位修得状況、卒業要件の充足状況等すべての条件を満たしていることが教務委員会、教授会（専任教員代表者会議）を通して確認された学生に対し学位を授与する。

表 2-4-1 ディプロマポリシー

本学は、保健医療福祉の分野にまたがる高い知識と優れた技能と人間性を兼ね備えた社会の要請に応え得る有為な専門職を養成することを目的としており、学科ごとに、人材の養成に関する目的を定めている。その実現のために、総合教育と専門教育に重点を置いた体系的なカリキュラムを構築して、あらかじめ学生に明示している成績評価基準に沿って厳格な成績評価を行う。卒

業要件を満たす所定の単位を修得した者に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

以下にあげることが卒業までに身につけるべきことである。

- 1) 幅広い教養、豊かな感性、人間理解、国際的感覚を身につけ、一人の人間として豊かな心を身につけることができる。
- 2) 専門領域へつながる基礎的な学力を養い、他職種を理解し、専門領域を超えて問題を探求する姿勢を身につけることができる。
- 3) 各学科における人材育成の目的に沿った専門分野を極め、専門職として、必要な高いレベルの専門的能力や技術力を持つことができる。

大学院

・修了の認定、単位の認定、成績評価については、大学院学則ならびに大学院授業科目履修規程に定め、「履修の手引き」に明示し、厳正に適用している。単位認定と修了については、大学院代表者会議を通して大学院研究科会議で決定している。

・学位の授与については、その方針を研究科ごとにディプロマポリシーに明記し、大学院ホームページに公表している。学位審査については、学位論文審査の方針、論文審査員の選出方法、課題研究の審査方法を明確に定め、厳正に適用している。

表 2-4-2 大学院のディプロマポリシー

国際医療福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、上記の基本理念と教育理念を踏まえながら、学校教育法が大学院の目的として「高度の専門性が求められる職業についてそれを担うための深い学識と卓越した能力を培うこと」及び「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめること」の2つを掲げていることを念頭に置いて、保健医療福祉分野において、特に国際性を身につけた指導的な専門人を養成することを目指している。

本学の大学院教育は、以上の趣旨を踏まえ、主として国際性を備えた指導的立場に立つ高度の専門職業人の養成を目指すものであり、また、学生の要望と能力に応じて研究者の養成を行う場合があることを考慮することとしている。このため、本学のディグリー取得にあたっては、上記の目標が達成されているかどうかを確認することを基本目標とする。

【自己評価】

単位認定、進級及び卒業・修了認定についての基準は明示されている。また、卒業判定は、学部では教授会（専任教員代表者会議）、大学院では大学院研究科会議において厳正に行われている。よって、本基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 2-4-1】学則、大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 2-4-2】学位規程

【資料 2-4-3】授業計画（シラバス）集【資料 2-2-14 と同じ】

【資料 2-4-4】履修の手引き（成績、GPA、単位認定の抜粋）

【資料 2-4-5】各学科、各研究科で定めるディプロマポリシー

【資料 2-4-6】授業科目履修規程

【資料 2-4-7】大学院授業科目履修規程

【資料 2-4-8】学位申請の手引き（修士課程、博士課程）

【資料 2-4-9】 博士論文審査について（方針）

【資料 2-4-10】 修士学位論文審査員の選出に関する内規

【資料 2-4-11】 大学院の論文提出による博士の学位の申請及び審査に関する内規

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学部

・成績評価について、本学では平成 25(2013)年度より GPA 制度を全学に本格導入し、登録単位数の上限についての意義を明確に示した。GPA の積算根拠となる成績評価には絶対評価を基本とする評価方法をとっており、学士課程に相応しい厳格な成績評価を進めている。

・今後、成績評価と GPA の関係を再度精査し、f - GPA へと発展させ、学士課程の教育課程に照らし合わせて、教育的効果を判断しながら単位認定を厳格に行う。

・また、定期試験などで使用する試験問題が適切であるか、また、国家試験対策として行っている国家試験対策講座や模擬試験などがより効果的な対策となっているかなどを、IR（教育情報）推進室において分析、検討していく。

大学院

・ディプロマポリシーを定期的に点検し、必要に応じて見直しを図る。論文審査について、分野の特性を踏まえた審査方法の点検を定期的に行い、審査基準を教員間で共有し、また、博士の学位取得率の向上を図る。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

[事実の説明]

■全学的な支援体制

・本学の多くの学科では卒業時に国家試験受験資格が得られることから、資格取得後の専門職に直結した教育体制が整備されており、就職率は高い水準を保っている。就職及び進学支援については、各学科教員から構成される就職委員会と学生課が連携し、積極的な情報収集ときめ細やかな情報共有を図ることで全学的な就職支援体制を構築している。

・各学科の実情にあわせた年次計画をもとに、就職活動を控えた学生及び就職指導を担当する教員に対して「キャリア支援ハンドブック」を配付したうえで、学生課が主体となり年数回の就職ガイダンスを実施している。特に、就職活動キックオフやガイダンスにおいては、就職活動の心構え、求人情報の収集方法、就職内定までのスケジュールなどを説明

すると共に、マナー講習会を開催するなど、社会人としての成長を見据えた就職活動の在り方を教授している。

・学生課には就職情報コーナーが設置されており、学生は常時、ファイルされた求人票を閲覧することができる。一方、当該コーナーに設置されている専用パソコンを活用して就職情報を検索できるシステムが構築されており、常勤の担当者が随時、最新情報への更新を行い、データ管理をしている。このように、求人情報は学内でデータベース化され、職種や勤務地等の条件で容易に検索できるため、ゼミナール等で教員の指導を受けた学生が学内設置のパソコン端末からの情報検索をしながら意見交換することも可能であり、学外の卒業生からも一定のセキュリティのもとでアクセスを許可するなど、利便性に配慮している。更に、卒業時には自分の就職活動における留意点や、試験、面接の内容等を報告書にまとめ、それを在学生在が閲覧できるように整備している。

・学生の求人情報を得るために、毎年全国の医療機関及び福祉施設等に求人票を発送し、情報収集に努めている。また、多くの学科において臨地実習が行われていることもあり、教職員が近隣の病院や施設を訪問する機会を通じて、病院実習のみならず、教育カリキュラムに対する理解を得ながら、求人や採用についても情報を収集している。

■各学科での取り組み

・医療福祉専門職の国家資格の取得にあわせた教育体制と連動した就職指導は、各学科の就職担当教員が主体となって行っている。国家資格の受験取り組み時期と就職活動の開始時期が重複することも多く、学科長を中心に就職担当教員及び国家試験担当教員間での連携と調整を図っている。

・就職担当教員は学科全体における就職活動に向けての取り組みの計画、実施、評価など一連の活動を運営管理すると同時に、就職委員会の委員として本学全般の動向を把握しながら、他学科における取り組み状況を参考にするなど、横の連携を図っている。特に、医療福祉専門職としての就職先は学科横断的な求人が得られることから、1 医療機関から複数の職種の求人につながることも多く、就職担当教員は自らの学科の状況だけではなく、他学科を含めた求人動向を把握することも重要な役割となっている。

・学生に対しての具体的支援のひとつに、就職活動を行う学年のゼミナール指導教員からの助言を受けながら個別面談を行い、学生の希望や適性、就職先とのマッチングなど総合的な視野から丁寧な指導を行っている。また、就職活動の進捗に応じて、就職説明会の開催、履歴書の添削、就職模擬面接の実施などを行い、就職先の決定に向けての助言や方向付けなど個別対応を重視した就職指導を実施している。

■キャリア支援

・大学をあげて学生の就職活動を支援する目的から、平成 21(2009)年 4 月本学に「キャリア支援センター」が開設された。

・大田原キャンパス学生課が主体となり、小田原キャンパス、大川キャンパス、福岡キャンパスなど本学の 4 キャンパス合同による情報交換を行っている。各キャンパスに開設している同じ学科間の調整は、テレビ会議システムを活用することで合同就職委員会を開催し、地理的な問題を解決している。各キャンパスの学科別の求人情報、就職内定情報など、就職担当教職員が互いの取り組み状況を話し合える貴重な機会となっている。

・平成 26(2014)年度から常勤のキャリアカウンセラーを配置し、就職支援体制を強化する

とともに、「キャリア支援セミナー」を実施し、筆記試験対策や面接対策、履歴書やエントリーシートの書き方の指導などを行っている。

・本学大学院は社会人として働きながら就学している大学院生が多いため、就職支援を必要とする場合は、研究指導教員の指導及び学部の就職支援システムを利用している。

[自己評価]

本学は「就職に強い大学」として様々なメディアに紹介されているように、私立大学（医療系）では4年連続で就職ランキング全国1位となっている。

各学科教員と就職担当職員で構成している就職委員会を中心に就職支援体制を確立するとともに、キャリア支援センターに常勤のキャリアカウンセラーを配置し、就職支援を強化している。

[エビデンス集]

【資料 2-5-1】 キャリア支援ハンドブック

【資料 2-5-2】 就職委員会規程

【資料 2-5-3】 キャリア支援セミナープログラム

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

・本学は、医療福祉専門職の国家資格の取得を目指しており、ほとんどの学科の卒業生は医療福祉施設における専門職として就職することを通じて、わが国の医療福祉に資する社会需要に十分に答えている。また、総じて国家試験の合格率及び就職率は高く、一定水準を確保し続けている。

・学生の就職活動に対しては、学科教員及び大学事務職員が連携した支援体制を整備し、一人ひとりの学生に対しきめ細かな指導を行っていることが成果につながっているものと評価している。

・今後のキャリア支援体制については、4 キャンパス合同による定期的な就職委員会の開催や、キャリア支援センターを中心とするキャンパス間の情報の共有を強化し、他キャンパスの学生が必要に応じて希望する地域の十分な就職情報が得られるよう、就職委員会及び就職担当教員の連携体制を強化する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

[事実の説明]

学部

各学部・学科が提供する全ての科目において、シラバスに授業の到達目標、授業計画、評価方法を明確に記している。シラバスは学生に配付しており、かつ初回の授業時においても学生に伝達したうえで授業を展開している。シラバスに記載されている教育目的の達成状況は、定期試験、レポート、演習・実習、及び平素の修業状況を加味したうえで、科目担当教員が、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D) で評価を行い、学期末に単位認定している。なお、必修科目が不可である場合は再履修を課して目的を達成することを確認している。

表 2-6-1 成績評価基準

合格・不合格	評価方法		評価基準
合格	秀	(S)	100点満点法による100点から90点まで
	優	(A)	100点満点法による89点から80点まで
	良	(B)	100点満点法による79点から70点まで
	可	(C)	100点満点法による69点から60点まで
不合格	不可	(D)	100点満点法による59点以下

・専任教員は年度末に「教育研究活動報告書」を作成して報告することになっているが、その中に、①教育目標がどれだけ達成されたと判断するか、②教育内容に対する学生の興味や学習意欲の喚起、授業の反省ならびに次年度に向けた改善すべき点、についても記載する義務を負い、教育目的の達成状況を教員自らが振り返ることができる。同時に本学では、教員が所属する学部長や学科長、センター長もこの教育活動報告書をレビューするシステムとなっている。

・本学においては、平成12(2000)年度より「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施し、教育目標の達成状況を学生の視点からも評価して科目担当教員にフィードバックし、授業の改善に生かしている。この授業評価アンケートは、講義科目、演習・実験科目、実習科目、オムニバス科目に分かれており、前期及び後期の定期試験前に実施している。授業評価アンケートは、授業方法や授業運営についての設問について選択式回答の構成となっているが、自由記述欄を設けて設問以外に関しても学生の意見を汲み上げるよう工夫している。

・学生自身の学習状況については、平成25(2013)年度から実施している「学修アンケート」により調査している。

・本学は医療福祉の専門職を養成する大学であることから、学内実習や学外実習などの実学も重視し、実習前に必要な基礎学力や技能の達成状況を確認する目的で、卒業試験など到達度の確認を行う試験やCBT(Computer Based Testing コンピューターによる共用試験)、OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床実技試験)を実施している。OSCEの実施にあたっては、各学部学科で実施内容を検討し、評価項目や評価基準についても明確にして客観的に評価している。なお、卒業試験やCBT、OSCEに合格

できない学生については特別指導し、達成できるまで指導して実習に臨めるよう支援し、学生が臨地実習で患者に直接接する前の、大学内での教育に責任をもって取り組んでいる。

大学院

・教育目的の達成状況の点検は院生を対象としたアンケート調査ならびに教員を対象としたアンケート調査により行っている。

院生を対象とした「授業及び研究指導の評価アンケート」については毎年、学年末に実施し、教育目的の達成状況の確認と授業改善に役立てている。アンケート項目は学修に対する満足度、授業の進め方と内容、遠隔授業、研究指導、学習環境、学生生活に関するものであり、その結果を分析し、教育目的の達成度と課題を把握している。分析結果は各分野の責任者を通して教員個人にフィードバックするとともに「自己点検評価報告書」に掲載し全教員が情報を共有し、授業や研究指導の改善に役立てている。平成 24(2012)年度には修了者を対象としたアンケート調査を実施し、本学で学んだことがどの程度、その後の職業・研究生活やキャリアアップにつながったかを調査し、全教員でその結果を共有し、FD において改善策について討議した。

・教員を対象とした調査は平成 24(2012)年度に「人材養成に関するアンケート調査（修士課程）」、平成 25(2013)年度に「修士課程教育に関するアンケート調査」を実施し、各分野における教育目標の達成度、教育の見直しの必要性、目標達成を阻む要因等について調査した。その結果は FD 活動の中でフィードバックし、改善策について全教員が討議し、その内容を「FD 活動報告」として冊子にまとめ、活用できるようにした。FD 活動において提案された改善策は、授業方法の工夫、遠隔教育システムの整備、日曜日授業開講、学位審査方針の見直しなどにより実現している。

【自己評価】

学部及び大学院ごと、全学的に行っている「学生による授業評価アンケート」により教育目標の達成状況が把握でき、その評価を科目担当教員個々にフィードバックして授業の改善を図る取り組みは評価できる。

学外実習に向けて、技能の達成状況を確認するための各種試験等の実施は、客観的に評価するうえでも重要なものと位置付けている。

以上のことから、本基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 2-6-1】 授業計画（シラバス）集 【資料 2-2-14】 と同じ

【資料 2-6-2】 履修の手引き（成績部分抜粋） 【資料 2-4-4】 と同じ

【資料 2-6-3】 授業評価アンケート実施要項 【資料 2-2-13】 と同じ

【資料 2-6-4】 学修調査アンケート 【資料 2-2-15】 と同じ

【資料 2-6-5】 CBT 実施マニュアル

【資料 2-6-6】 OSCE 実施マニュアル

【資料 2-6-7】 授業及び研究指導の評価アンケート調査

【資料 2-6-8】 人材養成に関するアンケート調査（修士課程）（平成 24 年度）

【資料 2-6-9】 修士課程教育に関するアンケート調査

【資料 2-6-10】 FD 活動報告書（学部、大学院） 【資料 2-2-21】 と同じ

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

・授業評価アンケートの結果を、学生の自由意見も含めて、学部では科目担当教員に、大学院では各分野の教員に個別に結果を知らせるようになってきている。学部長・学科長、センター長、専攻主任に対しても全学的な科目についてフィードバックしているため、各学部・学科、センター間において、お互いに比較検討することができる。また、学部長・学科長、センター長、専攻主任は、アンケート結果を分析、レビューする責務があり、必要に応じて科目担当教員の指導を行っている。

・学部では、平成 24(2012)年度より、この授業評価アンケートを用いて「学生が選ぶグッドティーチング賞」を実施している。グッドティーチング賞は、授業アンケートにおいて高得点を獲得した教員は学生の学習意欲を喚起し、学生の可能性を引き出す授業を行っている優秀な教員であると判断して、その栄誉を讃えて表彰するものである。

・グッドティーチング賞受賞教員は当該科目に関する授業の工夫や展開などについて本学「4 キャンパス合同教員研修会」にて口頭発表し、更に報告書をまとめて大学のホームページに公開するようになってきている。このようなフィードバックシステムによって、全教員が各々の教育内容と方法を見直し、授業改善のための参考にできる。

・このグッドティーチング賞は本学の広報誌にも掲載されるため、学生や保護者に対しても評価結果がフィードバックされることになる。なお、学生が選ぶグッドティーチング賞は先行して大田原キャンパスにおいて実施しているが、平成 26(2014)年度から小田原キャンパス、大川キャンパス、福岡キャンパスにおいても実施されることが決まっている。

【自己評価】

授業に対する評価結果は、国家試験対策にも応用され、達成度の低い科目に関しては早期より対策を講じ、復習や補習を行い学生の達成度を強化している。その成果もあって、本学では各専門分野で高い国家試験合格率を維持しており、その結果、就職率も高い水準で推移していることは評価できる。

以上のことから、本基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 2-6-11】 授業評価アンケート実施要項 【資料 2-2-13】 と同じ

【資料 2-6-12】 グッドティーチング賞実施要領

【資料 2-6-13】 国家試験合格率

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

・学部では、学生に対する授業評価アンケートを継続して実施していくとともに、IR（教育情報）推進室と連携して、入学試験の種類、各学年の成績、卒業、国家試験まで一貫した評価を行い、入学試験、教育内容及び国家試験対策などの方法、内容を検討していく。

・大学院では、院生や教員を対象としたアンケート調査結果を各分野の教員にフィードバックするだけでなく、FD 活動等で全教員が共通の問題として認識し改善策を検討することは有意義であり、継続的に行う。提案された改善策を実現し、効果を確認するシステムを整備強化し、PDCA サイクルを実効あるものにする。

・授業評価アンケートの結果の公表方法について検討を継続し、学生により効果的なフィードバックを行う。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

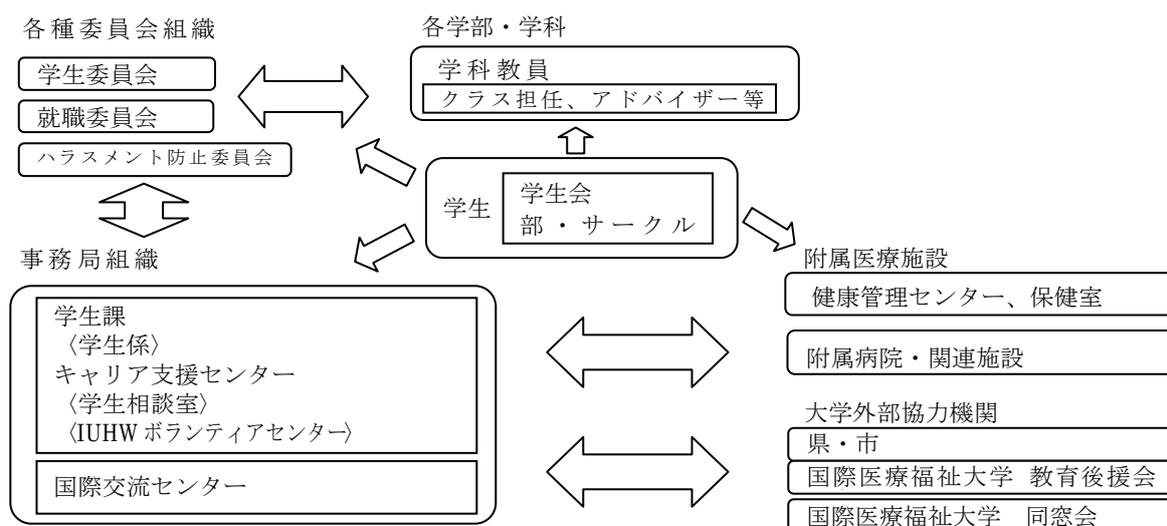
(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

[事実の説明]

本学の学生生活における学生サービスは、図 2-7-1 の体制で行われている。学生生活全般に関することは学生委員会、就職に関することは就職委員会において役割分担し進めている。これらの委員会の構成は、委員長及び各学部・学科から選出された教員で組織され、定例会議を開催し、各学部・学科、事務局、附属病院・関連施設、大学外部協力機関と連携しながら進めている。

図 2-7-1 学生サービス体制



■生活支援

・担任制とアドバイザー制

各学科ではクラス担任制やアドバイザー制等の少人数指導体制をとっており、学生生活における相談等に対応するだけでなく、あらゆる学生の意見を汲み上げる体制として整備されている。

・通学

学生の通学方法はキャンパスにより異なる。大田原キャンパス及び大川キャンパスの学生の通学は自家用車及び公共交通機関、自転車が主であり、とくに大田原キャンパスは、自家用車通学がおよそ40%(約1,600人)に達している。小田原キャンパス及び福岡キャンパスでは公共交通機関が主となっている。特に自家用車による通学を認めているキャンパスでは学生の交通事故防止のため、オリエンテーションを利用し、近隣警察署の協力を得ながら、学生の交通事故防止に対する教育指導を行っている。

・スクールバス運行

大田原キャンパスでは、JR 那須塩原駅利用の学生のためにスクールバスを運行している。これは、大田原キャンパスに在籍する学生の20%がJR 宇都宮線を利用していることや、平成24(2012)年度まで那須塩原駅～大学間を運行していた大田原市営バス「急行福祉大学線」が廃線となったことなどの事情もあり、平成25(2013)年度から独自にJR 那須塩原駅～大学間に「国際医療福祉大学スクールバス」を開設、新たに運行するに至った。なお、スクールバスは授業時間割や行事に合わせた時刻設定を行っており、より学生の利便性を高めている。

・学生寮

大田原キャンパスには、自然災害による被災者や家庭の経済状況が困窮している学生を対象とした「若草寮」を設置している。室数は、男子学生用26室、女子学生用26室の計52室ある。全室個室であり、管理人が常駐し、共同キッチンや洗濯機設置などの住環境も充実している。また、大田原市の支援を得て、大田原市営住宅を留学生向けの寮として提供している。定員は24人で、個室または二人部屋となっている。母国を離れ、日本で生活する留学生にとって、経済的な支援となるだけでなく、留学生同士の交流も図れるようになっている。

・留学生の生活支援

全キャンパスに国際交流室を設置し、教職員が留学生に対し学生生活の相談や日本語等の学修支援を行える体制を構築している。また、各学科教員によるホストファミリー制もしくは担任制を推進し、留学生にとって相談しやすい環境を整えている。

■生活指導

・学生に向けた生活指導

各キャンパスとも入学時や各年度初めに行うオリエンテーション、大学入門講座等を利用し、学生生活の中で起こり得る危険性のある行為やトラブル内容(交通事故、痴漢やストーカー、カード犯罪、悪質商法、ハラスメント等)を取り上げ、学生生活全体を主体的に自己管理することができるように生活指導を行っている。学生生活におけるトラブル防止については、「学生生活の手引き」に詳述し、学生委員やハラスメント防止委員である教員や学生課が個別に指導している。

- ・大田原キャンパスでは、SST(Student Support Time)という取組みを行っており、各学科・学年ごとに月 1 回、10～15 分程度の短時間を利用し、交通事故、飲酒、喫煙、その他生活上の安全等を中心とした教育を行っている。
- ・美化活動の指導・実践
各キャンパスとも、学生有志による大学構内や近隣地域の清掃活動を行い、美化活動への参加を通してボランティア意識の向上に努めているとともに、清掃活動を通してゴミ等のポイ捨て防止を指導している。
- ・地域交流の推進
近隣地域から、地域の祭りやまちづくりへの参加など、学生派遣などの要望や依頼がある場合は、学科や学生会を通じて、地域交流への積極的な参加を呼び掛けている。また、万が一学生が関わる苦情等が発生した場合等は、その対応について、学生により運営されている学生会を交えて対策等を検討し、教職員だけでなく、学生から学生へ注意喚起などを図ることを行っている。

■危機管理

- ・本学では、正課中、行事中、課外活動中及び通学中に学生自身が不慮の事故によるケガを負ったときに備え、日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険」に全学生が加入している。また、学外実習時等に本学学生が他人にケガを負わせたり、実習器具を壊したりして賠償事故が発生した場合に備え、本学独自に「施設賠償責任保険」に加入している。

■健康管理

- ・医務室等
本学は全キャンパスとも、学生の体調不良やけがの応急処置等の対応ができるように「学生保健室」を設置している。また、キャンパス内に併設もしくは近隣にある附属病院や関連施設と連携し、学生の健康管理を行っている。
本学大田原キャンパスに併設されている「国際医療福祉大学クリニック健康管理センター」では、学内や病院実習での感染予防対策などを検討するとともに、インフルエンザをはじめ、感染症が流行した場合等において、速やかな対応策を検討し、その検討結果を、各キャンパス学生課を通じて全学的に予防を励行するとともに、注意喚起を行っている。
本学では、附属病院や関連施設において、インフルエンザ等の予防接種を受けることができる他、体調不良等の場合は、必要に応じて受診できる体制を整えており、学生の健康管理には万全を期している。
学生が学内クリニックや関連病院を受診した場合、医療費の自己負担分は教育後援会が補助している。健康診断は、全キャンパスとも学内併設もしくは近隣の附属病院・関連施設を利用して実施しており、毎年 100%の受診率となっている。
- ・学生相談室等
本学は「学生相談室」若しくは「こころの相談室」を各キャンパスに設置し、悩みや精神的な問題を抱えている学生に対して、常駐または非常勤の臨床心理士が、精神的不調はもちろん、人間関係、学習上の悩み等の相談に応じている。また、学生本人に配慮しつつ、必要に応じて保護者に対する相談や、クラス担任、アドバイザーとの調整を行

い、学生の不調に対し早期対応を心がけている。学生に対しては、「学生相談室ご案内」リーフレットを作成し、各所窓口に常設して周知を図っている。

全キャンパスで、入学生に対し、心身の健康状態を把握するための「UPI 調査（学生精神的健康調査:University Personality Inventory）」を実施している。

■人権保護

・「ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメントの防止や対策に努めている。同委員会から任命された複数の教職員が「ハラスメント相談員」として随時相談を受け付ける体制を整えているため、相談者は自分が相談しやすい相談員を選んで相談することができる。

また、同委員会では、ハラスメント防止対策の一環として、平成 25(2013)年度より、全キャンパス合同ハラスメント防止講演会を開催している。大田原キャンパス、小田原キャンパス、大川キャンパス、福岡キャンパス、東京青山キャンパス及び熱海キャンパスの 6 会場の遠隔教室を接続し、全教職員を対象として外部講師を招いた講演会を開催した。

＊平成 25(2013)年度ハラスメント防止講演会 講師 石黒 保雄氏（弁護士）

テーマ：医療機関におけるハラスメントの事例検証～判例を題材として

参加人数：教職員 計 284 人

■経済的支援

・本学独自の奨学金制度として、給付型奨学金制度となる「年間成績優秀賞」や「特待奨学生制度」を用意している。また、同じく給付型奨学金制度となる本学学生のみを受給対象とした民間奨学金「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社奨学金」がある。これらはいずれも、学業成績、人間性、将来性等を考慮した選考を行っている。

・一方、貸与型奨学金制度として「学生支援基金奨学金」を用意している。この奨学金は、家計急変による経済困窮者を対象としたもので、申請のあった希望者の中から経済的要件など応募資格に該当する学生を選考している。

・留学生を対象とした給付型の奨学金制度に「IUHW 奨学生制度」がある。この奨学金制度はアジア各国における医療福祉専門職の地位向上も目指し、将来その国で指導的立場となる人材の育成に寄与したいと考え、平成 13(2001)年より本学独自の留学生向け奨学金制度として設立した。本奨学金制度を利用した留学生も年々増加している。

・その他、東日本大震災により被災された受験生の進学支援を図るため、入学検定料及び入学金の免除を実施している。

■課外活動支援

・本学の課外活動の一つに部・サークル活動が挙げられる。部活動は主として学生会に所属する団体等により活発に行われ、現在全学で 97 団体が活動している。それぞれの団体において本学の専任教員がその顧問として活動上の相談や指導にあたっている。

・学生会は、大学祭や球技大会を自主的に企画運営し、それら活動に対し大学も支援を行っている。学生の部・サークル活動に対しては、教育後援会より活動費を助成している。

・その他、特色ある課外活動として「学生ボランティア活動」がある。平成 17(2005)年 10 月 1 日には大田原キャンパスに「国際医療福祉大学ボランティアセンター」が設立された。各キャンパスとも、教職員や学生のボランティア活動を推奨しており、東日本大震災におけるボランティア活動や地域支援となるボランティア活動など、本格的な活動を行っている。

■福利厚生施設

・本学は、栃木県の「那須セミナーハウス」、大分県の「湯布院セミナーハウス」を活用し、学生、教職員、卒業生等の研修、実習・演習、部・サークル活動、国家試験対策に向けた合宿等に活用している。両施設とも、宿泊室、研修室、体育館、食堂、大浴場等が設置されており、宿泊のみならず、日帰りの利用も可能としている。

■学生表彰

・学則第 44 条の規定に則り、成績、人物ともに優れた学生を「学長賞」として、学位記授与式にて表彰している。表彰者は、規程に則り、各学科より推薦された学生を学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）で審議して決定している。

【自己評価】

学生に対し、教職員協働のもと、生活支援や学生指導、危機管理、人権保護、福利厚生施設の充実、課外活動の支援といったきめ細やかな対応を行っている。

また、学生の健康管理においては、附属病院・関連施設との連携のもと、感染症対策や万全な健康管理がなされているほか、悩みや精神的問題を抱えた学生に対し、学生相談室等の設置によるきめ細やかな対応、万全な体制が構築されている。

経済的支援についても、学生の就学意思を尊重し、常時奨学金等の相談に応じる体制を整えている。

以上により、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【表 2-12】 学生相談室、医務室等の利用状況

【表 2-13】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）

【表 2-14】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

【資料 2-7-1】 学生委員会規程

【資料 2-7-2】 就職委員会規程【資料 2-5-2】と同じ

【資料 2-7-3】 ボランティア委員会規程

【資料 2-7-4】 奨学金委員会規程

【資料 2-7-5】 ハラスメント防止委員会規程

【資料 2-7-6】 ハラスメント調査委員会規程

【資料 2-7-7】 ハラスメント相談員規程

【資料 2-7-8】 履修の手引き、学習の手引き【資料 F-5】と同じ

【資料 2-7-9】 ボランティア活動報告

【資料 2-7-10】 学生相談室利用案内

【資料 2-7-11】 UPI 新入生精神的健康調査

【資料 2-7-12】 那須セミナーハウス利用案内、湯布院セミナーハウスガイドブック

【資料 2-7-13】 スクールバス時刻表

【資料 2-7-14】 部・サークル一覧

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

[事実の説明]

学生の意見・要望を把握し、可能な範囲でそれを実現する仕組みとして、学生委員会において「学生生活アンケート」(大学教育、施設・設備等、体制に関する意見、要望)と「学生生活安全実態調査」(生活全般に関するアンケート)を実施している。これにより提出された意見・要望は、各担当部署が対策を検討し、その結果を掲示板に掲示して回答している。このようなアンケートが大学の施設設備の改修、改善のきっかけとなり、一方、親元を離れて生活する学生の自覚を促すことにもつながるなど、少なからず効果を発揮している。なお、「学生アンケート」と「学生生活安全実態調査」は、毎年交互に実施しており、その調査結果は報告書にまとめ、全教職員に配付し学生生活の実態に対する意識付けを図っている。

また、教育後援会幹事会や同後援会主催の「保護者懇談会」では、保護者からも直接意見を伺う機会を持ち、学生委員会その他の関係委員会に報告され、対応可能なものには速やかに対処している。

[自己評価]

学生のアンケートだけではなく、学生会執行部と大学との情報交換や、地域住民や自治体との意見交換会等を通して、学生と教職員の信頼関係をより強固なものとし、学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握と改善に努めている。また、保護者からの学生生活に関する要望についても、保護者と教職員が直接意見交換できる機会を設けており、十分に対応していると判断する。

[エビデンス集]

【資料 2-7-15】 学生生活アンケート

【資料 2-7-16】 学生生活安全実態調査

【資料 2-7-17】 保護者懇談会の案内及び実績

(3) 2-7の改善・向上方策(将来計画)

学生の健康管理や心身に関する支援は、学生相談室及び健康管理センター、附属病院・関連施設との連携のもと、万全な対応を構築している。今後は、過去の事例を整理し、相談内容の種別ごとの連絡体制を整え、より専門的な対応ができるようネットワークを構築する。

経済的な事情を抱え、就学困難となる学生への迅速な対応を心がけるとともに、奨学金制度の充実化を図る。学生にとってより有益な奨学金制度を構築し、安心して学生生活を送れるよう全学をあげての支援体制を構築する。

キャンパス間の学生の交流促進を図るため、部・サークル活動等に対し補助金や交通費の一部負担、本学所有のセミナーハウスの活用促進等を推進し、同じ目的を目指すキャンパスを越えた仲間としての絆をより強めていく。

卒業生への情報発信として学内広報誌「IUHW」及び同窓会ホームページにより、同窓会の開催案内や卒業生の近況報告等、より多くの同窓生へ新鮮な情報を提供していく。ま

た、学科の枠を超えて交流を深めるよう地域単位の支部会組織の立ち上げを推進する。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

[事実の説明]

本学の学科等教員数は、全学科（学年進行中の福岡保健医療学部医学検査学科を除く）の助教以上の専任教員は 314 人（全学部の助教以上 358 人から医学検査学科の助教以上 13 人と総合教育センター等の助教以上 31 人を除いた人数）であり、設置基準定員である 205 人（全学科の設置基準定員 166 人から医学検査学科の設置基準定員 8 人を除いた 158 人に、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 47 人を加えた人数）を満たしている。

また、指定規則に定められている専任教員要件についても指定基準である専任教員数を満たしている。

大学院の全教員数は 276 人であり、設置基準定員である専任教員数 49 人を満たしている。

表 2-8-1 学部学科別教員数

※福岡保健医療学部医学検査学科は学年進行中

学部	学科	助教以上 計	設置基準 定員	助手	合計
保健医療学部	看護学科	30	12	4	34
	理学療法学科	15	8	2	17
	作業療法学科	14	8	0	14
	言語聴覚学科	18	8	1	19
	視機能療法学科	10	8	1	11
	放射線・情報科学科	20	9	0	20
医療福祉学部	医療福祉・マネジメント学科	32	16	3	35
薬学部	薬学科	40	33	5	45
小田原保健医療学部	看護学科	26	12	0	26
	理学療法学科	13	8	0	13
	作業療法学科	14	8	0	14
福岡看護学部	看護学科	35	12	0	35
福岡保健医療学部	理学療法学科	20	8	0	20
	作業療法学科	13	8	0	13
	言語聴覚学科	14	8	0	14
	医学検査学科※	13	8	1	14
総合教育センター等		31	—	0	31
計		358	166	17	375

表 2-8-2 大学院研究科別教員数

研究科	専攻	助教以上 計	設置基準 定員	助手	合計
大学院医療福祉学研究科	保健医療学専攻	196	25	0	196
	医療福祉経営専攻	35	5	0	35
	臨床心理学専攻	8	3	0	8
大学院薬科学研究科	生命薬科学専攻	19	8	0	19
大学院薬科学研究科	医療・生命薬学専攻	18	8	0	18
計		276	49	0	276

助教以上の学部専任教員は 358 人、大学院専任教員は 276 人配置されている。専任教員の職位別構成を見ると、学部では教授 35%、准教授 20%、講師 22%、助教 23%、大学院では教授 60%、准教授 25%、講師 12%、助教 3%である。

専任教員の年齢構成を見ると、学部は 66 歳以上の教員が 27 人(8%)、65 歳以下が 331 人(92%)であり、51 歳～55 歳が最も人数の多い層となっているものの、65 歳未満における年齢構成の特徴としては、どの年代にも適度に分布している。大学院（兼任教員を除く専任教員）は 66 歳以上の教員が 20 人(39%)、65 歳以下が 31 人(61%)であり、66 歳～70 歳が最も人数の多い層となっているが、46 歳～50 歳が次に人数の多い層となっている。

【自己評価】

大学設置基準の専任教員定数（未完成学科を除く 15 学科の助教以上 166 人）については、平成 26(2014)年 5 月 1 日現在助教以上の専任教員は 314 人であり、福岡保健医療学部医学検査学科の学年進行とともに更に充実させていく予定である。

大学院については学部も担当する兼任教員数が多い状況ではあるが、設置基準を満たしており、研究指導を行う上で十分な教員構成となっている。

本学の場合、医療福祉専門職に必要な専門教育に加えて、広く豊かな人間性を育成する総合教育にも力を入れているため、学部学科所属とは別に総合教育科目や専門基礎科目を担当する教員を各センターに配置している。更に、附属病院・関連施設にも専任教員を配置し、学生の実践的能力育成に向けて十分な配置を確保している。

兼任（非常勤）教員数を見ると、依存率が高い学科も見受けられるが、それらの学科では多様な内容を修得させるために学内外を問わず分野にふさわしい教員を配置している。

以上のことから、適切な教員の確保と配置がなされており、本基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【表 F-6】 全学の教員組織（学部等、大学院等）

【表 2-5】 授業科目の概要

【表 2-15】 専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【表 2-17】 学部、学科の開設授業科目における専兼比率

【資料 2-8-1】 国際医療福祉大学が設置するセンターに係る規則

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

[事実の説明]

■教員の採用及び昇任

・本学の教員採用及び昇任は、「教育職員の職制及び任免に関する規程」に基づき、人格、学歴・職歴及び学術上、教育上の業績等を考慮して行われている。特に本学は医療福祉専門職の養成を行っていることから、教育経験のみならず、臨床経験が豊かな人材を積極的に採用している。

・昇任については、教育・研究実績等（毎年教員各自が「教育研究活動報告書」を作成し提出する）を参考に、所属学科の専任教員のバランスを勘案しつつ、「教員の職位の昇格に当たって考慮すべき資格要件」に沿って実施している。昇任は、所属長の推薦に基づき、人事委員会における審査を経て理事長が任命する。また、原則として昇任は4月期の年1回としている。

・採用・昇任にあたっては、各学部・学科とも、職位や年齢、専門領域等のバランスをとることを心がけている。

・採用のプロセスは「教育職員の職制及び任免に関する規程」に基づき所属長の推薦により手続きを進めることとしている。ただし、教員編制に偏りがでないよう、原則として推薦と公募の二つの方法を併用する。

・採用にあたっては、本学の基本理念や教育理念に対する考え方、教員としての資質をみるために、「人事委員会規程」に基づく人事委員会の審議を経て、理事長が任命する。

■教員の任期制度

・本学では教育研究の活性化を図るひとつの施策として、「教育職員の任期に関する規程」に基づく任期制を導入している。

表 2-8-3 専任教員の任期

職位	任期	再任
教授	5年以内	当該職位における通算の任用年数が10年を超えない範囲内で再任を可とする。
准教授	3年以内	当該職位における通算の任用年数が9年を超えない範囲内で再任を可とする。
講師		
助教		
助手		

※教授においては、任期満了時に継続的在任資格（任期の定めのない定年制任用）へ移行する場合もある。

※新たに設置する学科等に任用される場合には、原則として、上記任期にかかわらずまずは当該学科等の完成年度までの任期となる。

■教員の人事評価

・本学では毎年度教員の人事評価を行っている。教員の評価システムとして、全専任教員が年度末に「教育研究活動報告書」を提出し、自己評価を行う。この報告書をもとに、授業を中心とした教育活動、研究活動、学会及び社会における活動、大学運営への貢献といった多様な側面を総合的に評価する。なお、教育研究活動報告書の内容及び面談を通して、

所属長が第一次評価を行い、その結果を人事委員会に諮り、評価を確定する。

■研究活動の促進

・本学専任教員の研究活動を促進することにより資質の向上を図ることを目的としての学内研究費を設けている。

その取扱いは「学内研究費取扱規程」に定めており、一般研究、教育手法研究、地域調査研究、臨床研究、プロジェクト研究に研究種目を分け、研究費を受給する。

表 2-8-4 研究種目別学内研究費受給金額・申請資格

種目	受給金額	申請資格
一般研究	100 万円以下	技術助手を除く満 65 歳以下の専任教員
教育手法研究	50 万円以下	
地域調査研究	50 万円以下	
臨床研究	100 万円以下	技術助手を除く専任教員
プロジェクト研究	100 万円以上	

・本学では「就業の手引き」にも記載し、外部研究の受入れを促進している。外部研究の受入れにあたっては、外部研究費等による研究を円滑に、かつ適切な研究費の執行を推進できるように「外部研究実施規程」を定めている。

■FD 活動

・本学では、教育及び授業の改善、教員の研修など教員の質を向上させることを目的に各キャンパスに FD 委員会を設置している。FD 委員会では、教育法の改善及び教員の資質の向上など FD に関して討議を行い、より質の高い教育方法の推進を図るためにさまざまな活動に取り組んでいる。取り組みの代表的なものとして、「4 キャンパス合同教員研修会」を開催している。本研修会では、外部講師を招く講演会を行うとともに、学生からの評価の高い授業を行った教員に対する「グッドティーチング賞」の表彰及び受賞者による講義の工夫点の発表等を行っている。また、学内研究費を受給した教員の中から「若手研究者奨励賞」の表彰を実施し、受賞者による研究報告を行っている。これらの学内 FD 研修会を通し、教員に対する教育の質の向上、教育力の改善を図っている。

なお、教職員を対象とした研修会や講演会等は、教職員に対する教育の機会として設けているものであり、就業規則第 56 条に「職務に支障を来さない限り出席しなければならない」として出席を義務づけている。

また、学内研修の他に外部研修への参加も推奨しており、参加する教員に対しての経費は各学科、センター予算から支出している。

■国際医療福祉大学学会

・本学では、保健・医療・福祉の進歩、啓発、連携を図ることを目的として、本学の教員を中心に構成される「国際医療福祉大学学会」を設けている。学会誌へ論文投稿や学術大会でのシンポジウム、口述発表、ポスター発表などを行うことができ、教員の資質及び能力向上の一助となっている。

【自己評価】

教員の採用に関しては規程等に則り、本学の基本理念や教育理念を理解し、教員としての資質を十分兼ね備えた人材を採用している。また、昇任や人事評価にあたっては、教員の資質、能力を判断し、適正に運用している。

本学教員はFD活動を中心に、教員の資質及び能力向上を図るべく、積極的な取り組みを行っており、多くの授業にアクティブラーニングを取り入れるなど、教育及び授業改善などに効果が現れている。

以上により、本基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【表 F-6】 全学の教員組織（学部等、大学院等）

【表 3-1】 職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)

【資料 2-8-2】 教育職員の任期に関する規程

【資料 2-8-3】 教育職員の職制及び任免に関する規程

【資料 2-8-4】 人事委員会規程

【資料 2-8-5】 教育研究活動報告書

【資料 2-8-6】 教員の職位の昇格に当たって考慮すべき資格要件

【資料 2-8-7】 学内研究費取扱規程

【資料 2-8-8】 FD 研修会年度別テーマ一覧

【資料 2-8-9】 4 キャンパス合同教員研修会プログラム

【資料 2-8-10】 「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項

【資料 2-8-11】 若手研究者奨励賞ルール

【資料 2-8-12】 国際医療福祉大学学会会則

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

・本学は、教務委員会と協働し総合教育と専門教育の有機的な連携を図り、本学の総合教育の充実を図ることを目的とする「総合教育センター」を設置している。この総合教育センターでは、一般教養科目として設定している総合教育科目や学部共通科目の設定、改編等を主管している。なお、総合教育科目である外国語系科目は「総合教育センター語学教育部」と、自然・情報系科目は「情報教育センター」と調整を行っている。

・また、医療福祉の専門職に必要とされる基礎医学の知識を教授し、臨床医学及び専門分野を理解する基礎を本学の学生に修得させることを目的として、「基礎医学研究センター」を設置している。主に専門基礎科目は基礎医学研究センター、本学附属病院・関連施設及び臨床医学研究センターが担当しており、各学科の教育目的と調整を図りながら教育を行っている。

・教養科目の改編にあたっては、総合教育センター会議、語学教育部会議、医学教育調整会議、教務委員会などの会議や委員会を通して検討されており、学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）で審議されている。このシステムにより、学長、副学長、学部長学科長、専任教員、臨床系教員などから、幅広く教養科目に対する意見を集約できる

環境が整っている。

[自己評価]

総合教育科目は本学の基本理念や教育理念のもと、初年度教育から専門教育に移行するうえでも重要な科目として位置づけている。この総合教育科目の充実を図るべく、総合教育センターが中心となり、総合教育科目の検討を重ねている。また、総合教育センターの検討内容は、キャンパス間における総合教育科目の平準化を図るため、合同教務委員会をとおして情報共有及び検討が行われる体制となっている。

以上により、基準を満たしていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 2-8-13】 国際医療福祉大学が設置するセンターに係る規則【資料 2-8-1】と同じ
【資料 2-8-14】 総合教育科目検討資料（議事録）

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、十分な教員数が確保できている。今後は建学の精神の実現に向け、また、本学の理念である人間中心の大学、社会に開かれた大学、国際性を目指した大学を実践すべく、更なる教員の充実を目指す。

教員の職能開発にあたっては、今後も継続的に全キャンパス FD 委員会が連携し、合同研修会等の内容の充実を図り、教育の質の向上及び教授法の改善等に努める。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

[事実の説明]

・本学全キャンパスの校地面積は 348,855 m²、校舎面積は 103,256 m²であり、大学設置基準をクリアしている。更に、学校養成所指定規則（文部科学省令及び厚生労働省令）の基準に則り、全キャンパスにおいて機器、備品などを十分に揃えている。

・大学院の東京青山キャンパスは、平成 19(2007)年 4 月、東京都港区乃木坂から、現在の建物の竣工に合わせ移転した。

・本学の一番古い校舎の建築は大田原キャンパスの平成 7(1995)年 3 月であり、昭和 56 (1981)年 6 月 1 日の 建築基準法施行令改正の新耐震基準に適合している。平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災では、各校舎や図書館で書棚や机等が転倒し、外壁にひび

割れが生じる等の被害が発生した。幸いにも建物の基礎に損傷はなく、「私立学校建物其他災害復旧費補助金」及び自己資金を活用して外壁等の補修をした結果、平成 24(2012)年 9 月には震災前の状態までに復旧させることができた。

■講義室

・講義室は各キャンパスとも、学生数に対応できるよう少人数教室、中規模教室、大規模教室を整備している。少人数教育に対応したゼミ室は、可動式の机並びに椅子を設置し用途に応じて室内をレイアウトし、効率よく学べるようにしている。

・各キャンパス共通事項として、教育機器整備検討委員会において協議し、各講義室の視聴覚機器（マイク、DVD プレーヤー、ビデオプロジェクター、液晶スライドプロジェクター等）は教室の規模に応じて整備、一部講義室には遠隔授業システム及び有線・無線 LAN 環境を整備しており、ICT を活用した質の高い教育を提供できる環境を整備している。また、一部講義室はパーティションを活用し、少人数から中規模、大規模人数までが講義を受けることができるように整備し、受講学生数に応じて柔軟に対応している。

■実験実習室、設備

・大田原キャンパスでは、学内の実験実習設備として、中央配管による酸素・吸引の機能やナースコールを備えた模擬病棟、病院内や調剤薬局の模擬薬局、電子カルテなどの演習ができるバーチャルホスピタルルーム、ベッド、トイレ、階段、台所、入浴設備などを有した日常生活訓練を演習する実習室を設置している。また、誘発電位筋電図装置、聴性定常反応誘発装置を備える電気生理学演習室、リニアック（放射線治療装置）、CT（コンピューター断層撮影）、MRI（磁気共鳴画像検査装置）等の放射線関連実習室や各種視機能検査に対応した完全暗室などの各実習室は、医療福祉施設で使用されている機器を設置し、臨床の現場に即した実習室となっている。

・大学院の東京青山キャンパスでは、臨床心理学専攻の臨床心理実習を行う設備として面接室 3 室、プレイルーム 2 室を備えている。各部屋には、カメラ、マイクが設置されており、学生同士での模擬面談の様子や、許諾の取れた実際の相談者との面談の様子を観察及び記録して指導に役立てている。

・小田原キャンパスでは、学内の実験実習設備として、ベッド、トイレ、階段、台所、入浴設備などを有した日常生活訓練を演習する実習室、3 次元動作解析装置による歩行動作分析を演習する実習室、フィジカルアセスメントモデルを使用し瞳孔反射、血圧測定、呼吸音、脈診、心音の聴診、腸音の聴診、心電図学習、全身観察手順、問診など、個別手技を徹底的にトレーニングする実習室などを備えている。

・福岡キャンパスでは、学内の実験実習室として、ベッドや洗髪設備等を完備した療養広域支援実習室やベッド、バリアフリーの居間、台所、浴室を備えた生活支援実習室、乳児を対象とした次世代支援実習室を備えており、臨床の現場に即した実習室となっている。

・大川キャンパスでは、学内の実験実習設備として、ベッド、トイレ、台所、入浴設備等を有した日常生活訓練を演習する実習室、3 次元動作解析による歩行動作分析を行う実習室、成人及び小児補聴効果測定を演習する音声音響演習室、生化学、分析検査、血液形態検査を行う分析検査実習室など臨床に即した実習室となっている。

■図書館

・各キャンパスの図書館は平日と土曜日に開館しており、開館時間はキャンパスにより若

干異なる。

・文献検索並びに電子ジャーナルは学内 LAN 端末からも利用可能であり、例えば自分の研究室や準備室から閲覧することが出来る。所蔵していない資料の利用は、NACSIS ILL（総合図書館情報システム）による文献複写や現物貸借で対応している。図書館内のパソコンスペースには、各自のノートパソコンを持ち込んで利用できる LAN 端末も整備している。

・本学の図書館は、関連施設職員等にも全て開放するとともに、学外の医療従事者に対しても公開している。また、地元市民にも開放しており、国家試験対策期間中などの特別な期間を除いて、本学学生と同様に利用可能である。

青山キャンパスでは、大学院が公開講座として実施している生涯学習コース「乃木坂スクール」の受講生に対しても館内資料の閲覧を認めている。

■情報教育施設、設備

・大田原キャンパスでは、情報教育用のパソコンルーム（5室）に計447台のパソコンを設置している。アプリケーションソフトウェアは、Microsoft Office、統計解析、電子カルテシステム、動画処理、医用画像解析、医療辞書などを装備している。情報系授業での利用の他、学生の自習、レポート作成、インターネットによる資料閲覧、VODによる教科学習、eラーニングによる語学学習に活用されている。学生が自分のパソコンを持ち込んで学内 LAN と接続して学習に使用することも可能としている。また、語学教育専用の CALL 教室（2室）には計129台のパソコンを設置し、CALL システムが整備されている。

・東京青山キャンパスでは、主として診療情報データの処理に関する演習を行うことを目的として、パソコン20台を設置している。また、各机には、教員が操作する画面を表示する為のモニタも10台配置している。室内には遠隔授業システム、視聴覚機器、有線・無線 LAN 環境を整備しており、講義室同様に、さまざまな授業形態に合わせて環境を変えて利用することが可能である。また、こうした情報処理系の授業で利用しているほか、学生の自習用としても活用している。

・小田原キャンパスでは、情報教育用のパソコンルーム（2室）に134台のパソコンを設置している。情報系授業での利用の他、学生の自習、レポート作成、インターネットによる資料閲覧、VODによる教科学習、eラーニングによる語学学習に活用している。また、パソコンルーム2室のうち1室には、語学教育用の CALL システムを整備している。

・福岡キャンパスでは、情報教育用のパソコンルーム（1室）に65台のパソコンを設置している。その他就職情報閲覧室に4台、学生ラウンジに12台のパソコンを設置している。アプリケーションソフトウェアは、Microsoft Office、統計解析、動画処理などを装備している。その他 ALC Net Academy（eラーニングシステム）を利用可能としている。情報系授業での利用の他、学生の自習、eラーニングによる語学学習に活用している。

・大川キャンパスでは、情報教育に供するパソコンは情報処理室（3室）に計133台設置している。インストールされているアプリケーションは Microsoft Office のほか、統計解析ソフトウェア、画像処理ソフトウェア、動画処理ソフトウェアなどであり、情報系授業のほか、レポートや発表資料作成などの自習に活用している。また、インターネット接続環境により、関連する医学文献の検索や VOD による教科学習、eラーニングシステムによる語学学習などを行っている。情報処理室のうち1室（60台）は CALL 教室を兼ねて

いる。

■体育館等の運動施設、設備

・大田原キャンパスの体育館は、式典や催事に対応できる移動観覧席（576席）を備え、バスケットボールの場合は2面、バレーボールの場合は2面、バドミントンの場合は6面同時使用が可能である。更に剣道や柔道等に対応した武道場、遠的60m（1人立）と近的28m（8人立）の弓道場、シャワー室、更衣室、部室があり、部活動やサークル活動で主に使用している。また、屋外には運動場とテニスコート（6面）を設けている。

・小田原キャンパスの校舎6階に体育館がある。式典や催事に対応できる移動観覧席（540席）を備え、バスケットボールの場合は2面、バレーボールの場合は2面、バドミントンの場合は2面同時使用が可能である。シャワー室と更衣室を備えており、体育の授業の他、部活動やサークル活動で主に使用している。また、平成26(2014)年1月末に現キャンパスから徒歩10分程度の距離にある旧神奈川県立小田原城内高校の敷地・建物を取得した。体育館の耐震改修工事及びグラウンド・テニスコート整備を行い、平成26(2014)年7月以降順次使用可能となる予定である。

・福岡キャンパスは、近隣にある学校法人高木学園福岡国際医療福祉学院が所有する体育館を利用している。バスケットボールの場合は2面、バレーボールの場合は2面、バドミントンの場合は3面同時使用が可能である。その他フットサルコートも共同で利用している。また、学内の5室ある学生自習室の1室に楽器を置いており、音楽系の部活動及びサークル活動で利用している。

・大川キャンパスの体育館は、バスケットボールの場合は2面、バレーボールの場合は2面、バドミントンの場合は2面同時使用が可能である。フットサルも共同で利用可能である。隣接して柔道や剣道に対応した武道場、屋外グラウンドは、夜間でも使用できるよう照明設備を2塔設置し、体育授業や部活動、サークル活動で利用している。

■障害者等への配慮

・平成7(1995)年の開学以来、大田原キャンパスをはじめとして段階的にバリアフリー化を進めてきた。障害者用駐車場、障害者用トイレ（多目的トイレ）、点字ブロック、スロープ、昇降機の設置や、開き戸から引き戸への変更を行うなど、障害者の利便性を高めている。大川キャンパスの建物は、「福岡県福祉のまちづくり条例」による高齢者、障害者等に配慮された整備基準に適合した施設である。

■防災訓練の実施状況

・キャンパス毎に、防災訓練を1～2回／年に実施している。大田原キャンパスでは、4月に新生を対象とした訓練を実施し、10月には全学での訓練を実施している。

■その他

・同時双方向遠隔授業システムの活用

本システムは、質の高い授業を全国で受講できることを目指し、各地に広がるキャンパスや関連施設を本システムで結んだものである。平成12(2000)年に導入したこのシステムは、現在では6キャンパス（栃木県大田原市、東京都港区、神奈川県小田原市、静岡県熱海市、福岡県福岡市、福岡県大川市）2附属病院（栃木県那須塩原市、東京都港区）の、8拠点32教室を結ぶ大規模なシステムとなっている。大学院では、ほとんどすべての授業が履修学生の所属するキャンパスに合わせて本システムを使って実施しているほか、附属

病院と結んだカンファレンスにも利用されている。学部においても、全学的なカリキュラムの統一を目指し、共通科目の一部で本システムの利用を始めている。

・学生駐車場

大田原キャンパスの在校生の半数近い学生が自動車通学をするため、1,900 台分の学生駐車場を整備している。安全対策のため、標識や照明、速度を抑制するための段差路面を設置している。

・防犯カメラ

大田原キャンパスの構内・館内の出入り口付近及び廊下等に、防犯・防災を目的として 16 台の防犯カメラを設置している。各カメラの映像データは、直近約 3 か月間までの記録を確認することが可能となっている。

・セキュリティシステム

福岡キャンパスでは、学生が利用するロッカー室の扉には、セキュリティシステムを設けており、学生は学校から配布されたセキュリティカードを利用し、ロッカー室へ入室するよう整備している。

・無線 LAN 環境整備

近年、学生数の増加に伴い、情報処理室の利用が過密になる傾向がある。また、学生同士のコミュニケーションに SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用するケースも増加している。このため、大川キャンパス等では各所に無線 LAN のアクセスポイントを設置した。学生は個人のノート PC やタブレットによる学習に必要な情報の収集を行えるなど、利便性の向上を図っている。

[自己評価]

校地・校舎はともに設置基準で求められている面積を満たしている。

講義室については、少人数教室から中規模、大規模教室まで揃えており、受講学生数に応じて柔軟に対応できる環境にある。

図書館については、蔵書文献だけでなく文献検索システム・電子ジャーナル等も活用でき、その内容は充実したものである。

講義室等には、遠隔授業システムや視聴覚機器が多く配備され、ICT を活用した質の高い教育を実現している。

バリアフリー化を促進しており、施設や設備の利便性には配慮をしている。

[エビデンス集]

【表 2-23】 図書、資料の所蔵数

【表 2-18】 校地、校舎等の面積

【表 2-19】 教員研究室の概要

【表 2-20】 講義室、演習室、学生自習室等の概要

【資料 2-9-1】 キャンパスマップ、平面図【資料 F-8】 と同じ

【資料 2-9-2】 学生生活アンケート【資料 2-7-15】 と同じ

【資料 2-9-3】 教育用機器整備検討委員会規程

【資料 2-9-4】 本学の教育環境概要

【資料 2-9-5】 防災管理計画・消防訓練実施計画書

【資料 2-9-6】 防災管理規程

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

各キャンパスの学部、大学院とも、教育効果を最大限に高めるため、授業科目により学年全体での講義、2～4 クラス程度に分けての学内実験実習、20～30 人程度の小規模なゼミや演習など、授業ごとの適切な学生数の管理に努めている。

教育効果を最大限にあげるため、特に講義科目については履修者数に合わせた適切な規模及び設備の講義室を使用するよう努めている。また、教室の規模に応じて DVD プレーヤーやビデオプロジェクター等を設置するとともに、一部教室はパーテーションを活用し、授業科目ごとの受講者数に対応するよう工夫して対応している。

【自己評価】

授業を行う学生数については、教育効果を向上させるために数クラスに分けて開講する等、適切に調整していると判断した。

【エビデンス集】

【資料 2-9-7】 講義室概要

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

・大田原キャンパスでは、開学から平成 26(2014)年度で 20 年目を迎え、開学当初に建築された建物のインフラ設備（空調等）の故障が散発するようになってきた。今後は照明設備の LED 化等の省エネ対策も含め、計画的にインフラ設備の更新を進めていく。講義室の視聴覚機器（マルチメディア機器）は、多数の教室を複数年に分けて段階的に整備しており、今後も計画的に機能の更新を行っていく。図書については、学生アンケートで蔵書数の増加の要望があがっており、各学科で選出された図書を図書委員会で精査しながら、時宜を得た図書の設置を行う。

・東京青山キャンパスでは、学生や科目の増加に伴い、遠隔授業システムを備えた教室数が不足しつつある。また、e ラーニングシステムを利用している科目も全体のごく一部に留まる。より多くの質の高い授業を他キャンパスでも受けられるよう、遠隔授業システム（同期型授業）と e ラーニング（非同期型授業）のより密な連携を目指した、トータルな遠隔教育システムの実現を推進する。

・小田原キャンパスでは、平成 18(2006)年 4 月の学部開設から 8 年が経過し、建物の空調設備の故障や給排水設備などの不具合が発生することもあるため、各講義室の視聴覚機器も含め、計画的に設備更新を行っていく。また、取得した旧神奈川県立小田原城内高校の敷地・建物の整備改修の終了を迎えるにあたり、部活動やサークルなど、学生への体育館及びグラウンド等厚生施設の利用を働きかける。

・福岡キャンパスでは、平成 25(2013)年 3 月移転時に改修工事を行い、インフラ設備は更新しているが、今後も計画的に機能の更新を実施する。図書については、学生アンケート

の結果を勘案し、計画的に整備する。また、学生食堂の席数が不足しているので、今後検討していく。

・大川キャンパスでは、平成 25(2013)年 4 月に新学科を開設し、学生数が増加しているため学生ラウンジの席数の増設を行うとともに、駐輪場、駐車場、グラウンド（周囲の環境整備を含む）の整備についても計画的に行う。また、講義室等の照明設備の LED 化を進める。図書については、蔵書の内容や蔵書数の充実を図っていく。

【基準 2 の自己評価】

本学の学生の受入に関してはアドミッションポリシーに基づき適正に学生を受け入れており、大学設置基準・指定規則に沿った教育を実施している。

ディプロマポリシーに基づく各学部・学科の教育目的に従って教育課程、教育内容を提供しており、その成果が本学の高い国家試験の合格率や就職率となって証明されており、本学の教育目標はほぼ達成されているものと判断する。

また、本学の教育目標・教育課程に対応した教員数を確保しているとともに、教育設備も充実しており、効果的な教育を行っている判断する。

学生サービスについても、学生の意見や要望を把握し、分析することにより、学生生活の安定のため十分な支援体制を構築していると評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

・学校法人国際医療福祉大学寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療福祉に関する指導者及び専門従事者を育成するとともに、医療福祉に関する理論及び応用に関する研究を行い、もって学術文化の向上及び国際社会への貢献に資することを目的とする。」として明確に定めている。

・本学では、経営の規律と誠実性を維持するために不正防止計画を立て、利益相反マネジメントポリシー、公益通報者保護規程を作成し、遵守している。

【自己評価】

建学の精神及び基本理念、教育理念に基づき寄附行為その他の学内規定が定められており、経営の規律と誠実性が維持されていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-1-1】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】 大学ガイドブック 2015【資料 F-2】と同じ

【資料 3-1-3】 公益通報者保護規程

【資料 3-1-4】 不正防止計画

【資料 3-1-5】 利益相反マネジメントポリシー等

【資料 3-1-6】 職務発明等規程

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

・寄附行為第 3 条、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に掲げている本学の使命・目的の実現に向けては、本学の最高意思決定機関である「理事会」及び諮問機関である「評議員会」のもと、管理運営組織である法人本部と関東地区及び九州地区の各事務部が連携して、「中期目標・中期計画」を策定し、それに基づく単年度ごとの予算を編成し、執行している。

・更に本学の理事、職員、評議員以外の者であって評議員会の同意を得て理事長が選任した監事による監査の他に、公認会計士による外部監査を実施することで、目的実現に向けての健全な財政運営を遂行できる体制を整えている。

[自己評価]

使命・目的の実現に向けて継続的な努力を続けていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 3-1-7】学則、大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-8】中期目標・中期計画【資料 1-3-6】と同じ

【資料 3-1-9】理事及び監事名簿【資料 F-10】と同じ

【資料 3-1-10】評議員名簿【資料 F-10】と同じ

【資料 3-1-11】監査報告書

【資料 3-1-12】独立監査人監査報告書

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

[事実の説明]

・本学の設置・運営にあたっては、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等の法令を遵守すると共に、それらに従って「事務組織規程」、「事務分掌規程」、「常任理事会規程」、「経営会議規程」など、法人の管理・運営に必要な基本的な規程・規則等を定めている。また、法令改正の際には必要に応じて随時、諸規程の見直しを行い、寄附行為の変更や改組等を行う際には速やかに所轄庁への届出を行っており、所轄庁からの通知通達等については、対応漏れがないように法人本部において情報を集約し、チェックする体制を整えている。

[自己評価]

大学の設置、運営については、関係法令等を順守しながら適切に行っていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 3-1-13】事務組織規程

【資料 3-1-14】事務分掌規程

【資料 3-1-15】常任理事会規程

【資料 3-1-16】経営会議規程

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

[事実の説明]

■環境方針

・本学は、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を建学の精神としている。人と自然との関わりについても、共生する

持続的発展可能な循環型社会を構築していく。持続的発展可能な循環型社会の実現に貢献するため、地球環境の保全と回復が人類共通の最重要課題の一つと認識し、教職員並びに学生一人ひとりが、環境に配慮し、教育・医療・研究活動をはじめとするキャンパス及び附属病院における全ての活動を通じて、生活環境負荷の低減に向け積極的に貢献していく。

これに基づく基本方針、具体的対策を定めている。

■人権への配慮

・学生及び教職員にとって懸念される人権問題として、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント並びにパワー・ハラスメントがあげられる。これらを防止するために、「ハラスメント防止及び対策ガイドライン」並びに「ハラスメント防止委員会規程」、「ハラスメント相談員規程」、「ハラスメント調査委員会規程」を定めてハラスメント行為の禁止、防止及び発生時の対応を規定している。

・ハラスメント防止委員会の活動目的は、ハラスメントの発生、再発の防止にあり、毎年度初めに教員に対するハラスメント全般に関する説明及び注意喚起を行っている。また、実際にハラスメントが発生した際の相談受付や対応方法等の確認・見直しを行っている。ハラスメント相談員は、専任教員及び事務職員からハラスメント防止委員会の委員長の任命により適任者を選任し、相談者のプライバシーの保護に努めながら相談業務にあたる。その際、相談員には相談対応マニュアルを予め配付し、適切な対応が出来るように努めている。

・一方で、ハラスメントの牽制機能としては、学生アンケートの実施、学生生活の手引きへのハラスメント関連事項の掲載、図書館への関連図書の設定、教育啓発活動があげられる。特に教育啓発活動としては、外部講師によるハラスメント防止に関する講演会の実施や大学ホームページ上でのハラスメントの説明、禁止、防止及び相談方法についての説明掲載があげられる。

■安全への配慮

・本学は危機管理の体制として、防災管理規程の下、中央防災対策委員会を置いている。中央防災対策委員会では、本学の防災に関する基本方針や重要推進事項等を決定し、本学各施設の防災管理施策に反映する体制をとっている。

・本学各キャンパス及び関連施設においては、別に消防法で定める防火（防災）管理者を選任するとともに個別の消防計画を定め、各種の災害予防対策及び人命の安全対策並びに災害発生時の被害拡大防止対策を推進し、被害の極限防止を図るよう努めている。

・先に述べた本学の中央防災対策委員会の決議事項は、本学各キャンパス及び関連施設それぞれに設置されている防災委員会での協議を経て、各施設の特異性を加味した実効性の高い施策として消防計画等に反映させ、本学の防災基本方針を踏まえた多角的な防災管理の推進を行っている。防災の対象とする災害被害は、水害・火災、地震をはじめ異常な自然現象又は大規模な火事・爆発その他の災害による被害のほか、劇毒物に由来する原因を含む被害を想定している。

・具体的な取り組みの一例として、対内部施策では、新入生全員に対し、入学時のオリエンテーションの一環として消防署員による講話及び避難訓練を実施し、10月には消防署員立ち合いのもと防災訓練を実施している。学生生活活動である「学園祭」開催に際し、学生で組織する実行委員会と連携し、行事開催に関連して使用する火気使用器具、電気器具及び

危険物の使用・保管等について防火安全対策のための事前点検や安全チェックリストを活用して不安全要因の事前排除や混雑時の混乱防止を図り、雑踏事故の未然防止を図る取り組みを行い、活力ある学生生活や学園生活を防災面から支援している。

・外部との連携強化による防災対策の推進としては、本学と小田原市間で平成 20(2008)年 2 月 20 日「災害時における情報機器の使用に関する協定」を締結し、災害時の小田原市の防災対策を側面から支援することとした。引き続き平成 24(2012)年 11 月 27 日には「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、災害時に帰宅困難を余儀なくされた市民をはじめ本学学生の支援を強力に推進し、市民をも包含した対外部に対する危機管理体制の強化を図っている。

・これらの計画及び協定は年間計画によって実施される防災訓練時に、検証を兼ねた対応訓練を実施し若しくは計画の随時見直しを行い、その機能の適正化と維持強化を図っている。

・教職員の安全と健康を確保するために、「就業規則」第 9 章雑則において、安全衛生に関する定めを行っている。更に、教職員等の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境と作業環境を形成するため、「労働安全衛生管理規程」を制定しており、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生に関して計画的な活動を推進することにより、事故、労働災害、健康障害等の防止に努めている。

・労働安全衛生の管理体制としては、労働安全衛生規程に基づき衛生委員会を組織し、月 1 回衛生委員会を開催し、教職員の衛生、健康の保持向上に努めている。また、毎年、衛生委員会年間事業計画を策定し、計画に基づき教職員の健康保持増進及び作業環境の衛生管理及び改善を行っている。具体的な対策としては、産業医及び衛生管理者による職場巡視を行い、危険箇所や不適切な労働環境や作業内容の早期発見、安全かつ快適な職場環境の維持及び形成に努めているほか、定期健康診断、特殊健康診断、臨時健康診断の実施による健康維持及び保健指導、定期的な職場環境測定による労働環境の維持管理、長時間労働者の健康障害防止、安全衛生教育及び啓発などがあげられる。教職員への安全衛生教育として、新入職員及び異動職員への研修、全職員を対象としたメンタルヘルス対策講習、その他禁煙、鳥インフルエンザ等に関する教育及び啓発の実施があげられる。

【自己評価】

大学として、生活環境負荷の低減に貢献するなど、環境保全、人権、安全に対し配慮していると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-1-17】生活環境負荷低減に対する基本方針・具体的対策

【資料 3-1-18】ハラスメント防止及び対策ガイドライン

【資料 3-1-19】ハラスメント防止委員会規程【資料 2-7-5】と同じ

【資料 3-1-20】ハラスメント調査委員会規程【資料 2-7-6】と同じ

【資料 3-1-21】ハラスメント相談員規程【資料 2-7-7】と同じ

【資料 3-1-22】防災管理規程【資料 2-9-6】と同じ

【資料 3-1-23】災害時における情報機器の使用に関する協定書（小田原市との協定）

【資料 3-1-24】 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（小田原市との協定）

【資料 3-1-25】 就業規則

【資料 3-1-26】 労働安全衛生管理規程

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

・教育情報の公表については、学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める教育研究活動等の 9 項目に渡る情報に加え、理念、学則、学部等の設置関係情報、自己点検・評価報告書、認証評価に関する報告書、入試状況等をホームページに公開している。

・財務情報については、過去 3 年間の事業報告書、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書をホームページで公開し、学内外から閲覧できるようにしている。一般の方がより理解しやすいように、資金収支計算書等の各科目を説明する「学校法人会計説明資料」、過去 5 年間の財務状況を示す推移表やグラフもホームページに掲載している。

・また、私立学校法第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）により、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査報告書を各キャンパスの事務部門に備え付け、「学校法人国際医療福祉大学財務情報公開に関する規程」に基づいて利害関係者からの閲覧請求に応じられるようにしている。

・大学からの情報提供は、ホームページ、大学ガイドブック、入学ガイドや募集要項等によるほか、オープンキャンパス、大学広報誌「IUHW」を通して、学内の教育活動やイベント、大学病院や各臨床医学研究センターの取り組みなどの情報を積極的に発信している。

【自己評価】

教育情報及び財務情報について、ホームページ等において適切に公表されていると判断する。

【エビデンス集】

【表 3-4】 財務情報の公表（前年度実績）

【表 3-5】 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【表 3-6】 消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）

【表 3-7】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【表 3-8】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【資料 3-1-27】 財務情報公開に関する規程

【資料 3-1-28】 計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）

【資料 3-1-29】 ホームページ（情報公開）

【資料 3-1-30】 大学広報誌「IUHW」

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

・経営の規律と誠実性は十分に保たれており、円滑な管理・運営が行われていると判断している。情報公開についても積極的に取り組んでいるが、社会からの信頼を維持し、確保

していくためにも一層の情報公開を進めていきたい。また、今後、社会情勢等の変化により取り組むべき課題については、情報収集を図りながら柔軟に検討・対応していく。

・危機管理に関しては、国が発表する震災時の被害状況等外部要因の変化に対応するため、防災管理規程に従って対策委員会等を編成して防災対策の基本事項を決議し、各施設の消防計画の定期的な見直しを行うほか、防火管理者を中心として防災対策を推進する体制を整えていく。

・また、本学は先に発生した東日本大震災で校舎の一部を被災する経験をしている。この経験から、災害に対する正しい認識を持ち、的確な事前対策を講ずることが真の防災対策であると信じ、今後とも学内及び外部との連携を保持しつつ、外的要因の変化に素早く対応できるよう、情報の共有化を一層強固にし、学生、教職員が一体となった防災体制の構築を目指している。防災行動力の強化に向けては、定期的な防災訓練を継続することにより、知識、経験を積み重ねてゆく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

[事実の説明]

・理事会は、本学の最高意思決定機関として、寄附行為第 14 条に基づいて設置・運営されている。主な決議事項は、役員を選任、予算編成、借入金、重要な規則の制定・改廃、重要な施設の設置・廃止などであり、学校法人の業務について重要事項に関する決議を行っている。

・理事会は原則として 3 月と 5 月に定例会を開催し、必要に応じて随時開催している。このほかに、日常の法人運営の円滑化を図ることを目的とした「常任理事会」を開催している。常任理事会は、理事長、学長、副理事長、専務理事、常務理事等で構成されており、理事会決議事項の事前審議や学校法人の業務執行に関する戦略的意思決定を円滑かつ機動的に行う上で重要な役割を果たしている。

[自己評価]

理事会及び常任理事会を定期的に開催しており、その機能を十分に発揮して、使命及び目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備していると判断する。

[エビデンス集]

【資料 3-2-1】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】 常任理事会規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-2-3】 理事及び監事名簿【資料 F-10】と同じ

【資料 3-2-4】 理事会開催実績一覧

【資料 3-2-5】 常任理事会開催実績一覧

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

・今後についても、理事会構成員に医療福祉分野に造詣の深い有識者を積極的に迎え入れることとし、より戦略的な意思決定が行える体制作りを継続的に進めていく。また、常任理事会は学校運営を円滑に行ううえで重要な役割を担っているため、今後も定期的開催し、十分な協議と意見交換に努める。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明と自己評価）

3-3-① 大学意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

・本学における教育に関わる意思決定組織として、学部では「教授会」、大学院では「研究科会議」を置くこととしている。

教授会規程第 2 条に、教授会は学部ごと又は複数学部にまたがって代表者会議を置くことができるとし、同条第 2 項に、代表者会議は、当該学部長及び学科長の意見を聴いて学長が指名した者をもって構成すると規定しており、本学では学部ごと又は複数学部にまたがって「専任教員代表者会議」を置いている。

・また、同条第 5 項に、代表者会議の議決をもって教授会の議決とすることができる、と規定しており、学部においては、専任教員代表者会議が、学生の身分に関する事項、卒業及び進級の課程の修了に関する事項、入学試験に関する事項等を審議している。

・大学院においては、研究科会議の審議事項のうち、大学院としての共通事項及び大学院長が指定した重要事項等の審議については「大学院連絡調整会議」において協議・整理した後、大学院研究科会議規定第 7 条第 2 項に基づき「大学院代表者会議」での決定をもって研究科会議の議決としている。

・教授会（専任教員代表者会議）の審議は、学長の諮問機関である各種委員会で検討した内容と、学部、学科の教学に関する事項について連絡調整をするために学部ごと又は複数の学部にもまたがって設置している「学部長・学科長会議」での審議を経た後、行われる。

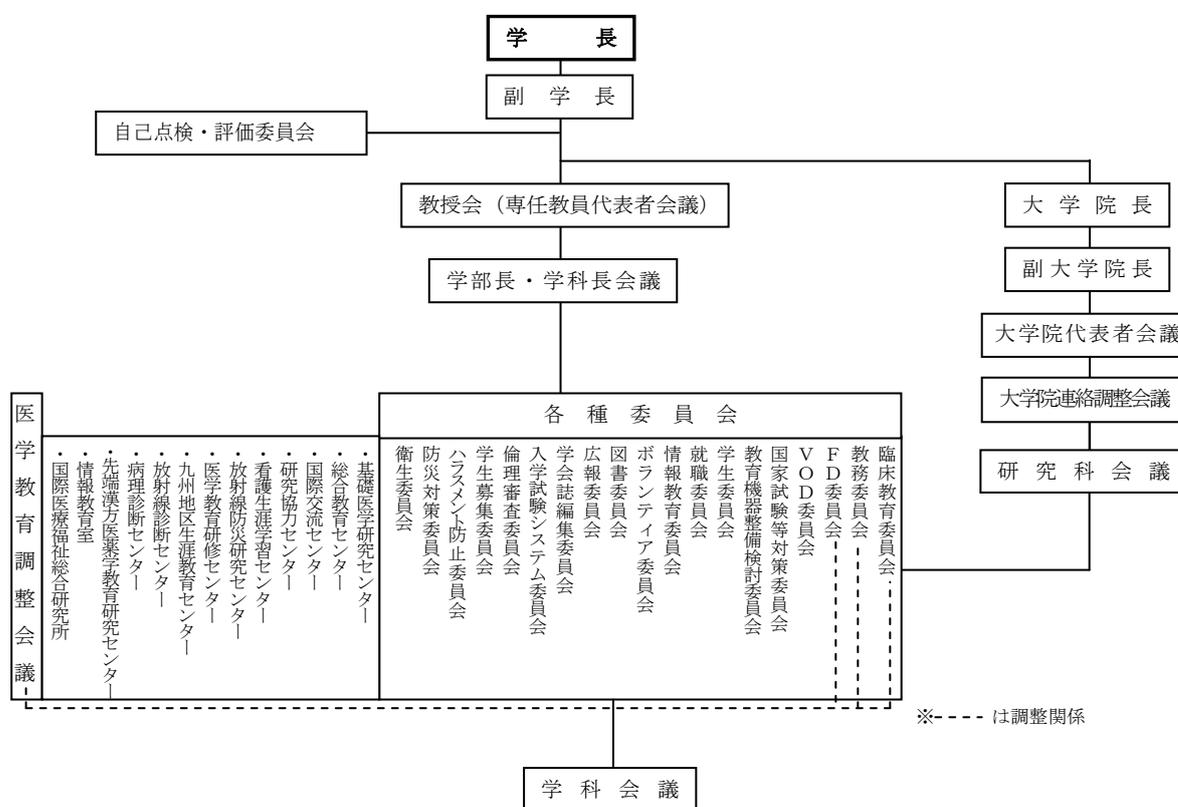
・委員会は、諸規程でそれぞれの目的を明確にしたうえで、教務委員会、学生委員会、FD 委員会等の各種委員会が組織されており、教育の充実に資する企画提案等がなされている。委員会は、キャンパスごとに設置・運営されているが、教務委員会、学生委員会、FD 委

委員会など重要かつ各キャンパス共通で検討可能な委員会に関しては、4 キャンパス合同の委員会が開催されている。4 キャンパスの協議により各キャンパス統一の取組み(授業科目の統一など)が行われており、各キャンパスのレベルアップと平準化が推進されている。また、委員会には、このようにキャンパスごとに設置された委員会とは別に、独立した委員会として、自己点検・評価委員会、医学教育代表者会議がある。以上の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織関係を図示すると、図 3-3-1 に示すとおりである。

[自己評価]

本学の意味決定組織は整備されており、組織の権限と責任は明確に示され、機能的に運営していると判断する。

図 3-3-1 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織関係図



[エビデンス集]

- 【資料 3-3-1】 学則、大学院学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-3-2】 教授会規程
- 【資料 3-3-3】 大学院研究科会議規程
- 【資料 3-3-4】 大学院研究科代表者会議及び大学院代表者会議規程
- 【資料 3-3-5】 自己点検・評価委員会規程
- 【資料 3-3-6】 医学教育調整会議規程

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

- ・学長は、教授会（専任教員代表者会議）、管理運営委員会、学部長・学科長会議において議長を務め、各会議、委員会における合意事項に基づき審議・議決を行い、理事会で決定された方針に沿った大学運営の権限を有するとともに、その責任を負っている。
- ・学生の意見に対しては各学科や委員会が汲み上げたものを、意見の内容に合わせ該当する委員会で審議し、学長のリーダーシップのもと、迅速に取り組み、改善する体制を構築している。
- ・また、学部担当副学長（5人）、大学院担当の大学院長のほか副大学院長（4人）を配置し、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。
- ・更に、本学において学長が指揮をとる重要な施策として、中期目標・中期計画の策定及び進捗管理・検証の実施のほか、国際医療福祉大学学会及び同学術大会の開催、大田原市との共催による「キッズスクール」（小中学生を対象とし、医療福祉分野への理解を促進する体験学習）、「幸齢者スクール」（高齢者の学び直しや健康維持・促進を目的とした体験学習）といった地域社会への教育支援プログラムの企画・運営、学生の授業評価を利用し、優れた教員を表彰するグッドティーチング賞の設立などがあり、教学において幅広い改革を行っている（グッドティーチング賞は平成24(2012)年度及び平成25(2013)年度は大田原キャンパスのみで実施し、平成26(2014)年度より全キャンパスで実施する）。

【自己評価】

学長は業務執行において教育に関する各種会議を統括し、適切にリーダーシップを発揮していると判断する。

【エビデンス集】

- 【資料 3-3-7】 中期目標・中期計画【資料 1-3-6】と同じ
- 【資料 3-3-8】 国際医療福祉大学学会会則【資料 2-8-12】と同じ
- 【資料 3-3-9】 国際医療福祉大学学会細則
- 【資料 3-3-10】 キッズスクール開催実績一覧
- 【資料 3-3-11】 幸齢者スクール開催実績一覧
- 【資料 3-3-12】 「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項【資料 2-8-10】と同じ

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップが発揮できる組織の構築・運営ができているが、現状の運営を継続してだけでなく、社会環境の変化、スピードに合わせて意思決定機能を改善・向上させることに取り組む。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを図るうえで、本学では「経営会議」及び「管理運営委員会」が重要な役割をはたしている。
- ・経営会議は、経営会議規程に基づき、理事長、学長、大学院長、副学長をはじめとし、各事務部門の幹部職員から構成され、毎月1回から2回開催されている。当該会議では、トップマネジメントと各事務部門の幹部職員、また議案により担当教員が参加し、附属病院を含めた学校法人全体の運営にかかるさまざまな重要事項を直接協議しており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションを十分に確保することで、学校法人の運営における円滑で機動的な意思決定を可能にしている。更に、医療・教育・福祉に関する政策及び最新の社会的な動向について学校法人内外の専門家による講義形式の情報提供を受ける場としても利用されており、学校法人の経営戦略を形成する上で重要な役割を果たしている。
- ・管理運営委員会は、学則に基づき、学長、副学長、大学院長、研究科長、学部長、附属病院長、学長が指名した学科長、理事長が指名した理事及び事務局長によって構成され、大学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との調整・連絡を図ることを目的としている。必要に応じて理事長も参加して協議を行い、管理運営部門と理事会の連携を図るうえで非常に重要な役割を果たしている。各キャンパスをつなぐテレビ会議システムを用いて、毎月1回定期的に開催され、学則の定めにより下記の事項について協議を行う。

国際医療福祉大学学則第7条

4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- 二 大学院及び学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
- 四 教員人事の基準及び調整に関する事項
- 五 学生の定員に関する事項
- 六 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
- 七 理事会の諮問事項
- 八 その他、本学の運営に関する重要事項

- ・管理運営委員会にて協議した内容は、内容に応じて理事会・常任理事会・経営会議に諮

ることで共有し、それぞれの円滑な意思決定に寄与している。遠隔地で複数のキャンパス・附属病院を運営する本学においては、法人と各部門のコミュニケーション円滑化の役割のみならず、各キャンパスにおける教育の質の向上と均質化や附属病院とキャンパスの連携手段としても活用している。

【自己評価】

法人と大学とのコミュニケーションによる意思決定は円滑に行われていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-4-1】学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-4-2】経営会議規程【資料 3-1-16】と同じ

【資料 3-4-3】経営会議開催実績一覧

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

・学校法人のガバナンスとしては、寄附行為第 5 条に基づき、2 名の監事を選任し、法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。監事はそれぞれ法律の専門家、会計の専門家を選任しており、専門知識に基づく客観的な監査が行われるよう留意している。監査結果について監査報告書を作成のうえ、理事会へ報告しており、例年評議員会に対しても理事長とともに監事も監査報告に同席している。また、理事会への出席も積極的に行い、法令に則り健全かつ適切な学校法人運営がなされるように努めている。

更に、理事会以外においても、1 か月に 1 回以上のペースで監事と理事長は面談の機会を有しており、学校法人の運営について状況報告と意見交換を行っており、ガバナンス強化の一助としている。

・また、評議員会を、寄附行為第 18 条に基づき設置し、予算、借入金、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、理事会は予め評議員会に諮問することが義務づけている。評議員は、寄附行為の定めにより、法人の職員、卒業生、学識経験者から構成されており、本学の最高意思決定機関である理事会に対し、十分な牽制機能を有している。また理事会同様、客観的かつ多様な意見を取り入れることを目的とし、評議員の約半数は外部の学識経験者を選任している。

【自己評価】

法人と大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは、機能していると判断する。監事及び評議員会の役割は、法令等に則り有効に機能していると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-4-4】寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-5】理事会及び評議員会の監事出席状況一覧

【資料 3-4-6】監査報告書【資料 3-1-11】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

・理事長は、常任理事会、経営会議、全学学部長・学科長会議等において、理事や学部長等の教育の責任者に経営面の責任者として、学長は管理運営委員会、教授会（専任教員代表者会議）等において特に教育面についての責任者としての考え方を示している。

また、各種会議に教育関係者とともに幹部事務職員を参加させ、職員の提言等意見をくみ上げる機能を設けている。

・理事長は各キャンパス・附属病院を定期的に訪問し、学校法人の運営方針や所信説明や経営上の状況報告を自ら各部門に行うと同時に、通常1年に2回行われる「全学学部長・学科長会議」にて教学部門に対しても積極的に情報発信を行っている。

かかるリーダーシップの発現に対し、同時に理事長は各種大学行事を利用して教職員のみならず学生とも直接面談する機会を積極的に設けており、大学運営における改善点や要望を聴取するなど、ボトムアップも行われるよう努めている。

また、各部門の事務責任者による月次の業務報告の会議には常務理事も出席し、各部署の状況に関する情報を収集すると同時に、各部署からの提案や要望を法人に伝達する役割を担っている。

・学長のリーダーシップとボトムアップのあり方については、3-3-②で述べたとおりである。

【自己評価】

リーダーシップとボトムアップのバランスと取れた運営がなされていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-4-7】 寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-8】 常任理事会規程【資料 3-1-15】と同じ

【資料 3-4-9】 理事会開催実績一覧【資料 3-2-4】と同じ

【資料 3-4-10】 常任理事会開催実績一覧【資料 3-2-5】と同じ

【資料 3-4-11】 学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-4-12】 経営会議開催実績一覧【資料 3-4-3】と同じ

【資料 3-1-13】 監査報告書【資料 3-1-11】

【資料 3-4-14】 理事会及び評議員会の監事出席状況一覧【資料 3-4-5】と同じ

【資料 3-4-15】 全学学部長・学科長会議開催実績一覧

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

・遠隔地に複数のキャンパスと附属病院を有し、それぞれの地域における特色のある教育・医療・福祉を展開しているのは、本学の特色の一つであるが、反面物理的な距離によるコミュニケーション不足の危険性は、常に意識されている。現在、本学は栃木県・東京都・神奈川県・静岡県・福岡県にキャンパス・附属病院を有しているが、平成28(2016)年には千葉県にも新キャンパス設置の計画があり、キャンパス間相互及び各部門と法人のコミュニケーションの確保は今後ますます重要となろう。これらについては、現在テレビ会議システム等により実施しているところである。

・理事長及び学長の強いリーダーシップとともに IT の活用、教職員の人的交流などによる部門間のコミュニケーションの維持並びに事務局による教育・医療の質の平準化への指導などが引き続き本学の運営上の課題であり、今後とも充実に努めたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

・本学は、諮問機関としての評議員会、経営の最高意思決定機関である理事会を定期的に開催するほかに、流動的で複雑多様な大学経営上の事象に迅速に対応するため常任理事会制度を設けている。常任理事会は大学の通常業務の意思決定に当たるとともに、執行機関たる理事長の業務運営を円滑化している。

・また、本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会と教授会との連絡・調整を図るため管理運営委員会を置いている。同委員会は学長が毎月招集し、幹部教員と事務局の代表者がテレビ会議システムを通じて学則・組織・人事等に関する重要事項を審議している。これにより経営方針が明確に教職員に伝達されるとともに、現場の声が経営陣にフィードバックされる体制を構築している。

・教育・研究部門では、学則に基づき学長のもとに複数の副学長を置き、相互の機能分担、連携協力により全学的な教学マネジメントを実現する体制を確立している。学長は経営と教学が目標を共有すべく理事会に参画するとともに、大学の顔として対外的な情報発信を行っている。他方、副学長は教育目標を達成するため教育課程を編成し、その実現のために教育指導の実践・結果評価の有機的展開に向けて内部運営に当たっている。

・また大田原キャンパスに保健医療学部長、医療福祉学部長、薬学部長を置くほか、小田原キャンパスには小田原保健医療学部長、福岡キャンパスには福岡看護学部長、大川キャンパスには福岡保健医療学部長を置き、更に学部長の下に学科長を置いている。これら幹部教員は全学学部長・学科長会議並びに学部長・学科長会議により意思疎通を図り本学共通の理念を実践するとともに、各キャンパスの実情を反映した学部運営を行っている。

・本学は医療福祉の総合大学として、医療福祉の高度化・専門化に対応できる高い技術と知識、優れた判断力を涵養すべく大学の附属施設として病院を設置しているのが大きな特

色であり、各病院長は医療専門職を目指す学生の実践の場として各施設を活用すべく実習受入体制を整備するとともに臨床教員の育成を行っている。

・事務職員の所掌事務と権限分配に関しては「国際医療福祉大学事務組織規程」並びに「国際医療福祉大学事務分掌規程」に明文化されている。組織面では事務局を法人の管理運営を掌理する法人本部と大学の教育・研究活動の支援等を掌理する各キャンパス事務部に分かれる。

・事務職員は法人事務局長を頂点とした指揮命令系統に属する。職務権限については事務分掌規程に定めており、各職員の職務権限を超える事務に関しては、稟議規程に基づき法人本部又は理事会による判断を求める体制を構築している。大田原キャンパスの学生部長、教務部長には教授を配置し、所属事務職員がその部長の職務を補佐する。

【自己評価】

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置により業務の効果的な執行が確保できていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-5-1】 事務組織規程【資料 3-1-13】と同じ

【資料 3-5-2】 事務分掌規程【資料 3-1-14】と同じ

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

・本学は複数のキャンパス、複数の附属病院を有していることから、九州地区担当、学生募集担当、附属病院経営担当というように、常任理事を複数配置し役割分担を図っている。

・春と秋の年2回、全学学部長・学科長会議を開催している。春の会議では前年度に学科が掲げた目標に対する達成状況の報告と新年度の新たな目標について確認している。また秋開催の会議では目標への取り組みについて進捗状況の中間確認をしている。この会議には、理事長、常任理事、学長、副学長、学部長、学科長、附属病院長、事務部長等が出席しており、経営陣と教職員の意思疎通が図られた中で目標管理、評価を行っている。

・また、月1回、関東地区の各キャンパス・附属病院の事務部長と東京事務部の各部長が出席して定例の部長会を開催し、事務部門としての業務目標の進捗確認を行っている。九州地区においても同様に、福岡キャンパス、大川キャンパスの部課長が集まる月例の部課長会議を開いている。

【自己評価】

業務執行の管理体制が構築され、機能的に運営されていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-5-3】 部長会等開催実績一覧

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

[事実の説明]

・本学の理念に基づいて、理事長及び学長が教職員に対して定期的に、業界の動向や幅広い医療知識を踏まえたうえで、建学の精神と運営方針に関する講話を実施しており、教職員の資質・能力向上の機会として一役を担っている。

・その他の教育の機会としては、「就業規則」第56条の教職員の教育研修に関する定めに従って、研修会や講演会等の教育機会を設けている。具体的には、各施設における職員個々の資質向上を目指した基礎知識及び専門知識の習得や接遇スキル・ビジネススキルの向上を図るための研修を企画・実施している。

・更にこれらの研修は、階層別・職種別・テーマ別の3分野に分けており、教職員が公平に研修を受けられるように配慮したうえで、年間スケジュールを立案・実行している。研修実施場所としては、大学ホールやセミナーハウス等を活用し、研修の利便性を図ると共に、各研修受講後においては、研修結果の記録及びレポートの提出を行い、研修効果を検証し、研修目標の達成度を把握するように努めている。

・階層別研修(基本研修)では、職位ごとに新入職員研修、新入職員フォローアップ研修、新規昇格者研修、中堅職員研修、次世代幹部育成研修、中堅管理職研修、事務責任者研修などに区分し、各職位に必要な知識、基本的な考え方などを修得している。

・職種別研修(部門別研修)では、管理部門、医事部門、経理部門、人事・総務部門、大学事務部門、看護部門などに区分し、各部門より専門的知識、技能などを修得している。

・事務職員に対しては、年2回定期事務研修を企画し、研修内容に係る試験を実施している。このほかに、年1回事務責任者を対象に事務責任者研修を行っている。このような段階を踏み職員のスキルアップを図るとともに、昇給昇格の機会を付与している。

・なお、その他の活動としては、グループ会社の株式会社医療福祉総合研究所で行っているインターネット動画配信「医療福祉eチャンネル」による、医療・福祉・介護等の情報提供が、職員のSD(自己啓発)の一助となっている。

[自己評価]

事務局の研修体制も整っており、職員の資質・能力の向上の機会は提供されていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 3-5-4】学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-5-5】教授会規程【資料 3-3-2】と同じ

【資料 3-5-6】事務組織規程【資料 3-1-13】と同じ

【資料 3-5-7】事務分掌規程【資料 3-1-14】と同じ

【資料 3-5-8】経営会議規程【資料 3-1-16】と同じ

【資料 3-5-9】就業規則【資料 3-1-25】と同じ

【資料 3-5-10】FD委員会規程

【資料 3-5-11】教職員の教育研修実績

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

・大学の果たすべき諸機能に応じて適切に編成された事務組織により、本学の教育サービスの質の統一化が図られている。職員の教育の機会としては、新規採用職員に対する研修、定期事務研修など、個々の能力向上のための機会を提供することが出来ていると判断される。テーマ別研修では、接遇マナー研修を重点項目とし、コーチング研修、コンプライアンス研修、個人情報保護研修などリスクマネジメント分野を強化させると共に、職員定着を促進するために新入職員に対する入職後のフォローアップ研修や中途採用職員研修、管理職教育を充実させている。今後、教育サービスの更なる向上を目指して、職員一人ひとりの資質向上を図ると共に組織体制を強化したい。

3-6 財務基盤と収支

<3-6 の視点>

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

[事実の説明]

・本学では、「中期目標・中期計画」を策定し、それに基づいて各部署において単年度ごとの予算を編成し、収支予算書を作成している。作成された収支予算書は、評議員会に諮り、理事会の承認を得たうえで執行される。財務運営の方針としては、第一に安定した財務基盤を維持・確立すること、第二に学部・学科等の新設や学生定員増に必要な一定規模の財源を確保することを掲げている。すなわち、事業規模と比較して借入金に過度に依存することのないように、当面の間は負債率（ $(\text{総負債} - \text{前受金}) \div \text{総資産}$ ）は 30%未満とすることを目標としつつ、同時に、新設学部・学科等に必要な施設・設備の整備に機動的に対応するための手元流動性を着実に積み上げるべく、両者のバランスをとりながら財務運営を行っている。

[自己評価]

適切かつ安定した財政運営が確立されていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 3-6-1】 中期目標・中期計画 【資料 1-3-6】 と同じ

【資料 3-6-2】 平成 26 年度収支予算書

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

[事実の説明]

・収支のバランス確保の第一は、安定した学生生徒等納付金収入の確保である。平成 7(1995)年度の開学以来、学生数は順調に増加しており、過去 5 年間をみても右肩上がりの増収を継続、安定した状況である。また、附属病院に係る医療収入に関しても、過去 5 年間をみると、4%~10%前後の伸び率を維持しており、今後とも収入の大きな柱として期待できる。

・支出面では、学部・学科を新設しながらも事務部門の業務効率の改善と人員配置の見直しにより、増員を必要最小限にとどめ、支出の中で最大部分を占める人件費の抑制に努めている。大学部門の帰属収入に対する人件費割合は 40%前後を維持できている。

・この結果、平成 25(2013)年度における大学部門の帰属収入は、学生生徒納付金 96 億 7,550 万円、補助金 10 億 9,026 万円、寄付金 11 億 5,220 万円など、合計 124 億 8,843 万円となった。一方、消費支出は、人件費 48 億 6,750 万円、教育研究経費 34 億 4,324 万円、管理経費 9 億 5,678 万円など、合計 100 億 4,216 万円となった。帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額は 24 億 4,627 万円となり、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされている。

・附属病院や看護専門学校などを含めた法人全体では、帰属収入は 496 億 4,993 万円、消費支出は 461 億 2,027 万円、帰属収支差額は 35 億 2,966 万円となり、前年度並みとなっている。

・貸借対照表の項目においては、現預金、資産総額ともに毎年増加している。平成 25(2013)年度末での現預金残高は 220 億 6,716 万円（平成 24(2012)年度末 208 億 8,080 万円）、資産総額は 1,056 億 189 万円（同 1,032 億 4,616 万円）、自己資本は 668 億 5,051 万円（同 633 億 2,085 万円）、基本金は 759 億 7,212 万円（同 724 億 683 万円）に達し、安定的な財務体質を維持している。

・総負債から前受金を控除した額が総資産に占める割合を示す負債率は、平成 21(2009)年度には 23.2%であったが、その後、附属病院の建て替えに伴う建築資金の借入を行ったこともあり、平成 23(2011)年度に 31.0%となった。平成 25(2013)年度については設備投資を選別して借入金の調達を必要最小限に絞り、28.9%となっている。

・大学部門の消費収支計算書関係比率では、教育研究経費比率は平成 22(2010)年度の 25.5%に対して、平成 25(2013)年度では 27.6%と上昇基調となっている。教育研究経費は、年度により若干の差はあるが毎年 1~3 億円程度増えてきている。他方、管理経費比率は平成 21(2009)年度の 11.4%以降低下し、平成 25(2013)年度では 7.7%となっている。経費全体の効率的な使用を徹底すると同時に、教育研究に直接的に関わる経費への配分をきめ細かく実施した結果であると言える。

・科学研究費補助金及びその他の研究活動外部資金の獲得状況については、平成 25(2013)年度は 315 件 3 億 1,215 万円となっている。本学では、研究活動の活性化を図るため、事務管理の支援を主務とする研究協力センターを置き、科学研究費補助金の採択件数アップのためのポイント説明会を教員（研究者）向けに開催するなど、研究活動外部資金の獲得に取り組んでいる。

<研究活動に係る外部資金獲得状況>

文部科学省科学研究費補助金	採択件数	92 件	73,836 千円
厚生労働省科学研究費補助金	採択件数	20 件	20,620 千円

奨学寄付金
受託研究費

受入件数 190 件 181,937 千円
受入件数 13 件 35,755 千円

・また、寄付金については、平成 24(2012)年に「教育充実基金」及び「医療充実基金」を新たに設けた。前者は、年々高度化する教育研究環境の整備を、後者は、学生の実習施設となる附属病院の医療環境の整備を目的とするものである。募金の趣旨を記したリーフレットを大学や附属病院に配置し、ホームページで本学への寄付に関する税制上の優遇措置について周知するなどを行い、寄付金収入の獲得に努めている。

・以上のとおり、大学部門及び附属病院ともに収支バランスを確保し、法人全体として安定した財務基盤を確立している。

【自己評価】

学生数は順調に増加し学生生徒納付金収入も増収を継続しており、附属病院の医療収入も 10%前後の伸び率を維持しており、財務基盤は確立されていると判断する。

【エビデンス集】

【表 3-5】消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【資料 3-6-3】計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）【資料 3-1-28】と同じ

【資料 3-6-4】平成 26 年度収支予算書【資料 3-6-2】と同じ

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

・中長期的な財政計画に基づき機動的かつ適切な運営を行っており、安定した学生生徒等納付金収入と積極的な外部資金受入の取り組みにより、収支バランスが確保できていると判断している。消費収支計算書の中で、帰属収入と消費支出の差額である帰属収支差額は、平成 22(2010)年度以降順調に増加してきており、財務体質は強化されている。

・今後の展開としては、小田原キャンパスから徒歩約 10 分にある県立小田原城内高校跡地に校舎を建築し、看護学科の入学定員増（平成 27(2015)年度）及び理学療法学科の入学定員増（平成 28(2016)年度）を予定している他、成田キャンパスの開設（平成 28(2016)年度に 2 学部 5 学科を設置予定）、東京都港区の赤坂小学校跡地への赤坂キャンパスの開設（1 学部 1 学科の設置及び大学院の拡充を予定）などの事業が計画されている。建築費の高騰や消費増税に伴う物価上昇が懸念されることから、現在の財務状況と将来の資金収支予想に見合った投資規模を慎重に見極めて、必要資金を機動的かつ的確に調達するとともに、管理的な経費支出の削減、寄付金受入れの強化を進め、現在の安定的な財務基盤を維持・改善しながら事業を進めていく。

3-7 会計

<3-7 の視点>

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

・日々の会計処理は概ね次の通りである。まず、取引が発生した部署で取引毎に伝票を作成し、活動内容が記載された証憑書類とともに各施設の経理担当部署へ回付される。各施設の経理担当部署は証憑書類をチェックし、会計システムへ会計伝票入力を行い、各施設の経理責任者が会計伝票の承認を行う。各施設の証憑書類は、法人全体の会計事務を統括する東京事務部経理部へ回付され、内容確認を行う。各施設の証憑書類は、法人全体の会計事務を統括する東京事務部経理部へ回付され、内容確認を行う。各施設で承認された会計伝票については、東京事務部経理部においても内容に応じて確認する。判断が難しい会計処理については、公認会計士資格を有する経理職員が指導する他、担当の公認会計士と協議しながら事務を行っている。

【自己評価】

適正な会計処理が実施されていると判断する。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

・監査は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士による会計監査、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監事による監査、監査部が実施する内部監査から成っている。平成 25 年度の公認会計士による監査は、延べ日数で 65 日、390 時間実施された。公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づく監査のほか、大学運営全般について管理運営が適正に行われているか財務面を通して監査している。監事による監査は、弁護士一人と税理士一人の計二人の監事が、法人の運営状況及び会計処理の適正性を監査している。監事は、理事会及び評議員会において決算の監査報告を行う。なお、会計監査を担当する公認会計士と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有及び意見交換がなされている。監査部は、公認会計士と連携して各施設の事務部門を対象として業務監査を担当する。

【自己評価】

会計監査については、内部の監査部と監事及び監査法人がそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備されており、厳正な実施が行われていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 3-7-1】 計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）【資料 3-1-28】 と同じ

【資料 3-7-2】 経理規程

【資料 3-7-3】 経理規程取扱細則

【資料 3-7-4】 独立監査人監査報告書【資料 3-1-12】 と同じ

【資料 3-7-5】 監査報告書【資料 3-1-11】と同じ

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

・現在実施されている監事、公認会計士、監査部の三者による監査体制を今後も維持し、文部科学省の関係通知及び日本公認会計士協会の指針等に留意しながら、適正な会計処理が継続されるように対処していく。

【基準 3 の自己評価】

経営及び管理については、本学の使命・目的及び教育目標を実現するため関連法規及び本学の諸規定を順守し、理事会を中心に教職員が一体になって業務の執行にあたっており、また、学長がリーダーシップを発揮し、効率的に運営している。

財務状況については安定した財務基盤を確立しており、各年度の予算執行も適切に行われて、収支バランスも好ましい状態が継続されていると判断する。

学校法人会計基準等に基づき適正な会計処理がなされているとともに、監査体制についても法人内部の監査部と監事及び監査法人が適時に監査を行う体制が整備されており、厳正に実施されていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

[事実の説明]

・本学の学則第 1 条の 2 に「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。これを受け、本学では平成 12(2000)年度に初めて自己点検・評価を実施し、報告書にまとめ、「2000 年度国際医療福祉大学自己点検・評価報告書」を発行した。

点検評価項目として、大学の基本理念と教育理念、大学の沿革と組織、各学科等の教育・研究の方針と取り組み、学生の受け入れ、カリキュラム、教育指導状況、成績評価と単位認定、学生生活への配慮、卒業生の進路状況、研究活動、国際交流、社会と連携などを設定し、本学の現状について自己点検・評価を行っている。表やグラフを活用するなど、全体的に本学の活動を網羅した内容構成の仕上がりとなっている。

・平成 14(2002)年度の自己点検・評価は、「学生生活の実態把握・評価」という副題を置き、それらを中心に実施した。併せて、各学科・センター等の教育研究における課題と今後及び大学としての新たな課題等を取り上げ報告書にまとめた。この時の自己点検・評価を機会に行った「学生生活に関するアンケート」の結果を受け、学生が抱えている問題や意見等に対して、大学として如何にそれらに対処しているかが報告された。精神衛生面に関しては、問題を抱える学生が在籍する学科教員の在り方や学科全体の継続的理解が以後の重要な課題であることが指摘された。大学の今後の課題には、教育理念の点検、カリキュラムの改編、関連施設との連携、例えば備品の設置・増設や本学臨地実習施設としての利用状況など、国際医療福祉大学熱海病院及び国際医療福祉大学クリニックの附属施設との連携、遠隔授業の導入、国際交流の進展について検討された。

・平成 16(2004)年度に実施された自己点検・評価は、卒業生の社会活動、教育と臨床現場の一体化による専門職教育、それ以外に、教育研究における各学科・センター等の課題と今後、大学の新たな課題及び大学院の総合的な自己点検・評価が取り上げられた。卒業生の社会活動の項目では、卒業生の意識調査及び雇用者によるアンケート調査を行い報告がなされた。雇用者である施設長からみた卒業生の勤務状態についての調査結果は概ね良好で、数値的にも高い評価を得た。卒業生の 9 割が就業していること、国家試験等を活かした就業をしていること、5 割以上の卒業生が各種学会などに属し自己研鑽を重ねていることなど、卒業生の専門職としての意識が高いことが報告された。また、この年の自己点検・評価報告書からは大学院の部を設けるとともに、この部分を抜粋した「国際医療福祉大学

大学院の現状」を発行している。

・平成 19(2007)年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した。建学の精神、大学の沿革と現況、予め設定された評価基準（教育研究組織、教育課程、学生、教員、職員、管理運営、教育研究環境、社会連携、社会的責務）について自己評価をおこない、改めて本学の臨地実習教育、国際交流活動、社会的貢献教育・活動、大学院などについて振り返り見直した。

・平成 20(2008)年度自己点検・評価は、地域連携、学生活動を主な点検項目とし、サークル及び同窓会の運営と学生調査及び各学科・センター等の自己点検・評価と今後の課題について点検を行った。地域連携のこのねらいの背景には、開学当初からの本学の基本理念に「人間中心の大学」「社会に開かれた大学」「国際性を目指した大学」が掲げられており、この「社会に開かれた大学」の中で、これまでの地域との連携による社会的貢献度をこの機会に確認し、再度見直し、今後の地域連携の拡大及び在り方を検討した。

・平成 21(2009)年度は、6年制薬学教育における参加型実務実習を実施するにあたり、一般社団法人薬学教育評価機構による第三者評価を受け、本学の薬学教育プログラムに関し、総合的適合水準に達しているとの評価がなされた。

・平成 22(2010)年度の度自己点検・評価は本学の基本理念である「国際性を目指した大学」に対する点検・評価を行った。国際交流を評価項目に設定し、他大学との協定、留学生の状況、研修生の受け入れ、海外研修旅行、海外協力（JICA（国際協力機構）など）、各教員による海外での学術発表などを中心に点検・評価を行った。併せて、学生生活のアンケート調査、学科・センターの点検評価も継続して行った。

・平成 24(2012)年度、大学院では、新設した薬学研究科の自己点検評価を行い、大学院ホームページで公開した。

・平成 25(2013)年度には、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による認定評価を受審し、書面調査、実地調査の結果、一定の水準を満たしていると認められた。

・加えて平成 26(2014)年の日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価をここに受審するに至っている。

【自己評価】

学則、自己点検・評価委員会規程に本学における自己点検・評価の実施について定めており、本学の基本理念をもとに、また、医療福祉専門職の教育を考慮した自己点検・評価を設定、実施している。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 4-1-1】学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】自己点検・評価委員会規程【資料 3-3-5】と同じ

【資料 4-1-3】ホームページ（自己点検・評価報告書）

【資料 4-1-4】大学院の現状

【資料 4-1-5】大学院ホームページ（医療・生命薬学専攻／自己点検・評価）

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

・自己点検・評価の体制は、学長を委員長に、副学長、各学部長、各学科長、各センター長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、常任理事などから構成される自己点検・評価委員会を置き、「自己点検・評価委員会規程」に基づき意思決定がなされている。委員会の任務を遂行するため、自己点検・評価委員会のもとに、教育研究活動に係る事項は教務委員会及び学生委員会、管理運営に係る事項は管理運営委員会及び経営会議を置いている。更に、各種委員会及び担当部署により教育研究活動に関するデータ収集及び種々の点検等を行っている。報告書作成にあたっては、各評価基準の担当者（自己点検・評価委員会委員または各種委員会委員長）が行い、自己点検・評価委員会で全体の調整を図り検討される。評価結果は更に、学部長・学科長会議、教授会（専任教員代表者会議）、管理運営委員会、経営会議で審議している。

【自己評価】

本学は自己点検・評価委員会を中心に、複数キャンパスに開設する6学部16学科及び大学院の自己点検・評価を、教職員協働のもと、全学的に行っている。委員会は同時双方向遠隔システムにより各キャンパスを接続するテレビ会議で行い、キャンパス間の連携を図っている。

大学組織及び法人組織の連携による体制が構築されており、自己点検評価体制は適切に行われている。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 4-1-6】 学則【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-7】 自己点検・評価委員会規程【資料 3-3-5】と同じ

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

・平成12(2000)年度から現在までに原則2年ごとに自己点検・評価を実施し、報告書を作成している。報告書は、当初は教職員及び関係大学等へ冊子体により配付していたものを、現在は本学ホームページに掲載し、より広く社会に公表している。

これまで本学は以下の自己点検評価を実施してきた。※は第三者評価機関

実施年度	評価項目
平成12(2000)年度	基本理念教育理念、各学科の取り組み、学生の受け入れ、カリキュラム、教育指導等
平成14(2002)年度	学生生活の実態把握・評価
平成16(2004)年度	本学卒業生の社会活動
平成19(2007)年度	大学機関別認証評価 ※財団法人日本高等教育評価機構
平成20(2008)年度	地域連携
平成21(2009)年度	「自己評価21」 ※一般社団法人薬学教育評価機構

平成 22(2010)年度 国際交流

平成 24(2012)年度 大学院薬学研究科

平成 25(2013)年度 リハビリテーション教育評価認定審査

※一般社団法人リハビリテーション教育評価機構

・この他に、毎年 FD(Faculty Development)委員会主催による教員研修会を実施し、外部講師を始め本学教員による講演、学内研究費受給者による研究発表、総合討論など、自他を振り返る機会を設け、自己の研鑽の場を設けている。

・また、本学の自己点検評価を実施する際には、学生による本学の評価を得るため学生生活に関するアンケートを隔年で実施している。

【自己評価】

原則 2 年ごとに、本学の理念に沿った評価基準を設定し、全学的な自己点検・評価を行っている。平成 20(2008)年度実施からは、各学部・学科による自己点検・評価と今後の課題について点検を行っている。この他に、分野別に外部機関による第三者評価が行われており、それらも自己点検・評価と位置付け、本学の運営改善に反映している。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 4-1-8】 ホームページ（自己点検・評価報告書）【資料 4-1-3】 と同じ

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

・大学に対する社会の要請や期待は、高齢化、少子化などの社会の構造的変化及び疾病構造の変化に即応できる、常に最良となる医療福祉専門職を育成する役割がある。そのため本学は教育研究の水準及び質の維持向上を継続させるために、各職能団体及び学術団体等と連携すると同時に、教員組織及び事務組織が一体となり本学の教育の質の向上を目指していく上で、定期的な自己点検・評価は必要不可欠と考える。これまでは本学の基本理念に基づいた評価項目の設定を行い、自己点検・評価委員会の主導のもと各キャンパスからなる本学の特色を表した自己点検・評価を行ってきたが、同委員会はもとより、外部からの学識経験者を含め、より客観性のある自己点検・評価を今後強化したい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

・本学の自己点検・評価は、各学部・学科、大学院、各種委員会、事務局にて取りまとめられている資料をエビデンスとし、そのエビデンスに基づいた詳細なデータ収集、分析により行ってきた。平成25(2013)年度には、翌平成26(2014)年度財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価受審に向け、基準内容に精通した教職員（各種委員会の長など）を中心にワーキンググループを設置し、明確な役割のもと、責任者を筆頭に根拠となる資料・データをまとめ、自己点検評価書を作成した。

基準毎に作成された原稿は、自己点検・評価委員会小委員会を経て、自己点検・評価委員会において記載内容が確認され、全体の統一性・整合性を図った上で、報告書の作成に至っている。

【自己評価】

自己点検・評価報告書は、事実を示した資料、関連するデータ、アンケートなどの調査結果など、評価の根拠となるエビデンスを示しながら概要をまとめたものであり、客観性に基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 4-2-1】 ホームページ（自己点検・評価報告書）【資料 4-1-3】 と同じ

【資料 4-2-2】 自己点検・評価委員会委員一覧

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

・本学の自己点検・評価活動を自主的な教育研究の質の保証と向上のひとつととらえ、各種委員会委員に就いている各学科長・研究科長は主に自己点検・評価及び報告書の執筆を担当し、事務局各課担当者は主に基礎データ・資料の収集と分析を担当するなど、役割と手続きを明確にして透明性を確保し、本学における自己点検・評価の現状報告を実施してきた。

・今回の自己点検評価を実施するにあたり、客観的な指標を用いたエビデンスに基づく自己点検評価における評価基準及び報告書記載要領等は、(財)日本高等教育評価機構の定める大学評価基準に準じて行った。

・自己点検・評価の基礎データに基づき、各委員会及び自己点検・評価委員会にて分析と改善策の検討を行い、必要に応じて教授会（専任教員代表者会議）、学部長・学科長会議、管理運営委員会に報告している。そのために、その都度、関係部署・教職員間の連携・協力体制の下で、例えば、「学生による授業評価アンケート」（FD 委員会）、「UPI調査（学生精神的健康調査:University Personality Inventory）」（学生課）、「学生生活アンケート」（学生課）、「学修調査アンケート」（教務委員会）など、必要な調査や関連基礎データ及び資料を収集・整理し分析・検討してきている。

【自己評価】

本学では、現状把握のための調査・データ及び資料の収集・それらの整理や分析及び検討の結果を、自己点検評価を行う上で重要なエビデンスとして活用している。また、自己点検・評価活動によるデータ分析の結果、浮上したさまざまな問題点や課題等については、その改善すべき検討の経緯を明らかにし、改善につなげている。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料4-2-3】授業評価アンケート実施要項【資料2-2-13】と同じ

【資料4-2-4】学生生活アンケート【資料2-7-15】と同じ

【資料4-2-5】学修調査アンケート【資料2-2-15】と同じ

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

・本学学則第1条の3「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。」と規定されている。自己点検・評価報告書が初めて発刊された平成12(2000)年度からこれまでの報告書は、製本の上、教職員に配付し本学の現状及び課題について再認識を促すとともに、医療福祉分野の大学または大学図書館等に配付し、本学の活動を公表してきた。

・平成14(2002)年度自己点検・評価報告書からは本学ホームページの大学案内欄の1項目として掲載しており、本学の概要を含めてこれまでの自己点検・評価を、より広く社会へ公表をしている。

・平成19(2007)年度大学機関別認証評価により受審した財団法人日本高等教育評価機構へ提出した「自己評価報告書」及び平成22(2010)年度自己点検・報告書からはホームページでの公開を主としているが、学長を始め学科長等の役職に就く教員及び管理職にある事務職員には製本した報告書を配付しており、教育、学生指導更には業務の改善などの一助となっている。実施した調査や学生アンケート等は、要望事項については回答を含めて学内掲示板等で公表を図り、更に調査毎に冊子体にして各種委員会、事務局各部署に配付し、共通の認識を図っている。

・平成21(2009)年度に受審した一般社団法人薬学教育評価機構に提出した「自己評価21」及び平成25(2013)年度に受審した一般社団法人リハビリテーション教育評価機構に提出したリハビリテーション教育評価認定審査の結果等も同じく本学ホームページにて公表している。「自己評価21」は薬学教育の観点から、「学部・学科」のページにある「薬学科」紹介ページにて公表しており、本学の薬学教育に関心のある方の閲覧の際の参考になっていると考える。

・本学グループ全般のトピック等をまとめて、年4回発刊している広報誌「IUHW」には、これまでの第三者評価の結果について都度掲載し、広報誌配布対象の学生、教職員はもとより、卒業生、保護者、各企業・施設等に対して適宜発信している。

本自己点検評価書も認証評価の結果と同時に公表することとしている。

【自己評価】

本学の自己点検・評価は、結果を教授会（専任教員代表者会議）や学部長・学科長会議などの各種会議で学内共有するとともに、ホームページや各種制作物を通じて積極的に社会に公表しており、適切に説明責任を果たしている。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料4-2-6】 ホームページ（自己点検・評価報告）【資料4-1-3】 と同じ

【資料4-2-7】 大学広報誌「IUHW」【資料3-1-30】 と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

・平成25(2013)年に、本学に情報分析などを目的としたIR（Institutional Research 教育情報）担当部署となる教育（教務）企画室を設置した。また、平成26(2014)年4月にはIR（教育情報）推進室も設置し、専任教員を配置するなど、本学のIR機能の強化を図っている。これら部署の設置により、学生の入学時の成績から在学中の学業成績、国家試験合格までの成績推移などを分析するなど、教学における現状分析と対策を中心とした対応ができるようになってきているが、今後は更に調査範囲を広げ、データの収集・蓄積などを行うとともに、分析結果を広く活用し、自己点検・評価についても更に客観的に行うことが可能となるように、体制及びシステムの構築を行っていく。また、その分析結果を、学内で共有を図るとともに、ホームページや機関紙等で、社会に対し積極的に公表していく仕組みを作り上げる。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

・本学の自己点検・評価活動の根拠は、大学学則第1条の2に「本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。更に、「本学自己点検・評価委員会規程」には、当該委員会の委員長は学長をもって充てると規定されている。学長は、当該報告を尊重し、本学の教育・研究水準の一層の向上と活性化をめざし、具体的政策を講じるための一手段として活用している。また、大学の教育研究活動のみの視点ではなく、経営的な視点も考慮して、自己点検・評価委員会委員には管理職の事務職員、常任理事等を配属した。このことは、「自己点検・評価」及び「大学機関別認証評価」によって明らかになった改善方策や向上方策に

対し、大学と法人、教学部門と事務組織部門が一体となり協働して取り組める体制が整っているといえる。更には、大学と法人における情報の実質的な共有が図られる構造となっている。教職員一丸となって取りまとめられた自己点検・評価報告書は、管理運営委員会、経営会議、教授会（専任教員代表者会議）、学部長・学科長会議、各種委員会等を通じ、全教職員に周知され、改善策を検討する必要がある場合は、関係部署において、改めて現状分析をふまえた改善策の検討が行われる。

【自己評価】

本学においては自己点検・評価活動を単なる報告書の作成に留めず、大学経営のPDCAサイクルへ組み込んでいく体制が整備されている。よって、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料 4-3-1】 自己点検・評価委員会規程【資料 3-3-5】と同じ

【資料 4-3-2】 平成 26 年度事業計画【資料 F-6】と同じ

【資料 4-3-3】 平成 25 年度事業報告【資料 F-7】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

・ これまでは、自己点検・評価を具現化する体制の整備が行われた。今後は、IR部門をより確立させ、そこで得た情報は、学内に対し積極的に提供することが必要と考える。教育研究活動の主体組織のみならず、経営的視点から点検・評価活動の結果や改善方策を議論し検討する道筋が確立されたところであるが、今後は2年毎に実施している自己点検・評価活動に加え、常に点検評価を認識するとともに、その課題の重要度別に、対応する組織・部署を明確にし、状況把握や改善策を検討することが必要である。そのことは、大学の使命・教育目的の更なる実現化を目指した経営サイクル(PDCA)にも的確に反映させていく。

・ 以上のように、今後はIR部門の強化によるPDCA サイクルを意識した運営を行っていく。

【基準 4 の自己評価】

本学は、高等教育機関として、また、医療福祉専門職を養成するの教育機関として、将来にわたって相応しい教育・研究の水準を維持するために、教育研究に関わる諸活動のみならず、経営そのものに関する自己点検・評価を、平成12(2000)年より2年に1回計6回、不断かつ定期的実施してきたことは評価できる。

本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を常に実施し、そこで得た自己点検・評価活動の誠実性は、現状把握のために必要な調査や基礎データ及び資料を十分に収集・整理し分析・検討しており、そのエビデンスに基づいた自己点検・評価の結果は、ホームページを通じて学内共有を図るとともに、社会への公表を実行していることで満たされていると判断している。また、経営会議においては、教育研究の諸活動に関する点検・評価以外に、財務・管理運営に関する情報共有や分析、検討を行っている。今後は「経営サイクル」につなげるという観点も備えた自己点検・評価活動のシステム化を図っていく。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際性

A-1 海外研修プログラムの発展性

《A-1 の視点》

A-1-① 特色ある研修プログラムの位置づけ及びその有効性

A-1-② 海外研修プログラムの充実

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 特色ある研修プログラムの位置づけ及びその有効性

【事実の説明】

・本学では平成9(1997)年度より海外研修を実施、平成11(1999)年度からは「海外保健福祉事情」という単位認定科目として正式に教育カリキュラムとなった。この研修は本学の基本理念である「国際性を目指した大学」すなわち、国際的センスを備え、いかなる国の人々とも伸び伸びと協働できる真の国際人を育成すること目的として実施している。

・本研修プログラムは、海外の医療福祉の事情を講義や実習を通して学ぶことや、語学学習等、本研修を通じて国際的なセンスを培うことを目的としている。この研修に先立ち、海外での各国の現状、医療福祉の事情などについて事前学習し、研修が終了したのち、レポートの提出と1年生への発表会を実施している。研修先は、ベトナム、中国、韓国、シンガポール、タイ、台湾、オーストラリアなどであり、各国の大学及び医療機関と協定を結んで行っている。

大川キャンパスの学生は2年生、福岡キャンパスの学生は3年生時に必修科目として実施している。また、大田原キャンパス、小田原キャンパスでは選択科目のため、学年を問わず希望者が参加している。

【自己評価】

「海外保健福祉事情」は、本学の基本理念・教育理念である「国際性」を推進する上でも、より学修効果の高い科目として位置づけられている。海外における医療機関の見学や海外の医療福祉制度などを学ぶ貴重な機会となっていることから、本学にとっては特色ある研修プログラムであり、学生にとっても学修効果の高いプログラムとして位置づけられている。以上のことから基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料A-1-1】海外保健福祉事情研修プログラム

【資料A-1-2】授業科目一覧（履修の手引き抜粋）

A-1-② 海外研修プログラムの充実

【事実の説明】

・本学の海外研修プログラムである「海外保健福祉事情」は現在7か国（韓国、シンガポール、台湾、ベトナム、オーストラリア、タイ、ミャンマー）で実施し、平成25(2013)年度は372人の学生が参加している。研修内容は各国異なるが、どの研修先でも医療機関や福祉施設の見学、医療福祉に関する講義が含まれており、国際的な視野を持つ医療福祉のエキスパートの育成に貢献している。また、参加学生の学科構成により、プログラム内容を調整し、より充実した研修となるよう受け入れ先との細やかな情報交換を行っている。

【自己評価】

海外での病院見学や医療福祉施設見学、医療現場で働く人々とのコミュニケーションが図れる本プログラムは、参加した学生からも貴重な経験になったといった感想が得られている。学生一人ひとりがこの海外研修プログラムを通して、海外の医療福祉事情の理解を深め、語学力を高められるような、より充実したプログラム作りに注力している。本学の基本理念や教育理念に掲げる「国際的視野を持った人材の育成」に沿った研修プログラムである点などが高く評価できる。

【エビデンス集】

【資料 A-1-3】 授業計画（シラバス）集（海外保健福祉事情抜粋）

【資料 A-1-4】 海外保健福祉事情国別参加状況

【資料 A-1-5】 国際協力協定締結一覧

【資料 A-1-6】 「海外保健福祉事情」報告書【資料 2-2-20】と同じ

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

・本学の海外研修プログラムは福岡保健医療学部及び福岡看護学部では必修科目として実施しており、大田原キャンパス及び小田原キャンパスは選択科目として実施している。現在の海外協定校における本学海外研修の総収容人数では、大田原キャンパスや小田原キャンパスの学生を全員参加させることは困難である。しかし、参加希望者は年々増加傾向であり、より多くの学生が参加できるよう、海外協定校拡大を推進する。またより多くの学生に本海外研修プログラムの趣旨を理解し、参加してもらうために研修参加学生による報告会や海外研修ビデオ上映会を開催し、1年生に対して積極的参加を勧奨する。

A-2 留学生受け入れプログラムの発展性

《A-2 の視点》

A-2-① 留学生受け入れプログラムの充実

A-2-② 受け入れ学生への支援体制の充実化

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 留学生等受け入れプログラムの充実

【事実の説明】

＜正規留学生の受け入れ＞

- ・本学は、入学試験において「留学生特別選抜入試」を実施し、積極的に留学生の受け入れを行っている。
- ・留学生を出身国別にみると、中国が最も多く、次いで韓国、モンゴル、ミャンマー等となっている。
- ・学部に入学者の多くは国家資格を取得することを目標の一つとしている。資格取得を目指すため、入学時より講義を理解できる程度の日本語能力が要求されている。
- ・大学院に入学者は、研究を深め、より高度な専門知識を修得することを目的としている。
- ・本学に入学者の支援体制として国際交流センター及び国際交流室を設置しており、留学生の学修や生活面におけるサポート体制を整えている。
- ・留学生は、私費及び国費による留学の他に、本学独自の奨学金制度である「IUHW奨学金制度」を利用し入学している。IUHW奨学金制度はアジア各国における医療福祉専門職の地位向上を目指し、将来その国で指導的立場となる人材の育成に寄与したいと考え、設立された奨学金制度であり、在学中の学費、教材費、交通費、住宅費をフルにサポートする制度となっている。

＜短期留学生・視察団の受け入れ＞

- ・本学では、正規留学生の他に、海外協定校から短期留学生の受け入れを行っている。
- 表A-1-1は本学における短期留学生・視察団の受け入れ実績をまとめたものであるが、留学生の受け入れだけでなく、海外協定大学からの教員研修や視察の受け入れも積極的に行っている。

表A-1-1 協定校からの短期受け入れ（平成25(2013)年度実績）

国名	機関名	期間	教員数	学生数
韓国	建陽大学校	1～4週間	5	53
	仁済大学校	4週間	4	13
	梨花女子大学	2日間	1	10
	ウォンガン大学	3日間	3	—
台湾	元培科技大学	1週間	5	17

【自己評価】

海外協定校からの短期留学生の受け入れも積極的に行っており、海外協定校の滞在期間に合わせたプログラムを組むなど、柔軟な対応を行っている。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

【エビデンス集】

【資料A-2-1】 学生募集要項（学部、大学院） 【資料F-4】 と同じ

【資料A-2-2】 国別留学生の受け入れ人数

A-2-② 受け入れ学生への支援体制の充実化

[事実の説明]

- ・本学では留学生に対し、学修面及び学生生活支援体制を整えている。
- ・経済的支援として、経済的困窮者に対する授業料減免制度の実施や各種奨学金制度の推奨や相談対応などを行っているほか、大田原キャンパスでは学生寮や低廉な大田原市の市営住宅の提供、市営バスの無料化などの制度も充実している。
- ・学修面での支援としては、日本語教員の配置及び日本語教育科目の設置、国際交流センター及び国際交流室による修学相談窓口の開設などを行っている。
- ・学生生活面での支援としては、留学生一人ひとりに各学科教員がホストファミリー若しくはアドバイザーとして相談者となっており、学修面のほか、生活上の相談などに対応している。
- ・各キャンパスにおいて留学生歓迎会や交流会、遠足といった企画を行い、留学生同士や留学生と日本人学生、教職員との交流を深める機会を設けている。実施内容はキャンパスによって異なるが、留学生交流会では、学長、副学長、学部長、学科長、ホストファミリー、日本人学生が参加し、交流を深めているほか、留学生と理事長や学長による交流会も実施されており、学修面や生活状況などについて意見交換を行う機会も設けている。

[自己評価]

本学では当初より「留学生特別選抜入試」を実施している。留学生のを受け入れにあたり、学修面及び学生生活面における支援体制を構築していることなど、留学生が学生生活を送るうえでの支援体制が充実している。本学の留学生支援体制は、日本国内における日本語学校からも高い評価が得られている。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

[エビデンス集]

【資料A-2-3】留学生に対する奨学金制度の一覧

【資料A-2-4】IUHW奨学生募集要項

【資料A-2-5】学生寮規程

【資料A-2-6】大田原市営住宅規程

【資料A-2-7】留学生ガイド

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も留学生を積極的に受け入れるにあたり、入試制度の見直し、奨学金制度などの経済的な支援体制の充実、学修及び学生生活面でのサポート体制の強化などが重要である。
- ・留学生を広く受け入れるために、国際交流室や入試広報課及び学生募集室により日本語学校を訪問し、日本国内ですでに学んでいる留学生に積極的な広報活動を行うとともに、海外での入学試験の実施可否や海外における本学相談窓口を設置することを検討するなど、留学生を受け入れる体制及び制度について計画的に検討を行う。

A-3 国際貢献の促進及び支援・実施体制

《A-3の視点》

A-3-① 国際貢献の促進

A-3-② 国際学会の支援体制の適切性

(1) A-3の自己判定

基準項目A-3を満たしている。

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 国際貢献の促進

[事実の説明]

・本学ではJICA（国際協力機構）プロジェクトへの参加を通じて国際協力を行っている。平成13(2001)年より、中国リハビリテーション研究センター及び首都医科大学とのリハビリテーション人材養成プロジェクトが開始され、専門家として多くの本学の教員を派遣している。

表A-3-1 JICAプロジェクト、その他のプロジェクトの種類

対象国	プロジェクト名	期間
中国	中国中西部地区リハビリテーション人材養成プロジェクト（技術協力プロジェクト）	平成20(2008)年4月 ～平成25(2013)年3月
ミャンマー	リハビリテーション強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）	平成20(2008)年7月 ～平成25(2013)年3月
ベトナム	ベトナム南部地域医療リハビリテーション強化プロジェクト	平成22(2010)年5月 ～平成24(2012)年5月
ベトナム	経済産業省「遠隔病理・画像診断サービス提供プロジェクト」	平成23(2011)年6月 ～平成24(2012)年2月
フィリピン・インドネシア	東京都「アジアの人材育成に資する外国人介護福祉士候補者の支援」	平成24（2012）年10月 ～現在
中国・ベトナム	日本の医療サービスの海外展開に関する調査事業（遠隔病理・画像診断サービス提供プロジェクト）	平成23(2011)年6月 ～平成24(2012)年2月 平成24(2012)年6月 ～平成25(2013)年2月

[自己評価]

本学は、中国におけるリハビリテーション指導者養成や経済産業省の推進する国際医療交流事業の一環として中国とベトナムで「遠隔病理・画像診断プロジェクト」を実施するなど、アジア各国において指導者となる医療専門職の養成を積極的に行っている。また、本学卒業生が海外において専門職として活躍するなど、幅広く国際貢献がなされており、本基準を満たしていると判断する。

[エビデンス集]

【資料 A-3-1】 JICA プロジェクト、その他プロジェクト資料

A-3-② 国際学会の支援体制の適切性

[事実の説明]

・日中リハビリテーションシンポジウム

平成10(1998)年より本学は中国リハビリテーション研究センターと一体となって中国におけるリハビリテーション分野の発展を支援してきた。

そこでこれまでの支援の成果を振り返りつつ、今後の協力体制や取り組みの在り方を協議し、同分野における二国間の更なる発展を目指すことを目的に"日中リハビリテーションシンポジウム"を開催した(平成21(2009)年12月19日)。

中国リハビリテーション研究センターの李主任をはじめ、JICA関係者、国立身体障害者リハビリテーションセンター病院長などをシンポジストとして招き、今後の中国リハビリ医療向上に役立つ、実り多いシンポジウムとなった。

・韓日障害者福祉シンポジウムの開催

韓国の申榮洙 国会議員、朴殷秀 国会議員、大邱韓医大学校、韓国障害者団体総連盟と共に"韓日障害者福祉シンポジウム"を開催した(平成21(2009)年7月1日～4日)。

韓国と日本の高齢者・障害者関連制度を比較し、韓・日両国の発展方向を議論することを目的とするシンポジウムで、本学からは杉原副学長、丸山学部長、和田教授がパネリストとして発表した。250人近くが参加するシンポジウムとなり、韓国メディアでも大きく取り上げられた。

[自己評価]

アジア各国において指導者となる医療専門職の養成を目的として、国際学会を開催するなど、活動は多岐にわたっている。国際学会において運営面でも本学が深く関わるとともに、本学教員がシンポジストやパネリストとして出席し、学術的な交流を深めるなど積極的な活動を行っている。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

[エビデンス集]

【資料A-3-2】海外におけるシンポジウム資料

(3) A-3の改善・向上方策(将来計画)

・今まで中国にはリハビリテーション分野で積極的に指導を行ってきた。中国はリハビリテーション教育においても充分、独立して行えるようになってきている。これからは援助ではなく、お互いに協力して、学術の発展を目指すことが必要である。そのためには、共同研究などの推進が今後の課題となる。

・JICAプロジェクトへの参加を通じた海外協力は、ベトナム、ミャンマーなどでも行ってきたが、今後は本学独自の協力のあり方を検討していく。平成25(2013)年度はミャンマーからの留学生3人、平成26(2014)年度は4人の留学生が本学のIUHW奨学金制度を活用し、大学院に入学している。今後、これらの協力体制を一層強化し、交流を図っていく。

【基準 A の自己評価】

本学では国際交流センター及び国際交流室を中心に、留学生の受入に伴う経済的支援及び学修・生活支援体制を整えている。また、海外における国際交流・協力活動の推進や海外協定校の拡充においては国際協力室を設置するなど、本学の基本理念・教育理念に掲げる「国際性」を推進する上で、十分な体制を整えている。また、留学生の受け入れや海外研修の運営にあたっては各キャンパスの国際交流室間で国際事務連絡会議を開催し、情報共有を行うなど、キャンパス間の連携も図っている。

本学は海外における学術交流協定の締結など、国際的な交流を積極的かつ継続的に進めており、アジア各国における指導者となる医療専門職の養成にも力を注いでいる。

以上のことから、基準を満たしていると判断する。

基準 B. 社会貢献と地域連携

B-1 社会貢献

《B-1 の視点》

B-1-① 社会貢献に関する方針と具体的取り組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 社会貢献に関する方針と具体的取り組み

[事実の説明]

・建学の精神である「共に生きる社会」の実現のため、基本理念「社会に開かれた大学」の実践に向け、学則第 60 条に定められた規程に則り、地域に対して本学の持てる教育的財産を広く公開し、地域の活性化の一助となるべく社会貢献を実践する。

そのために、本学の教育・研究に関する機能、物的・人的資源を駆使し、各種公開講座、講習等、主に次の取り組みを行っている。

■大学施設の開放等

・図書館の開放

地域住民、本学卒業生、大学院修了生に対し、閲覧及び図書の貸し出しを行っている。平成 25(2013)年度は計 1,884 人の利用があった。

・教室及び体育館の貸し出し

毎年公的団体が行う各種検定試験や自治体が行う公務員採用試験、新聞社が行う模擬試験等、数十人～数百人規模の事業の実施に対し貸出しを行っている。（平成 25(2013)年度実績 21 回）

■大学の専門性を生かした活動

本学の医療福祉の教育・研究の専門性を生かして、地域住民に対し各種公開講座等を実施しており、主なものは以下のとおりである。

・「キッズスクール」

小中学生を対象に、毎年夏休みの 1 日「楽しみながら医療福祉の世界を体験しよう」がテーマの「キッズスクール」を開催している。各学科が考案した医療従事者コース、患者体験コースをグループごとに体験するもの。

・「幸齢者（こうれいしゃ）スクール」

「元気で幸せな生き生きライフ」をテーマに高齢者を対象にした「幸齢者スクール」を開講し、午前中は健康に関する講演会、午後は医療福祉体験学習コースを実施している。

・TOEIC 受験対策講座

学内で行われている学生対象の TOEIC 受験対策講座に一般市民が参加するもので、計 4 回の講義と 5 回目の最終日には TOEICIP（団体受験）テストを行った。

・市民開放授業・市民公開講座

学生向けに開講している正規授業を、「市民開放授業」として一部の授業を地域の方に開講した。また、市民公開講座として地域の方向けに、「こころと身体の健康」をキーワー

ドとした市民公開講座を毎年開催している。

テーマ：「働き続けることのできる看護職を育てる」－その環境づくりのために－

・健康講座・特別講演会等の開催

附属病院・関連施設と連携・協力のもと、地域の方々の健康保持を目的に定期的に「健康講座」を開催している。毎回、病気に対する知識と予防、健康に関する情報等わかりやすいテーマを取上げている。また、地域社会の福祉と医療の向上に資することを目的に、市民公開の「特別講演会」を開催しており、多くの市民が参加している。

■教員による社会貢献

・行政機関及び学術団体等への協力

国や各キャンパスが所在する自治体の各種委員会、審議会等の委員等として、本学教員が参画し、特に保健・医療・福祉の分野において多様な業務遂行に協力している。また、キャンパス周辺地域の関連団体等と連携し、共催講演や医療福祉支援事業を積極的に行うことで、地域社会に医療系専門技術職としての知識、技能を提供している。

更に、本学の教員が学術団体や職能団体、また多くの学会において会長などの役員として活躍している。

■学生によるボランティアや地域行事への参加（学生）

・IUHW ボランティアセンターの活動によるボランティア紹介等

平成 17(2005)年 10 月、地域と大学をボランティアでつなぐ窓口として「IUHW ボランティアセンター」を大田原キャンパスに設け、ボランティアコーディネーター 2 人を配置して学生のボランティア活動を常時支援している。平成 25(2013)年度では、外部から 101 件のボランティア依頼があり、そのうち 56 件に対し延べ 501 人の学生が活動した。

また、東日本大震災以降現在まで継続して、学生及び教職員による仮設住宅や被災地においてボランティア活動を行っている。平成 25(2013)年度には、延べ 93 人が仮設住宅での祭りの参加や地域住民の生活支援面でのボランティア活動を行った。現在でも、被災地支援の募金活動や大学祭などでの被災地支援グッズの販売活動などを行っている。小田原キャンパスでは「ボランティア活動表彰規定」を制定し、学生のボランティア活動を推奨しており、平成 25 年(2013)年度は 13 団体を表彰した。

・各種イベントへの参加

大田原市の「与一祭り」、小田原市の「北條五代まつり」、大川市の「市民夏まつり」などのイベントに市民とともに、多くの学生及び教職員が参加している他、「大田原マラソン」や「大川木の香マラソン大会」などのスポーツ大会においても給水所ボランティアなどに多くの学生が参加している。

[自己評価]

基本理念「社会に開かれた大学」の実践に向け、図書館や教室等の解放、本学の医療福祉の教育・研究の専門性を活かしたあらゆる年齢層を対象にした各種公開講座、専門職向けセミナー等を行っており、本学の物的・人的資産の提供は十分に行われていると評価できる。

また、学生ボランティアを中心に地域での様々な行事への参画も行っており、地域との交流及びの地域への貢献は充分行われていると評価できる。

[エビデンス集]

【資料 B-1-1】 図書館利用案内

【資料 B-1-2】 キッズスクール開催実績一覧【資料 3-3-10】と同じ

【資料 B-1-3】 幸齢者スクール開催実績一覧【資料 3-3-11】と同じ

【資料 B-1-4】 公開講座・公開授業案内

【資料 B-1-5】 教員による県、市での委員等一覧

【資料 B-1-6】 ボランティア活動報告【資料 2-7-9】と同じ

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

・本学は、これまで積極的に本学の物的・人的資産の提供を行ってきた。

これまでの取り組みを更に着実なものにするためには、本学に期待を寄せる多くの市民や専門職等の声を取り入れ、かつ地域社会の要請に応じて積極的に対応するよう努めていく。

B-2 地域社会との連携に関する方針

《B-2 の視点》

B-2-① 地域社会との連携に関する方針

(1) B-2 の自己判定

基準項目 B-2 を満たしている

(2) B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

[事実の説明]

・建学の精神である「共に生きる社会」の実現を目指し、「社会に開かれた大学」という基本理念のもと、地域に根差した社会とともに歩む大学運営を図っている。

1) 自治体との連携（地域交流）

・大田原キャンパスでは大田原市との包括的な連携を強化するため、平成 21(2009)年度に「大田原市と国際医療福祉大学との連携に関する協定」締結した。

・また、小田原キャンパスでは、平成 20(2008)年度に「災害時における情報機器の使用に関する協定」を、平成 24(2012)年度には「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、災害時における市との連携体制を明確にした。

・更に、大田原、小田原及び大川キャンパスでは、日々の連携、協力はもとより、毎年度、市長及び市幹部職員と本学の理事長、学長などが出席し懇談する「市と本学との代表者懇談会」を開催し、互いの報告や要望等を出し合い、学生や地域住民に対してよりよい方向性が位置付けられるよう連携を図っている。

2) 高大連携事業

・大田原キャンパスでは、栃木県立大田原女子高校 2、3 年生を対象に、本学教員による計 30 講座を開講し、毎回 40～50 人が聴講しており、大川キャンパスでは、福岡県立大川樟風高校 2、3 年生を対象に、本学教員による計 25 回講座を開催しているが、医療福祉分

野を中心とした講義や見学実習を通じて、進路選択に対する視野が広がったと考える。

3) 産学官の連携

・本学では「産学医工連携推進室」を設置し、各学部・学科の教員が持っているシーズと企業等のニーズをマッチングさせる取り組みを積極的に行っている。また、「大田原市産学官連携推進委員会」に参画し、地域の法人や企業等との連携を深めるべく情報交換を行っており、本学からは学長が委員に就いている。

・大田原キャンパスでは、医療・介護福祉機器等の研究開発に向けた交流・情報交換のため、「とちぎ医療機器産業振興協議会」及び「大田原市産学官連携推進委員会」との共催により、毎年学内で「技術情報交流会」を開催し、本学教員を交えた医療機器等の研究開発、技術開発の機会の場の提供を行っている。

・また、各キャンパスでは、様々な分野において企業や他大学との共同研究を行っており、一部の研究においては特許の取得や商品開発にまで至っている研究もある。

4) 他大学との連携

・本学は、栃木県内の大学・短大等 19 校で組織する「大学コンソーシアムとちぎ」、福岡市都市圏 20 大学が加盟している「大学ネットワークふくおか」及び「九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク」に加盟しており、これらの活動を通して、他大学との交流や連携、情報交換を行う他、学生活動の支援・活性化を積極的に推進している。

【自己評価】

本学の基本理念である「社会に開かれた大学」の取り組みを進めており、その取り組みは教職員の社会貢献という視点だけではなく、教員の教育研究活動の充実にもつながっている。また、学生にとっても、地域社会との関わりは、大学の授業からだけでは学ぶことのできない貴重な体験の場になっている。

他大学との連携においては、各加盟大学との連携を推進するとともに、地元自治体や企業を含めた地域社会においては保健医療福祉分野の連携と貢献を積極的に進めていると評価できる。

【エビデンス集】

【資料 B-2-1】 大田原市と国際医療福祉大学との連携に関する協定

【資料 B-2-2】 災害時における情報機器の使用に関する協定書（小田原市との協定）

【資料 3-1-23】 と同じ

【資料 B-2-3】 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（小田原市との協定）

【資料 3-1-24】 と同じ

【資料 B-2-4】 大田原市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料

【資料 B-2-5】 小田原市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料

【資料 B-2-6】 大川市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料

【資料 B-2-7】 平成 25 年度高大連携事業プログラム

【資料 B-2-8】 産学医工連携推進室規程

【資料 B-2-9】 技術情報交流会資料

【資料 B-2-10】 「大学コンソーシアムとちぎ」関係資料

【資料 B-2-11】「大学ネットワークふくおか」関係資料

【資料 B-2-12】「九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク」関係資料

【資料 B-2-13】学生&企業研究発表会関係資料

(3) B-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も、地域社会に貢献できる人的及び物的資源を模索し、またそれらを遂行するための統括した組織体制の構築を図る。
- ・ 各キャンパスが位置する自治体を始め、企業を含めた地域社会を中心に、本学が有する保健医療福祉分野での連携及び貢献を積極的に果たしていく。

[基準 B の自己評価]

本学は 4 キャンパスのほか附属病院・関連施設を持ち、豊富な人材と多様な施設・設備を有しており、それらを有効に活用して本学の基本理念である「社会に開かれた大学」の取り組みを進めている。大学からの一方的な発信や働きかけではなく、大学及び社会との相互の意思疎通、交流を図ることが必要であるが、その取り組みは教職員の社会貢献という視点だけではなく、教員の教育研究活動の充実にもつながっている。

本学の種々の取り組みから、また、学生にとっても、地域社会との関わりは、大学の授業からだけでは学ぶことのできない貴重な体験の場になっている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	大学ガイドブック 2015、大学院 2015 ガイドブック	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	学則、大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	入試ガイド 2015	
	2015 年度学生募集要項、2014 年度大学院学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	履修の手引き、学生生活の手引き 平成 26 年度版	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	平成 26 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	平成 25 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	【資料 F-2】と同じ
	大学ガイドブック 2015 裏表紙	
	2014 年度大学院学生募集要項	
	ホームページ抜粋	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人国際医療福祉大学規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事・監事名簿 評議員名簿 理事会、評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学則、大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大学院教育研究上の目的を定める規程	
【資料 1-1-3】	履修の手引き、学生生活の手引き	【資料 F-5】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学ガイドブック 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-2】	ホームページ（個性・特色）	
【資料 1-2-3】	学則、大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-4】	2002 年度自己点検・評価報告書	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	大学ガイドブック 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-2】	ホームページ（使命・目的、教育目的）	
【資料 1-3-3】	履修の手引き、学生生活の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-4】	大学ガイドブック 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-5】	ホームページ（使命・目的、教育目的）	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 1-3-6】	中期目標・中期計画	
【資料 1-3-7】	教育研究組織図	
【資料 1-3-8】	事務組織図	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	各学科、各研究科で定めるアドミッションポリシー	
【資料 2-1-2】	ホームページ（アドミッションポリシー）	
【資料 2-1-3】	入学者選考規程	
【資料 2-1-4】	学生募集委員会規程	
【資料 2-1-5】	学生募集要項（学部、大学院）	【資料 F-4】と同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	各学科、研究科で定めるカリキュラムポリシー	
【資料 2-2-2】	取得可能な資格等	
【資料 2-2-3】	各学部・学科における教育課程の編成状況（履修可能な授業科目数）	
【資料 2-2-4】	授業計画・シラバス作成上の留意事項	
【資料 2-2-5】	履修の手引き「キャップ制」	
【資料 2-2-6】	認定看護管理者教育課程開講案内	

国際医療福祉大学

【資料 2-2-7】	乃木坂スクールリーフレット	
【資料 2-2-8】	国際医療福祉総合研究所ホームページ	
【資料 2-2-9】	履修系統図	
【資料 2-2-10】	関連職種連携教育リーフレット	
【資料 2-2-11】	履修の手引、学生生活の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-12】	UNIVERSAL PASSPORT マニュアル	
【資料 2-2-13】	授業評価アンケート実施要項	
【資料 2-2-14】	授業計画（シラバス）集（学部、大学院）	
【資料 2-2-15】	学修調査アンケート	
【資料 2-2-16】	入学前教育一覧	
【資料 2-2-17】	大学入門講座	
【資料 2-2-18】	Learning Portfolio	
【資料 2-2-19】	臨地実習ガイドライン	
【資料 2-2-20】	「海外保健福祉事情」報告書	
【資料 2-2-21】	FD 活動報告書（学部、大学院）	
【資料 2-2-22】	履修の手引き（大学院）（eラーニングシステム抜粋）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	各学科における教育目標に根ざした教育方法の取り組み	
【資料 2-3-2】	各学部・学科の教育内容・方法の特色ある工夫	
【資料 2-3-3】	授業計画（シラバス）集	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-3-4】	UNIVERSAL PASSPORT マニュアル	【資料 2-2-12】と同じ
【資料 2-3-5】	ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-3-6】	中途退学理由	
【資料 2-3-7】	休学者数推移	
【資料 2-3-8】	休学理由	
【資料 2-3-9】	最低在学年超過年数別留年者数	
【資料 2-3-10】	院生なんでも相談室	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学則、大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	学位規程	
【資料 2-4-3】	授業計画（シラバス）集（学部、大学院）	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-4-4】	履修の手引き（成績、GPA、単位認定の抜粋）	
【資料 2-4-5】	各学科、各研究科で定めるディプロマポリシー	
【資料 2-4-6】	授業科目履修規程	
【資料 2-4-7】	大学院授業科目履修規程	
【資料 2-4-8】	学位申請の手引き（修士課程、博士課程）	
【資料 2-4-9】	博士論文審査について（方針）	
【資料 2-4-10】	修士学位論文審査員の選出に関する内規	

【資料 2-4-11】	大学院の論文提出による博士の学位の申請及び審査に関する内規	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	キャリア支援ハンドブック	
【資料 2-5-2】	就職委員会規程	
【資料 2-5-3】	キャリア支援セミナープログラム	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	授業計画（シラバス）集（学部、大学院）	【資料 2-2-14】と同じ
【資料 2-6-2】	履修の手引き（成績部分抜粋）	【資料 2-4-4】と同じ
【資料 2-6-3】	授業評価アンケート実施要項	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-6-4】	学修調査アンケート	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 2-6-5】	CBT 実施マニュアル	
【資料 2-6-6】	OSCE 実施マニュアル	
【資料 2-6-7】	授業及び研究指導の評価アンケート調査	
【資料 2-6-8】	人材養成に関するアンケート調査（修士課程）（平成 24 年度）	
【資料 2-6-9】	修士課程教育に関するアンケート調査	
【資料 2-6-10】	FD 活動報告書（学部、大学院）	【資料 2-2-21】と同じ
【資料 2-6-11】	授業評価アンケート実施要項	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-6-12】	グッドティーチング賞実施要領	
【資料 2-6-13】	国家試験合格率	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	就職委員会規程	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 2-7-3】	ボランティア委員会規程	
【資料 2-7-4】	奨学金委員会規程	
【資料 2-7-5】	ハラスメント防止委員会規程	
【資料 2-7-6】	ハラスメント調査委員会規程	
【資料 2-7-7】	ハラスメント相談員規程	
【資料 2-7-8】	履修の手引き、学生生活の手引き	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-9】	ボランティア活動報告	
【資料 2-7-10】	学生相談室利用案内	
【資料 2-7-11】	UPI 新入生精神的健康調査	
【資料 2-7-12】	那須セミナーハウス利用案内 湯布院セミナーハウスガイドブック	
【資料 2-7-13】	スクールバス時刻表	
【資料 2-7-14】	部・サークル一覧	
【資料 2-7-15】	学生生活アンケート	
【資料 2-7-16】	学生生活安全実態調査	

国際医療福祉大学

【資料 2-7-17】	保護者懇談会の案内及び実績	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	国際医療福祉大学が設置するセンターに係る規則	
【資料 2-8-2】	教育職員の任期に関する規程	
【資料 2-8-3】	教育職員の職制及び任免に関する規程	
【資料 2-8-4】	人事委員会規程	
【資料 2-8-5】	教育研究活動報告書	
【資料 2-8-6】	教員の職位の昇格に当たって考慮すべき資格要件	
【資料 2-8-7】	学内研究費取扱規程	
【資料 2-8-8】	FD 研修会年度別テーマ一覧	
【資料 2-8-9】	4 キャンパス合同教員研修会プログラム	
【資料 2-8-10】	「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項	
【資料 2-8-11】	若手研究者奨励賞ルール	
【資料 2-8-12】	国際医療福祉大学学会会則	
【資料 2-8-13】	国際医療福祉大学が設置するセンターに係る規則	【資料 2-8-1】と同じ
【資料 2-8-14】	総合教育科目検討資料（議事録）	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	キャンパスマップ、平面図	【資料 F-8】と同じ
【資料 2-9-2】	学生生活アンケート	【資料 2-7-15】と同じ
【資料 2-9-3】	教育用機器整備検討委員会規程	
【資料 2-9-4】	本学の教育環境概要	
【資料 2-9-5】	防災管理計画・消防訓練実施計画書	
【資料 2-9-6】	防災管理規程	
【資料 2-9-7】	講義室概要	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	大学ガイドブック 2015	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	公益通報者保護規程	
【資料 3-1-4】	不正防止計画	
【資料 3-1-5】	利益相反マネジメントポリシー等	
【資料 3-1-6】	職務発明等規程	
【資料 3-1-7】	学則、大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-8】	中期目標・中期計画	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-1-9】	理事及び監事名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-10】	評議員名簿	【資料 F-10】と同じ

国際医療福祉大学

【資料 3-1-11】	監査報告書	
【資料 3-1-12】	独立監査人監査報告書	
【資料 3-1-13】	事務組織規程	
【資料 3-1-14】	事務分掌規程	
【資料 3-1-15】	常任理事会規程	
【資料 3-1-16】	経営会議規程	
【資料 3-1-17】	生活環境負荷低減に対する基本方針・具体的対策	
【資料 3-1-18】	ハラスメント防止及び対策ガイドライン	
【資料 3-1-19】	ハラスメント防止委員会規程	【資料 2-7-5】と同じ
【資料 3-1-20】	ハラスメント調査委員会規程	【資料 2-7-6】と同じ
【資料 3-1-21】	ハラスメント相談員規程	【資料 2-7-7】と同じ
【資料 3-1-22】	防災管理規程	【資料 2-9-6】と同じ
【資料 3-1-23】	災害時における情報機器の使用に関する協定書（小田原市との協定）	
【資料 3-1-24】	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（小田原市との協定）	
【資料 3-1-25】	就業規則	
【資料 3-1-26】	労働安全衛生管理規程	
【資料 3-1-27】	財務情報公開に関する規程	
【資料 3-1-28】	計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）	
【資料 3-1-29】	ホームページ（情報公開）	
【資料 3-1-30】	大学広報誌「IUHW」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	常任理事会規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-2-3】	理事及び監事名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-4】	理事会開催実績一覧	
【資料 3-2-5】	常任理事会開催実績一覧	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学則、大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-2】	教授会規程	
【資料 3-3-3】	大学院研究科会議規程	
【資料 3-3-4】	大学院研究科代表者会議及び大学院代表者会議規程	
【資料 3-3-5】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 3-3-6】	医学教育調整会議規程	
【資料 3-3-7】	中期目標・中期計画	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-3-8】	国際医療福祉大学学会会則	【資料 2-8-12】と同じ

国際医療福祉大学

【資料 3-3-9】	国際医療福祉大学学会細則	
【資料 3-3-10】	キッズスクール開催実績一覧	
【資料 3-3-11】	幸齢者スクール開催実績一覧	
【資料 3-3-12】	「学生が選ぶグッドティーチング賞」表彰要項	【資料 2-8-10】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-4-2】	経営会議規程	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-4-3】	経営会議開催実績一覧	
【資料 3-4-4】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	理事会及び評議員会の監事出席状況一覧	
【資料 3-4-6】	監査報告書	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-4-7】	寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-8】	常任理事会規程	【資料 3-1-15】と同じ
【資料 3-4-9】	理事会開催実績一覧	【資料 3-2-4】と同じ
【資料 3-4-10】	常任理事会開催実績一覧	【資料 3-2-5】と同じ
【資料 3-4-11】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-4-12】	経営会議開催実績一覧	【資料 3-4-3】と同じ
【資料 3-4-13】	監査報告書	【資料 3-1-11】と同じ
【資料 3-4-14】	理事会及び評議員会の監事出席状況一覧	【資料 3-4-5】と同じ
【資料 3-4-15】	全学学部長・学科長会議開催実績一覧	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	事務組織規程	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-5-2】	事務分掌規程	【資料 3-1-14】と同じ
【資料 3-5-3】	部長会等開催実績一覧	
【資料 3-5-4】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-5-5】	教授会規程	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-5-6】	事務組織規程	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 3-5-7】	事務分掌規程	【資料 3-1-14】と同じ
【資料 3-5-8】	経営会議規程	【資料 3-1-16】と同じ
【資料 3-5-9】	就業規則	【資料 3-1-25】と同じ
【資料 3-5-10】	FD 委員会規程	
【資料 3-5-11】	教職員の教育研修実績	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	中期目標・中期計画	【資料 1-3-6】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 26 年度収支予算書	
【資料 3-6-3】	計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）	【資料 3-1-28】と同じ
【資料 3-6-4】	平成 26 年度収支予算書	【資料 3-6-2】と同じ
3-7. 会計		

【資料 3-7-1】	計算書類（平成 21 年度～平成 25 年度）	【資料 3-1-28】と同じ
【資料 3-7-2】	経理規程	
【資料 3-7-3】	経理規程取扱細則	
【資料 3-7-4】	独立監査人監査報告書	【資料 3-1-12】と同じ
【資料 3-7-5】	監査報告書	【資料 3-1-11】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	自己点検・評価委員会規程	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-1-3】	ホームページ（自己点検・評価報告書）	
【資料 4-1-4】	大学院の現状	
【資料 4-1-5】	大学院ホームページ（医療・生命薬学専攻／自己点検・評価）	
【資料 4-1-6】	学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-7】	自己点検・評価委員会規程	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-1-8】	ホームページ（自己点検・評価報告書）	【資料 4-1-3】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	ホームページ（自己点検・評価報告書）	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-2】	自己点検・評価委員会委員一覧	
【資料 4-2-3】	授業評価アンケート実施要項	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 4-2-4】	学生生活アンケート	【資料 2-7-15】と同じ
【資料 4-2-5】	学修調査アンケート	【資料 2-2-15】と同じ
【資料 4-2-6】	ホームページ（自己点検・評価報告）	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-7】	大学広報誌「IUHW」	【資料 3-1-30】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	自己点検・評価委員会規程	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-3-2】	平成 26 年度事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 4-3-3】	平成 25 年度事業報告	【資料 F-7】と同じ

基準 A. 国際性

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 海外研修プログラムの発展性		
【資料 A-1-1】	海外保健福祉事情研修プログラム	
【資料 A-1-2】	授業科目一覧（履修の手引き抜粋）	
【資料 A-1-3】	授業計画（シラバス）集（海外保健福祉事情抜粋）	
【資料 A-1-4】	海外保健福祉事情国別参加状況	
【資料 A-1-5】	国際協力協定締結一覧	

【資料 A-1-6】	「海外保健福祉事情」報告書	【資料 2-2-20】と同じ
A-2. 留学生受け入れプログラムの発展性		
【資料 A-2-1】	学生募集要項（学部、大学院）	【資料 F-4】と同じ
【資料 A-2-2】	国別留学生の受け入れ人数	
【資料 A-2-3】	留学生に対する奨学金制度の一覧	
【資料 A-2-4】	IUHW 奨学生募集要項	
【資料 A-2-5】	学生寮規程	
【資料 A-2-6】	大田原市営住宅規程	
【資料 A-2-7】	留学生ガイド	
A-3. 国際貢献の促進及び支援・実施体制		
【資料 A-3-1】	JICA プロジェクト、その他プロジェクトの資料	
【資料 A-3-2】	海外におけるシンポジウムの資料	

基準 B. 社会貢献と地域連携

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 社会貢献		
【資料 B-1-1】	図書館利用案内	
【資料 B-1-2】	キッズスクール開催実績一覧	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 B-1-3】	幸齢者スクール開催実績一覧	【資料 3-3-11】と同じ
【資料 B-1-4】	公開講座・公開授業案内	
【資料 B-1-5】	教員による県、市での委員等一覧	
【資料 B-1-6】	ボランティア活動報告	【資料 2-7-9】と同じ
B-1. 地域社会との連携に関する方針		
【資料 B-2-1】	大田原市と国際医療福祉大学との連携に関する協定	
【資料 B-2-2】	災害時における情報機器の使用に関する協定書（小田原市との協定）	【資料 3-1-23】と同じ
【資料 B-2-3】	災害時における帰宅困難者支援に関する協定（小田原市との協定）	【資料 3-1-24】と同じ
【資料 B-2-4】	大田原市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料	
【資料 B-2-5】	小田原市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料	
【資料 B-2-6】	大川市・国際医療福祉大学代表者懇談会の資料	
【資料 B-2-7】	平成 25 年度高大連携事業プログラム	
【資料 B-2-8】	産学医工連携推進室規程	
【資料 B-2-9】	技術情報交流会資料	
【資料 B-2-10】	「大学コンソーシアムとちぎ」関係資料	
【資料 B-2-11】	「大学ネットワークふくおか」関係資料	
【資料 B-2-12】	「九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク」関係資料	
【資料 B-2-13】	学生&企業研究発表会関係資料	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること